

容量市場 追加オークションについて

2025年2月公表
電力広域的運営推進機関

- 本説明会は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）が容量市場の2025年度追加オークション（対象 実需給年度：2026年度）を実施するにあたり、容量市場の概要（第1章）、追加オークション募集要綱の概要（第2～5章）、容量拠出金に関する概要（第6章）、会計や税務に関する考え方（第7章）に対する理解を深めていただくことを目的にしています。

内容	説明会/意見募集	スケジュール	主な対象
追加オークション募集要綱 (対象実需給年度：2026年度向け)	意見募集	意見募集： 2024年12月4日～12月18日 意見募集回答公表： 2025年1月30日	発電事業者等
追加オークション募集要綱・容量拠出金等 (オークションの入札方法・容量拠出金について)	追加オークション 制度詳細説明会	2025年2月14日	全事業者
容量市場業務マニュアル 追加オークションの参加登録・ 応札・容量確保契約書の締結編 (対象実需給年度：2026年度)	追加オークション 実務説明会	2025年2月14日	発電事業者等

- 制度概要説明会資料・動画や実務説明資料は以下のURLをご参照ください。
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html
- 容量市場FAQはこちら
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_FAQ.html

(参考) 容量市場に関連する文書類 (1/2)

関連文書等		概要	公表状況		
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～28年度向け 公表済	
		容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～26年度向け 公表済	
		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2023～24年度応札 公表済	
	容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
		長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	容量市場 業務 マニュアル ※1※2	メイン オーク ション	参加登録・応札・容量確保 契約書契約締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～28年度向け 公表済
			実需給前に実施すべき 業務（全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～27年度向け 公表済
			電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024～27年度向け 公表済
			実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～27年度向け 公表済
			容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ)) (発動指令電源)編			・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載	2024～25年度向け 公表済	
実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編			・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載		
容量抛出品対応編	・容量抛出品（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続等について記載				

(参考) 容量市場に関連する文書類 (2/2)

関連文書等		概要		公表状況	
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	2024~25年度向け 公表済
		長期脱炭素電源オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載 	2023~24年度応札 公表済
			電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更登録情報の変更業務について記載 	公表済
			実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 	
			ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 	
			実需給期間中 リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中リクワイアメント対応について記載 	意見募集実施予定
			容量抛出金対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの容量抛出金対応について記載 	
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済	

- 2025年度追加オークション（対象実需給年度：2026年度）が開催される場合の主な募集スケジュール※1は以下のようになります。
- 参加資格通知書の発行から応札の受付期間まで時間が限られておりますので、必要に応じて事業者情報の登録から期待容量の審査までの事前準備をお願いします。
- 追加オークションが開催されない場合は、参加資格通知書の発行以降のプロセスは発生いたしません。

期間	概要	調達オークション※2	リリースオークション※2
2025年3月3日(月)~2025年3月7日(金)	事業者情報の登録受付期間	○	
2025年3月3日(月)~2025年3月11日(火)	事業者情報の審査期間	○	
2025年3月3日(月)~2025年3月21日(金)	電源等情報の登録受付期間	○	
2025年3月3日(月)~2025年4月4日(金)	電源等情報の審査期間	○	
2025年4月8日(火)~2025年4月25日(金)	期待容量の登録受付期間	○	
2025年4月8日(火)~2025年5月16日(金)	期待容量の審査期間	○	
2025年4月23日(水)頃	追加オークションの開催判断および 需要曲線または供給曲線の公表	○	○
2025年6月3日(火)	参加資格通知書の発行	○	○
2025年6月4日(水)~2025年6月16日(月)	応札の受付期間	○	○
2025年6月17日(火)~2025年6月23日(月)	応札容量算定に用いた期待容量 等算定諸元一覧登録受付期間	○	○
2024年7月末頃	約定結果の公表期日	○	○

※1：不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

※2：「○」は調達オークションまたはリリースオークションに参加する事業者に関する項目です。

■ 追加オークションの実施判断までに行われた市場退出ペナルティの取扱い（p72）

追加オークション（調達）開催後に、ある一定の条件で市場退出ペナルティを減免するルールがあるところ、オークションの結果、供給信頼度基準を満たさない場合は、当該減免を適用しないこととなりました。

目次(1/3)

第1章. 容量市場の概要

容量市場導入の背景	……11
容量市場の概要	……12
容量市場におけるオークションの種類	……13
追加オークションの開催について	……14

第2章. 調達オークション_募集概要

調達オークションのスケジュール (対象実需給年度：2026年度)	……16
調達オークション参加対象となる事業者	……18
調達オークション参加対象となる電源等	……19
調達オークション参加対象とならない電源等	……22
調達オークション応札が可能な容量	……23
調達オークション応札単位	……24

第3章. 調達オークション_参加登録

参加登録の概要	……26
容量市場システムの利用に向けた事前手続き	……27
事業者情報の登録の申込み	……28
電源等情報の登録の申込み	……29
: 安定電源	……30
: 変動電源(単独)	……34
: 変動電源(アグリゲート)	……36
期待容量の登録の申込み	……38
: 期待容量とは	……38
: 期待容量の算定方法	……39
: 登録方法	……40
: 期待容量等算定諸元一覧	……41
参加資格通知書	……42

第4章. 調達オークション

調達オークションの概要	……44
: 期待容量等算定諸元一覧	……45
調達オークションへの応札	……46
需要曲線	……47
調達オークション(全国)における 落札電源および約定価格の決定方法	……48
調達オークション(エリア)における 落札電源および約定価格の決定方法	……50
容量確保契約書の締結	……51
: 契約内容	……51
: 経過措置とは	……52
経過措置の扱いについて	……54

目次(2/3)

第5章. 調達オークション_契約の履行

契約の履行の概要	……59
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像	……60
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	
①余力活用に関する契約の締結	……61
②計画停止	……62
③市場応札	……63
④供給指示への対応	……65
⑤稼働抑制	……66
⑥計画停止 (変動電源 (単独))	……68
⑦計画停止 (変動電源 (アグリゲート))	……69
⑧発動指令への対応	……70
供給力の提供ができなくなった場合の扱い	……71
容量確保契約金額の支払	……74

第6章. リリースオークション_募集概要

リリースオークションのスケジュール (対象実需給年度：2026年度)	……78
参加資格通知書	……80
リリースオークション応札単位	……81

第7章. リリースオークション

リリースオークションの概要	……83
: 期待容量等算定諸元一覧	……84
リリースオークションへの応札	……85
供給曲線	……86
リリースオークション(全国)における 落札電源および約定価格の決定方法	……87
リリースオークション(エリア)における 落札電源および約定価格の決定方法	……89
容量確保契約書の変更：契約内容	……90
リリースオークションの交付/請求額	……91

目次(3/3)

第8章. 容量拠出金

容量拠出金の全体像	……95
月次の請求・支払スケジュール	……98
月次の請求・支払フロー	……99
容量拠出金の追加請求および還元について	……100
各小売電気事業者への請求額の算定	……101
容量拠出金の端数調整	……107
請求額の算定方法(調達オークション)	……109
請求額の算定方法(リリースオークション)	……118

第9章. 容量市場の取引や税務面について

容量市場取引の流れ	……128
容量確保契約金額について	……129
容量確保契約金額とペナルティの関係性	……130
経済的ペナルティ等の種類およびリクアワイアメント、アセスメント実施時期	……131
容量拠出金について	……132
容量市場における消費税の取り扱いについて	……133
消費税のインボイス制度対応について	……136
容量市場口座情報等の 会員情報管理システムへの登録	……137

第10章. その他

発電設備等の情報掲示板	……139
お知らせ	……140
各種資料等参照先	……141
お問い合わせ先	……142

参考資料

容量確保契約の変更・解約	……144
請求額の算定方法 (調達オークション_市場が分断される場合)	……145
請求額の算定方法 (リリースオークション請求額が発生する場合)	……154

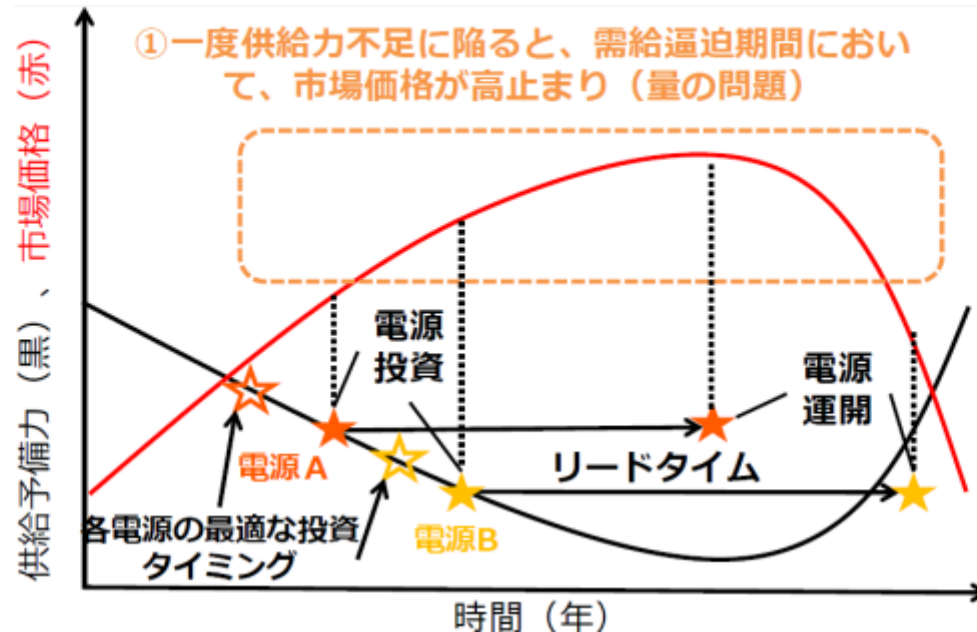
第1章 容量市場の概要

- ・容量市場導入の背景
- ・容量市場の概要
- ・容量市場におけるオークションの種類
- ・追加オークションの開催について

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大や市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下の懸念がありました。投資予見性が低下すると、電源の新設・リプレース等が十分になされず、また既存発電所の閉鎖が進み、中長期的な供給力不足になる可能性があります。
- 中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。
- 一定の投資予見性を確保して電源投資を適切なタイミングで行っていただくことで供給力不足の回避とそれによる卸電力市場価格の安定化を目的として容量市場が導入されました。

【供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）】

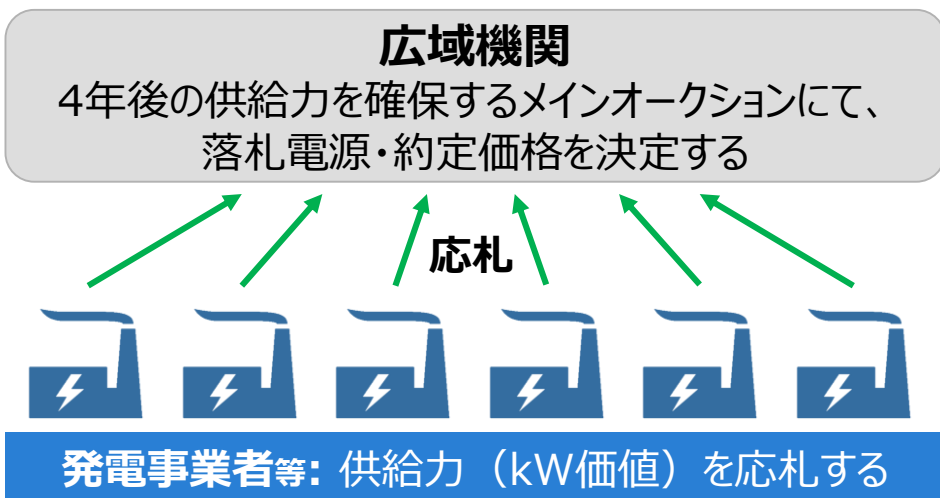
※事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合



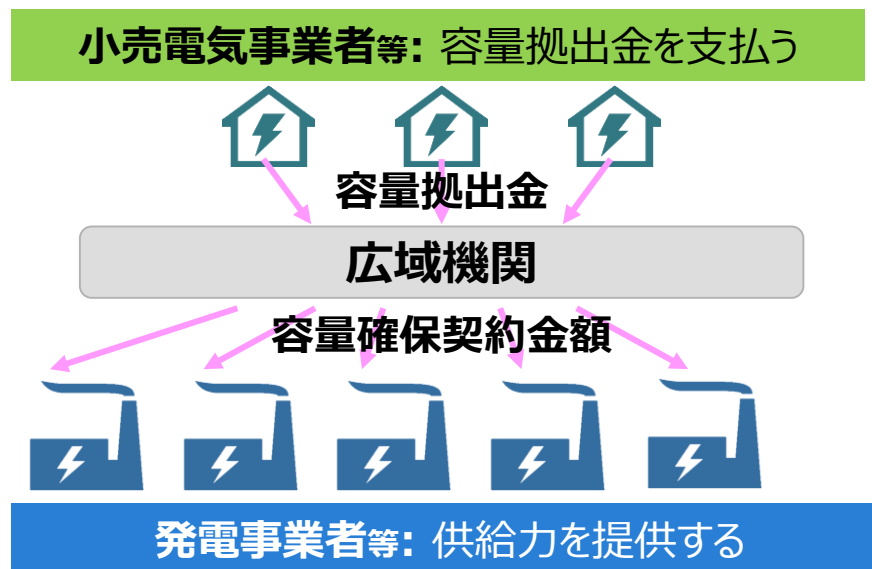
第2回 電力システム改革貫徹のための政策小委員会資料より

- 広域機関は、容量市場で、実需給期間4年前のメインオークションにて全国で必要な供給力を一括して確保します。※1
 - 広域機関※2 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。
実需給期間に、全ての小売電気事業者等から容量拠出金を頂き、発電事業者等（落札電源）に対して容量確保契約金額を支払います。
 - 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
 - 小売電気事業者等※3 : 容量拠出金を本機関に支払います。

メインオークションの開催（2020年以降、毎年開催）



実需給期間（メインオークションの4年後）



※1：実需給年度の1年前に追加オークションを行い、供給力の過不足を調整することがあります。また、2025年度以降のオークションでは、追加オークションで調達する供給力を除いて、メインオークションで確保することと整理されました。

※2：広域機関は全電気事業者が加入する中立的な機関であり、供給計画の取りまとめを行い、全国レベルでの供給予備力評価等の知見があるという理由から、容量市場の運営等にあたっては、広域機関が市場管理者として一定の役割を果たすことが適当である旨が制度設計の場において整理されています。

※3：一般送配電事業者および配電事業者も容量拠出金を支払います。

第1章 容量市場の概要

容量市場におけるオークションの種類

- 容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力[※]をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

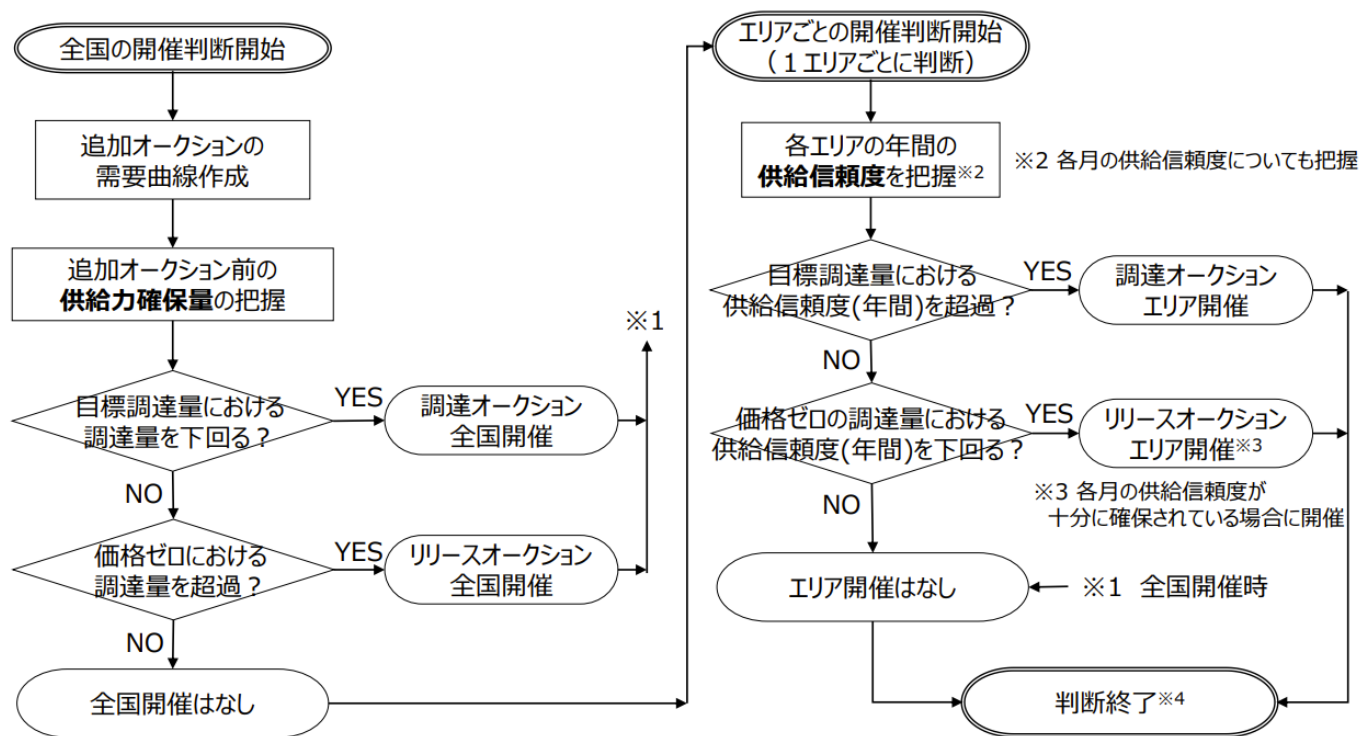
容量市場の種類		各オークションの詳細
容量オークション (右記オークションの総称)	メインオークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という）の4年前に実施する。
	本日の主な説明対象 追加オークション	<p>メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 調達オークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。 ➤ リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。
	長期脱炭素電源オークション	脱炭素化に向けた新設・リプレイス等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する。
特別オークション		安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。

※：沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力

第1章 容量市場の概要

追加オークションの開催について

- 追加オークションは、メインオークション後の想定需要の変化や供給力の変化を踏まえ、供給計画（第2年度）の需給バランス評価に基づき開催判断が行なわれます。
- 追加オークションの開催判断の公表は、本機関ホームページにおいて毎年4月頃を目途に行います。ただし、追加オークションを開催しない場合もあり、その場合においても本機関ホームページにおいて開催しない旨の公表を行います。また、エリア（ブロック）のみ追加オークションの開催を行う場合もあり、その場合も同様に本機関ホームページにおいて開催内容の公表を行います。



※4 各月の供給信頼度、供給計画における需給状況を踏まえ、国の関連審議会等で実施について最終判断

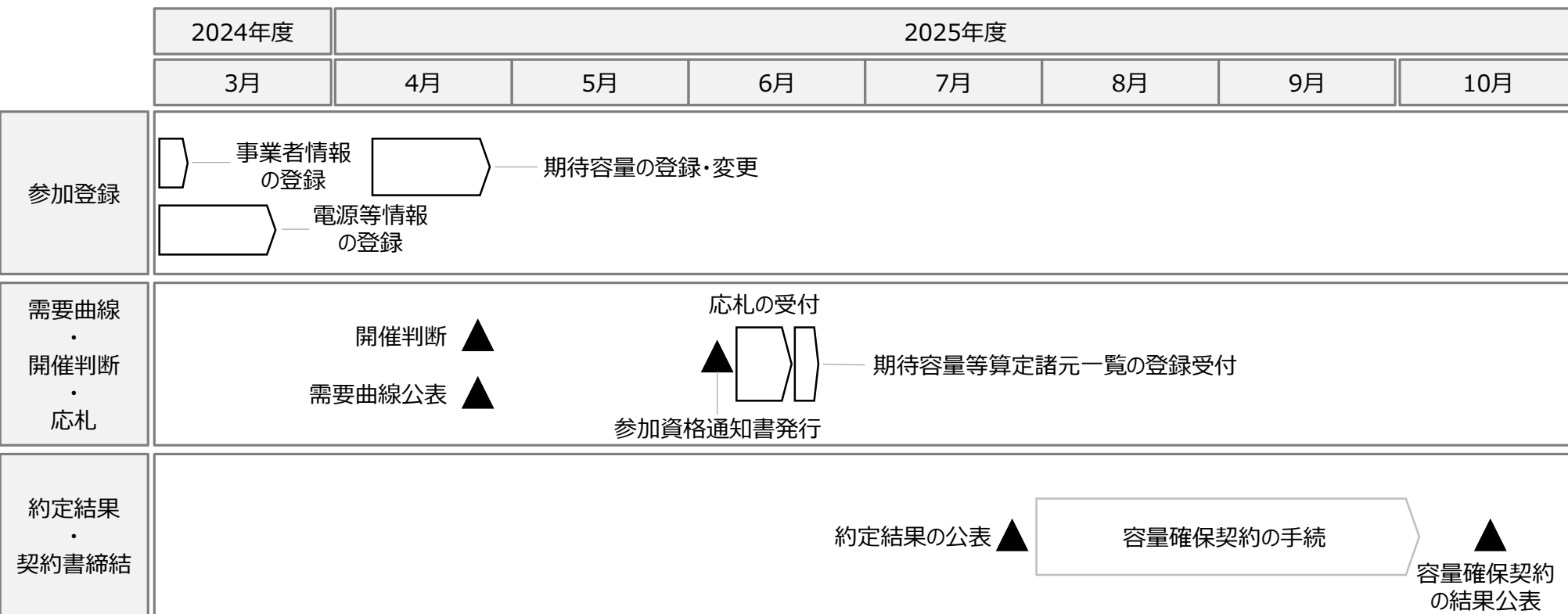
第2章 調達オークション_募集概要

- ・調達オークションのスケジュール(対象実需給年度：2026年度)
- ・調達オークション参加対象となる事業者
- ・調達オークション参加対象となる電源等
- ・調達オークション参加対象とならない電源等
- ・調達オークション応札が可能な容量
- ・調達オークション応札単位

調達オークションのスケジュール（対象実需給年度：2026年度）

■ 2025年度調達オークション（対象実需給年度：2026年度）に係るスケジュールは以下の予定です。

【調達オークションのスケジュール（参加登録～約定結果の公表・契約書締結）】



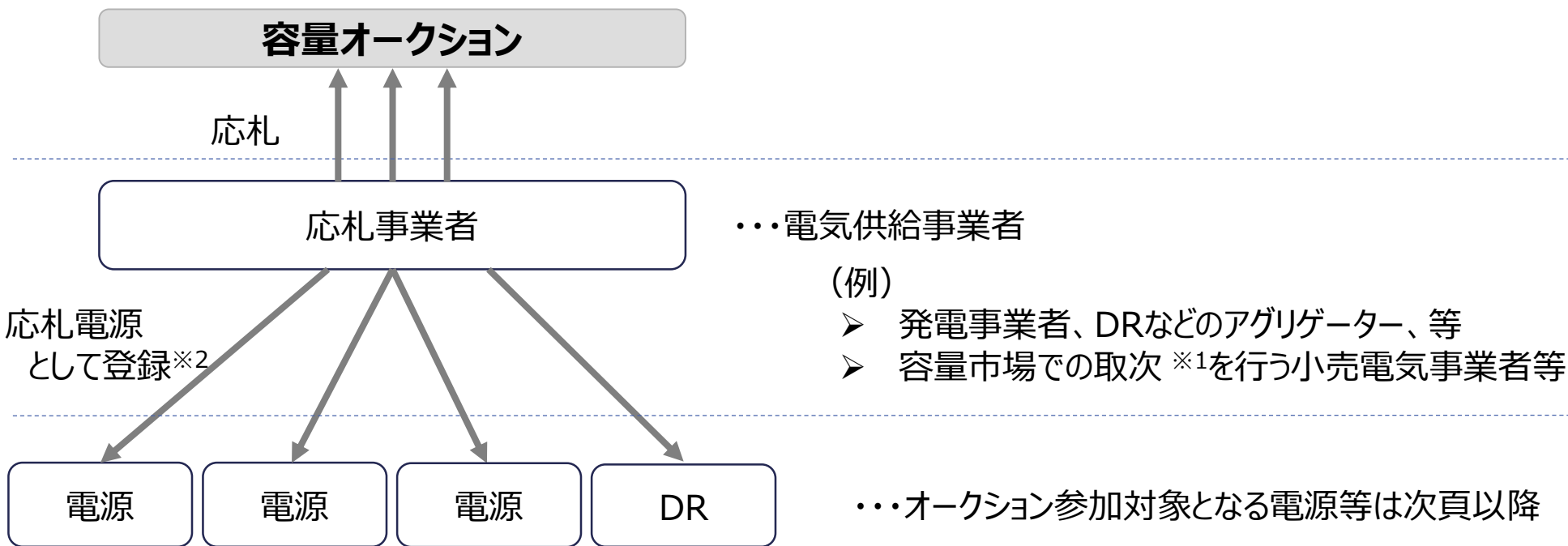
(参考) 容量市場の全体スケジュール (対象実需給年度：2026年度)

- 対象実需給年度：2026年度に係る容量市場の全体スケジュールは以下の予定です。
- 小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者から容量拠出金を受領した後に、リクワイアメントを満たした容量提供事業者に対して、実需給年度中に容量確保契約金額の支払が開始されます。

【容量市場全体スケジュール (メインオークション参加登録～実需給年度中)】



■ オークションの参加登録申請が可能な事業者は電気供給事業者(電気事業法第22条の3) とします。



- オークション参加対象となる電源等は、実需給年度に供給力を提供できる安定電源・変動電源・発動指令電源です。相対契約を締結している電源等も容量市場に参加することができます。
- オークションの募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島※1を除きます。

オークション参加対象となる電源等の概要

安定電源	変動電源		発動指令電源※2
	変動電源(単独)	変動電源(アグリゲート)	
計量単位の期待容量※3が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの	計量単位の期待容量※3が1,000kW以上の供給力を提供するもののうち、自然変動電源に該当するもの	計量単位の期待容量※3が1,000kW未満の電源のうち、自然変動電源を組み合わせ※4することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの	計量単位の期待容量※3が1,000kW未満の電源・安定的供給力を提供できない自家発・DRなどを単独または組み合わせ※4することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの
(例) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火力、原子力、 ➢ 大規模水力（揚水式、貯水式、一部の自流式） ➢ 地熱・バイオマス・廃棄物 ➢ 蓄電池※5 	(例) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水力（一部の自流式） ➢ 風力 ➢ 太陽光 	(例) <ul style="list-style-type: none"> ➢ DR ➢ 自家発 ➢ 蓄電池 ➢ その他 	

※1：離島とは電気事業法施行規則第3条の2で定める本土と系統が接続していない島を指します。
 ※2：発動指令電源にて供給力を提供する場合、オンライン機能（簡易指令システム、専用線オンライン）を既に具備して、実効性テストを完了していることが求められます。
 ※3：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。（詳細は第3章で後述）
 ※4：組合せは同一供給区域内の電源等の組合せに限ります。
 ※5：計量単位の期待容量が1,000kW以上で、供給計画に計上されている、または計上見込みとなる蓄電池は安定電源となります。

(参考)オークション参加対象となる電源等の詳細

オークション参加対象となる電源等

電源/DR	期待容量※1	電源種別	発電方式別	供計ガイドラインに基づく電源※2	供計ガイドラインに基づかない電源※2
電源	計量単位 1,000kW以上	水力	一般（調整式・貯水式）	安定電源	発動指令電源
			一般（自流式）	安定電源／変動電源（単独）※3	
			揚水※6	安定電源	
		火力	—		
		原子力	—		
		再生可能 エネルギー	風力・太陽光	変動電源（単独）	
			地熱・バイオマス・廃棄物	安定電源	
	その他	蓄電池※5	安定電源		
	計量単位 1,000kW未満	水力	一般（調整式・貯水式）	発動指令電源	
			一般（自流式）	発動指令電源／変動電源（アグリゲート）※4	
			揚水	発動指令電源	
		火力	—		
		原子力	—		
		再生可能 エネルギー	風力・太陽光	変動電源（アグリゲート）	
地熱・バイオマス・廃棄物			発動指令電源		
その他	蓄電池				
DR	—	—	—	発動指令電源	

※1：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。（詳細は第3章で後述）

※2：供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上されている、もしくは供給計画に計上する見込みがある電源等が安定電源または変動電源に登録が可能です。また、供給計画に計上されていない、もしくは供給計画に計上する見込みがない電源等は発動指令電源に登録が可能です。なお、発動指令電源として落札した事業者は、発動指令電源の供給電力の計上内訳について、供給計画の別紙に記載して提出することが求められます。

※3：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は安定電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（単独）となります。

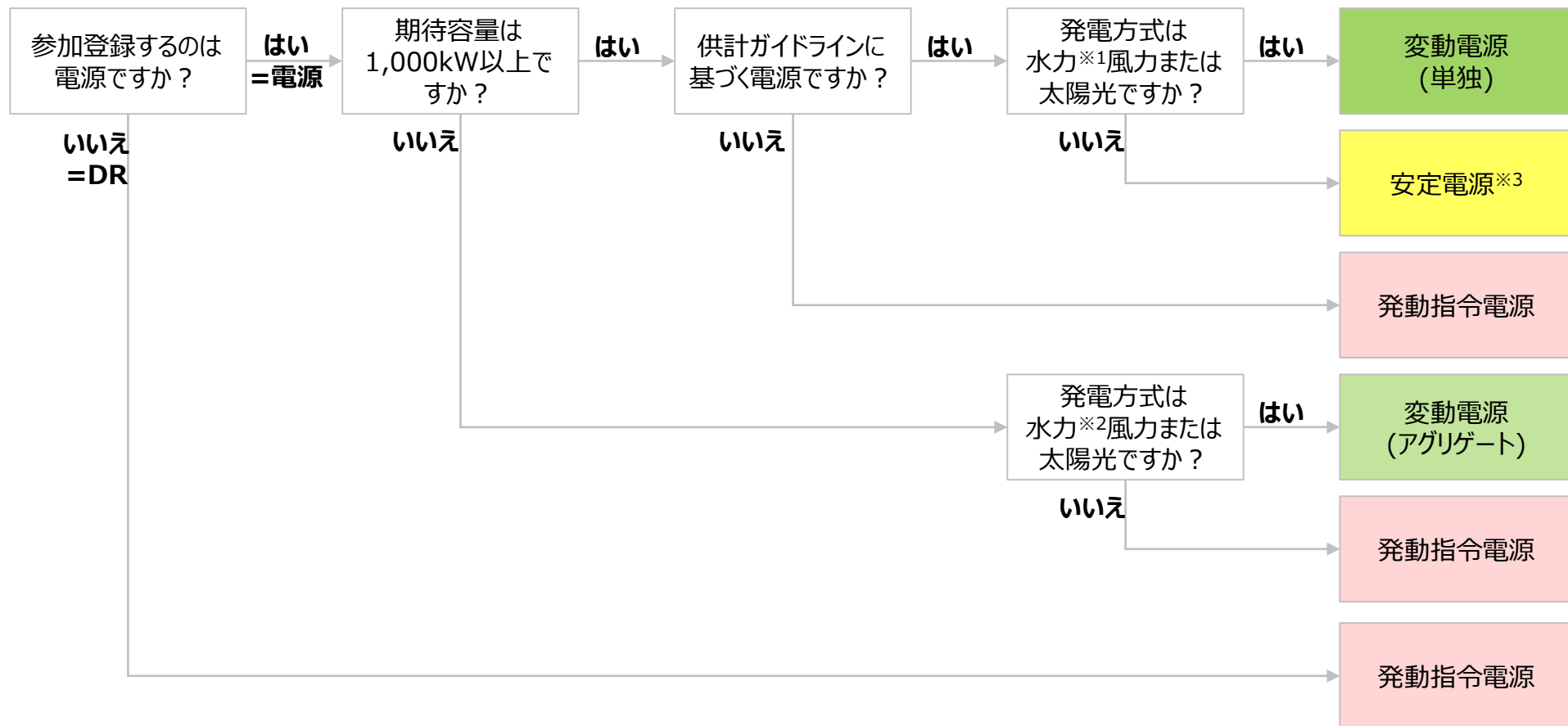
※4：供給計画においてダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（アグリゲート）となります。

※5：対象実需給年度：2027年度向けメインオークション以降に実施されるオークションにおいて、計量単位の期待容量が1,000kW以上で、供給計画に計上される、または見込みとなる蓄電池（1日1回以上連続3時間以上運転継続が可能な能力を有するもの）は安定電源となります。

※6：揚水式は発電可能時間3時間以上に限ります。

(参考)区分判定用 簡易チャート

オークション参加対象となる電源等の区分判定用 簡易チャート



※1：水力電源で調整式または貯水式、もしくは揚水式で発電可能時間3時間以上の場合は安定電源、それ以外は変動電源(単独)となります。

※2：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(アグリゲート)となります。

※3：計量単位の期待容量が1,000kW以上で、供給計画に計上される、または見込みとなる蓄電池（1日1回以上連続3時間以上運転継続が可能な能力を有するもの）は安定電源となります。

調達オークション参加対象とならない電源等

- 以下の電源等は参加できません。
 - FIT電源
 - ・実需給年度開始までにFIT買取期間が終了する電源は参加可能です
 - ・バイオマス混焼(石炭混焼以外)の場合は、非FIT相当分について参加可能です
 - ・バイオマス混焼(石炭混焼)の場合は、認定上のバイオマス比率をゼロにした場合のみ参加可能です
 - FIP電源
 - ・FIP制度による適用期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。
 - 電源入札で落札した電源※1
 - 実需給年度中に供給力を提供できない電源(例：建設未完了)
 - 専ら自家消費にのみ供される電源※2
 - 専ら自己託送および特定供給のみに供される電源※3
 - 専ら特定送配電事業者が利用する電源※3
 - 実需給期間中において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約または接続供給契約がない電源等※4
- なお、ノンファーム型接続が適用される電源について、2025年度調達オークション（対象実需給年度：2026年度）に参加可能です。

※1：本機関の業務規程第33条に基づく電源を指します。

※2：自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合はオークション参加可能です。

※3：運用および契約の形態によって登録が可能な場合がありますので、本機関に個別でお問い合わせください。

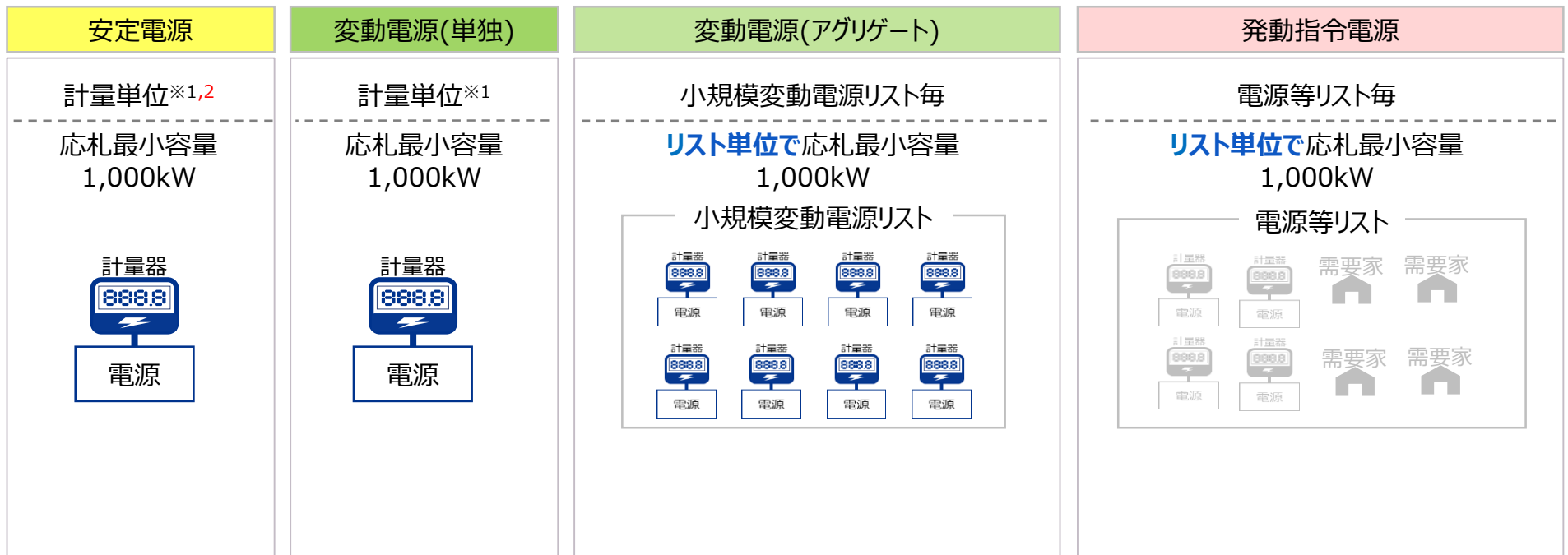
※4：ただし、実需給期間前に最終保障供給であっても、実需給期間中において一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約または接続供給契約が締結されていれば登録可能です。

■ 調達オークションへ応札可能な電源等の容量は、メインオークションで入札して落選した非落札の電源等の容量、およびメインオークション時に実需給年度における供給力の提供が確定していなかった未応札の電源等の容量になります。※1,2

メインオークションの状況	調達オークションへ参加する容量	参加可否
非落札の電源	<ul style="list-style-type: none"> 非落札の容量 新增設による供給力増加分 自家発電余剰の供給力増加分 その他メインオークション時に未確定の供給力※1 	○
未応札の電源	<ul style="list-style-type: none"> 新增設による供給力増加分 自家発電余剰の供給力増加分 その他メインオークション時に未確定の供給力※1 	△ (売り惜しみの事実がなく、やむを得ない合理的な理由が確認できる場合にのみ可)
	<ul style="list-style-type: none"> メインオークション時の期待容量と応札容量の差分※1 期待容量を登録後に、応札しなかった容量 供給計画に計上しているが、応札しなかった供給力 FIT電源から非FIT電源になろうとする供給力（石炭混焼バイオ、ごみ発電施設等） その他メインオークション時に供給力として存在していたが、応札しなかった供給力 	

- 安定電源・変動電源(単独)の応札単位は計量単位毎^{※1,2}とします。
- 変動電源(アグリゲート)は小規模変動電源リスト毎とします。
- 発動指令電源は電源等リスト毎とします。
- 応札容量の最小値は1,000kWとし、応札容量の最大値は参加資格通知書^{※3}に記載されている応札上限容量とします。なお、応札容量は1kW単位で登録できます。

オークション応札単位



※1：属地一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく計量器等が取り付けられた受電または供給地点単位のことを指します。

※2：安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時（前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合）に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても電源等リストに登録可能です。1計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能です。

※3：調達オークションに応札可能な事業者へ通知されます。

第3章 調達オークション_参加登録

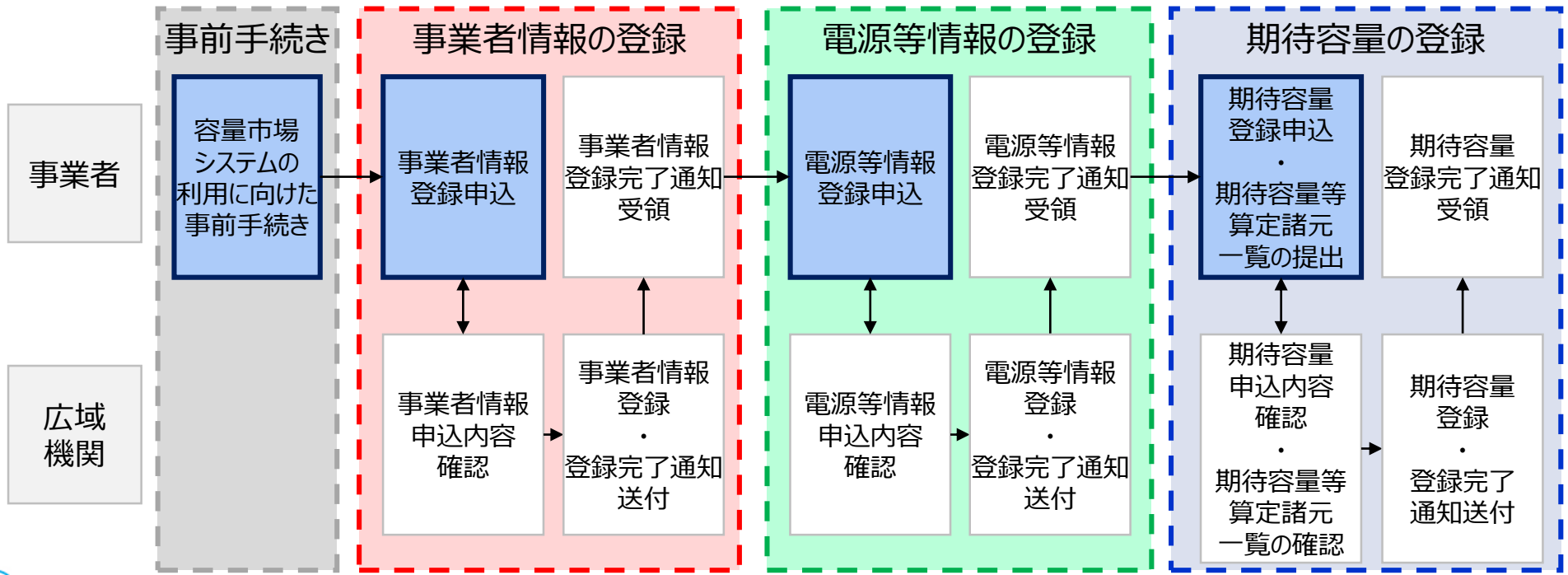
- ・参加登録の概要
- ・容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- ・事業者情報の登録の申込み
- ・電源等情報の登録の申込み
 - ：安定電源
 - ：変動電源(単独)
 - ：変動電源(アグリゲート)
- ・期待容量の登録の申込み
 - ：期待容量とは
 - ：期待容量の算定方法
 - ：登録方法
 - ：期待容量等算定諸元一覧
- ・参加資格通知書

第3章 調達オークション_参加登録

参加登録の概要

- 調達オークションに応札するために容量市場システムを利用して参加登録を行う必要があります。
- 参加登録に係る主要な手続きは以下です。
 - 容量市場システムの利用に向けた事前手続き（必要がある場合のみ実施）
 - 事業者情報の登録の申込み
 - 電源等情報の登録の申込み（容量を提供する電源等の区分ごとに登録方法が異なります。）
 - 期待容量の登録の申込み

【凡例】 本資料での説明対象



※応札する事業者が、電源等情報および期待容量を登録する必要があります。

- 容量市場システムでの参加登録にあたり、事前に以下を取得しておく必要があります。
 - 事業者コード
 - クライアント証明書
 - 系統コード
- 既に取得済みの場合はそのままご利用いただけます。
- 未取得の場合、新たにアグリゲート電源（変動電源(アグリゲート)）として参加する場合等、取得手続きが必要です。
- 申込みが集中した場合、取得には**最大3週間程度**の時間を要する可能性がありますので、早めの事前手続きをお願いいたします。
- 詳細については、当機関HP「容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて」を参照願います。

- 容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html

クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。

- クライアント証明書については以下をご参照ください

- クライアント証明書の認証局

https://www.occto.or.jp/occtosystem2/client_shoumeisho.html

- 参加登録申請者は、容量市場システムに事業者情報の登録の申込みを行って頂きます。なお、過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- 登録項目・提出書類は以下のとおりです。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ登録が完了した旨を通知を送付し、容量市場システムへのログイン情報をお知らせします。不備がある場合はその旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

事業者情報の登録項目および提出書類

登録項目	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者コード※1 ● 参加登録申請者名※2 ● 所在地 ● 銀行口座 ● 担当者名 ● 担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署) ● 登録番号（適格請求書発行事業者） ● 収入金課税事業者への該当有無 ● クライアント証明書のシリアルNo※1 ● クライアント証明書のIDおよびその有効期限※1 	<ul style="list-style-type: none"> ● 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書 (追加オークション募集要綱 様式1参照、容量市場システムに捺印済み書類を登録してください。なお、本機関への原本の郵送は不要です。) ※容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。

※1：未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

※2：参加登録申請者名は、電気供給事業者の法人としての正式名称で登録してください。

- 事業者情報の登録が完了した参加登録申請者は、ログイン情報の通知を受けた後、電源等情報の登録を行って頂きます。※
 - 電源等情報の登録においては、実需給年度（2026年度）に想定される情報を記載してください。
- 既に実需給年度のメインオークションで登録いただいている電源等情報について変更がない場合、新たに登録手続きを行う必要はありません。内容確認の上、必要に応じて修正してください。なお、長期脱炭素電源オークションにおいて電源登録を行った電源等に関しては、新たに電源登録が必要ですのでご注意ください。
- 1 計量単位内の電源の電源等情報を別々の参加登録申請者が登録することはできません。1 計量単位内の電源は全て同一の参加登録者が登録することとなります。ただし、1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1 リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録者が登録することも可能です。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ登録が完了した旨を通知します。不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は電源等情報の登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

※：発動指令電源は、実効性テスト前に登録済のため、あらためて登録が必要な項目および提出書類はありません。

電源等情報の登録の申込み：安定電源(1/3)

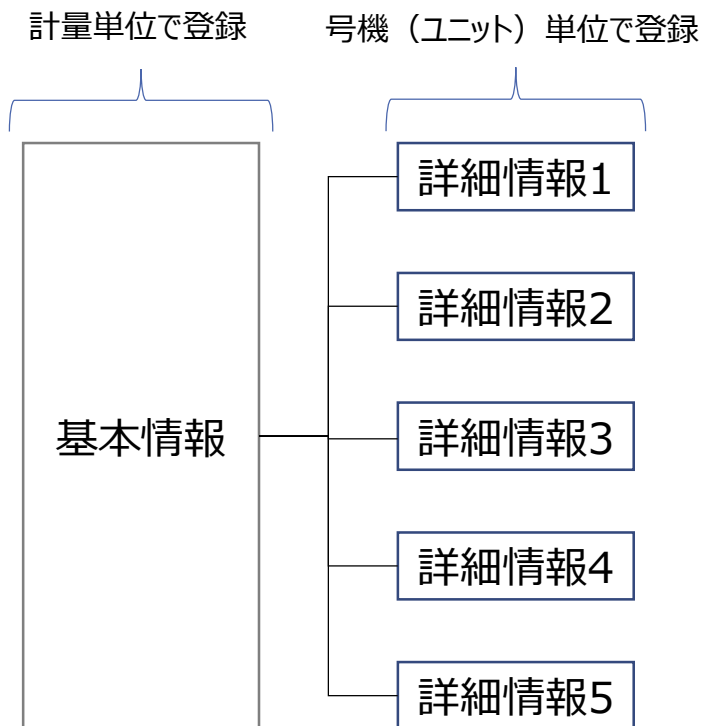
電源等情報の登録

30

安定電源

- 安定電源の登録項目は、以下のとおりです。
 - 1計量単位に複数の号機(ユニット)を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機(ユニット)を電源等情報(詳細情報)として登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

基本情報と詳細情報の関係



電源等情報の登録項目

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等の名称
		受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
		同時最大受電電力
	詳細情報	専用線オンライン/その他
		号機単位の名称
		号機単位の所有者
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運開年月
		調整機能の有無
発電用の自家用電気工作物(余剰)の該当有無		
FIT認定ID		
特定契約の終了年月(FIT電源のみ)		
発電BGコード		
需要BGコード・計画提出者コード		
相対契約上の計画変更締切時間		
電源の起動時間		

電源等情報の登録の申込み：安定電源(2/3)

- 安定電源の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。ただし、電源等情報の登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。※3

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】 : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	電源等の名称 確認用		選択可能書類 電源種別の 区分確認用※4		運開年月 確認用	発電用の自家用電気 工作物(余剰)の該当 有無確認用	任意書類
		既設電源	新設電源※2	同時最大受電 電力確認用				
発電事業届出書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
電気工作物変更届出書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
自家用電気工作物使用開始届出書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特定自家用電気工作物接続届出書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
接続検討回答書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
工事計画届出書および別添の工事工程表		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>				
常時系統エリアを確認できる書類 (複数エリアに系統接続している場合)	<input type="checkbox"/> ※5							
取次契約書(取次の場合)	<input type="checkbox"/> ※5							
使用前検査合格証						<input type="checkbox"/>		
使用前安全管理審査申請書						<input type="checkbox"/>		
余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類(契約書の写し等)(調整機能有の場合)	<input type="checkbox"/> ※5							
電力供給契約書(発電用の自家用電気工作物(余剰)に該当する場合)	<input type="checkbox"/> ※5							
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)(FIT電源の場合)	<input type="checkbox"/> ※5							
発電所の設計効率が42%以上であることを当該発電所を保有する事業者以外が示す書類(主燃料が石炭である発電所で、控除対象外の場合)								<input type="checkbox"/> ※5
託送供給承諾のお知らせ				<input type="checkbox"/>				
系統連系承諾書				<input type="checkbox"/>				

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

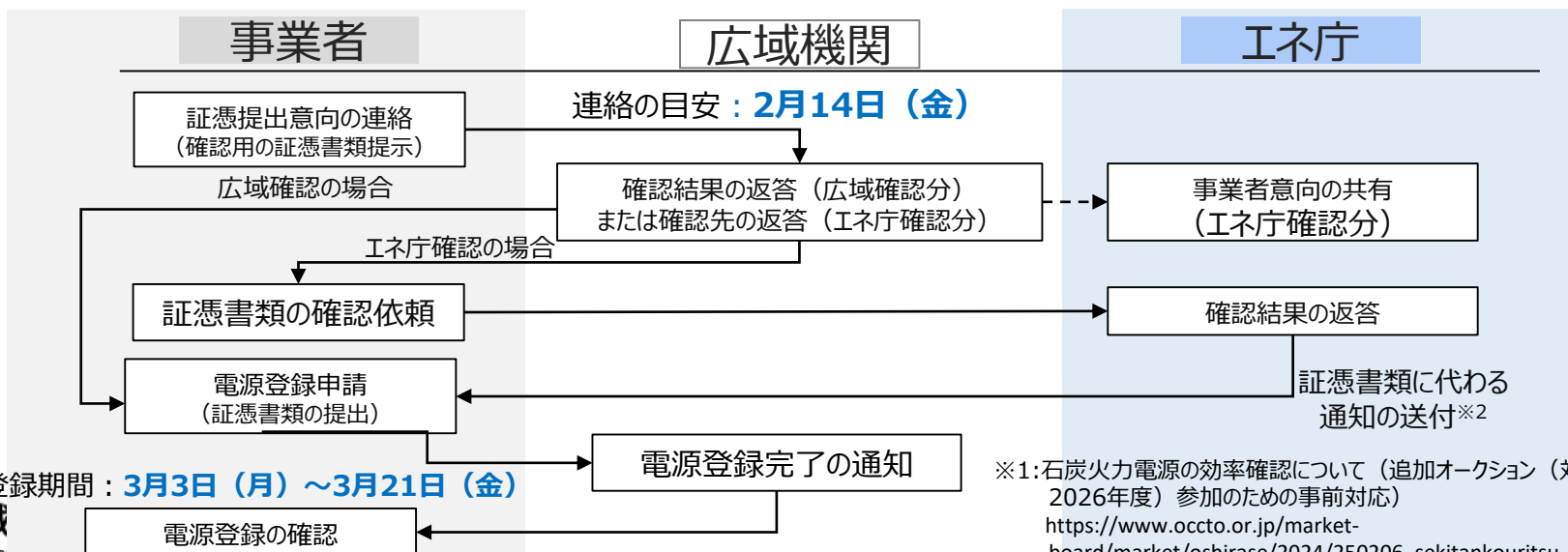
※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※3：書類の提出および追加登録の期限（2026年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。

※4：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※5：()内に記載の場合に限る

- 2025年度追加オークション（対象実需給年度：2026年度）では、石炭を主燃料とする安定電源に対し、建設時または設備改造時の設計効率が42%以上であることを確認できない場合は、稼働抑制（年間設備利用率が50%以下）のリクワイアメントが課されます※1。
- 主燃料が石炭である安定電源で、設計効率が42%以上であること、または実需給2025年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請する予定の事業者は、その意向を下記の本機関窓口まで連絡してください。
 - 参加登録専用問合せ窓口：youryou_toroku@occto.or.jp ◆連絡の目安：2月14日（金）
- 提出予定の証憑が、「容量市場における入札ガイドライン」に定める要件（第三者による担保、設計効率の記載、発電所の特定）を満たすか、本機関が判断できる案件の場合は、本機関にて確認します。証憑書類が要件を満たすか本機関が判断できない場合は、別途資源エネルギー庁とやり取りをしていただくため窓口を紹介します。
- 電源登録期間までに資源エネルギー庁からの通知を取得し電源登録申請をおこなっていただくため、申請予定の事業者は、電源登録開始前までに可能な限り早く、本機関にご連絡をお願いします※2。
- **実需給2026年度を含めて設計効率を確認済で、内容の変更等がない場合には、新たな対応は不要です。**



電源登録期間：3月3日（月）～3月21日（金）



※1:石炭火力電源の効率確認について（追加オークション（対象実需給年度：2026年度）参加のための事前対応）

https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2024/250206_sekitankouritsu_tsuika_annai.html

※2:標準的なケースで通知の送付までに2週間程度かかります。

(参考) 証憑書類のサンプル

電源等情報の登録

33

安定電源

- 前頁に記載した設計効率を示す証憑書類のサンプルです。
- 証憑書類が満たすべき要件例は以下の通り。詳細は容量市場における入札ガイドライン※を参照してください。
 - ◆ 第三者による担保
 - ◆ 設計効率の記載
 - ◆ 発電所の特定

証憑サンプル

(証憑例①：報告書表紙)

(証憑例②：プラント効率表)

発電所の特定

発電事業者名：▲▲株式会社

発電所名：××発電所

性能試験結果報告書

日付：●●年●月●日

第三者による担保

試験実施事業者：■ ■株式会社

試験負荷		100%	75%	50%	30%
発電機端電力 (kW)	実績値
	計画値
ボイラ効率 (%)	実績値
	計画値
プラント損失率 (%)	実績値
	計画値
発電端プラント効率 (%)	実績値
	計画値

設計効率の記載
(負荷100%時のプラント
効率を審査します)

※2024年4月15日に公表された「容量市場における入札ガイドライン」の「7.カーボンニュートラルとの整合性 (2)誘導措置の対象電源の確認方法」に記載されています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/youryougl_20240415.pdf

電源等情報の登録の申込み：変動電源(単独)(1/2)

電源等情報の登録

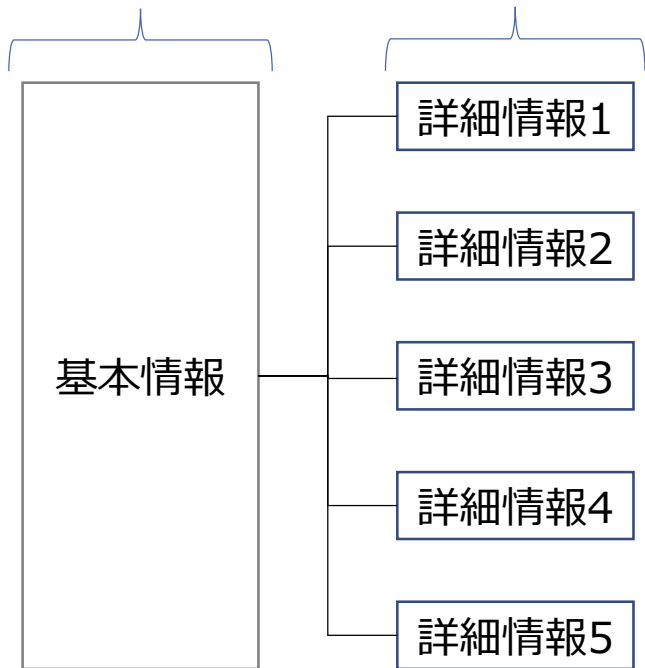
変動電源(単独)

- 変動電源(単独)の登録項目は、以下のとおりです。
 - 1計量単位に複数の号機(ユニット)を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機(ユニット)を電源等情報(詳細情報)として登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

基本情報と詳細情報の関係

計量単位で登録

号機(ユニット)単位で登録



電源等情報の登録項目

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等の名称
		受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
	詳細情報	同時最大受電電力
		号機単位の名称
		号機単位の所有者
		系統コード
		電源種別の区分
詳細情報	発電方式の区分	
	設備容量	
	運開年月	
	FIT認定ID	
	特定契約終了年月(FIT電源のみ)	
詳細情報	発電BGコード	

電源等情報の登録の申込み：変動電源(単独)(2/2)

- 変動電源(単独)の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。
ただし、電源等情報の登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。※3

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】  : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類			
		電源等の名称 確認用	同時最大受電 電力確認用	電源種別の 区分確認用※4	運開年月 確認用
発電事業届出書		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
電気工作物変更届出書		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
自家用電気工作物使用開始届出書	既設電源	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特定自家用電気工作物接続届出書		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
接続検討回答書	新設電源※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
工事計画届出書および別添の工事工程表		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
常時系統エリアを確認できる書類 (複数エリアに系統接続している場合)	<input type="checkbox"/> ※5				
取次契約書(取次の場合)	<input type="checkbox"/> ※5				
使用前検査合格証					<input type="checkbox"/>
使用前安全管理審査申請書					<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定 について(通知)(FIT電源の場合)	<input type="checkbox"/> ※5				
託送供給承諾のお知らせ			<input type="checkbox"/>		
系統連系承諾書			<input type="checkbox"/>		

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※3：書類の提出および追加登録の期限（2026年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。

※4：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※5：()内に記載の場合に限る

電源等情報の登録の申込み：変動電源(アグリゲート)(1/2)

電源等情報の登録
変動電源(アグリゲート)

- 変動電源(アグリゲート)の登録項目は以下のとおりです。
 - 小規模変動電源リストの情報をリスト単位、アグリゲートされる各電源の情報を電源等情報(基本情報)および電源等情報(詳細情報)として電源単位で登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録項目一覧

小規模変動電源リストの情報

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		小規模変動電源リストの名称
		系統コード
		エリア名

アグリゲートされる各電源の内訳情報

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分	計量単位ごとに登録	
		電源等の名称		
		受電地点特定番号		
		系統コード		
		エリア名		
		同時最大受電電力		
	所在地	号機(ユニット)単位で登録		
	詳細情報			号機単位の名称
				系統コード
				電源種別の区分
				発電方式の区分
				設備容量
				運開年月
				FIT認定ID
特定契約終了年月(FIT電源のみ)				
発電BGコード				

電源等情報の登録の申込み：変動電源(アグリゲート)(2/2)

電源等情報の登録
変動電源(アグリゲート)

- 変動電源(アグリゲート)の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 提出書類につきましては、原則として電源等情報登録時に提出頂きますが、当該期間内に提出が間に合わない場合は2025年11月末日までに提出してください。ただし、電源等情報登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。※3
- 電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模電源等リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有者の合意を得てください。(取次契約書の提出は不要)

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】 : いずれか1点を提出

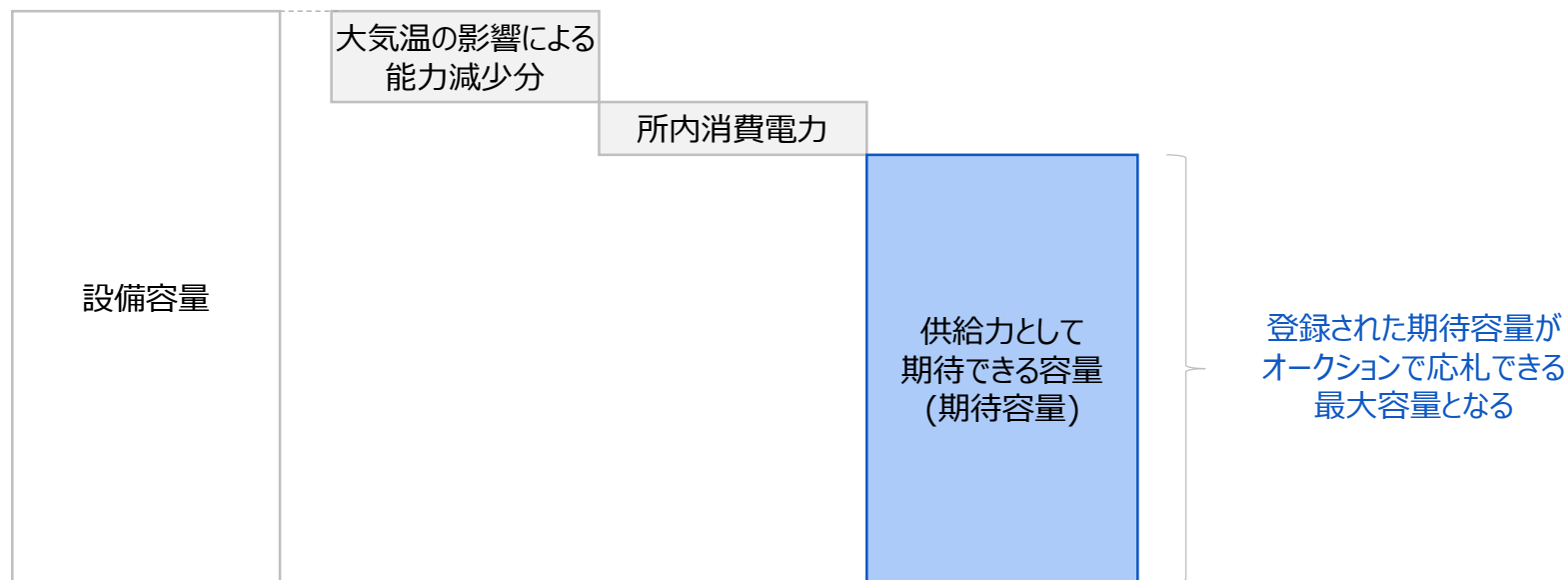
書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類			
		電源等の名称 確認用	受電起点 特定番号確認用	同時最大受電電力 確認用	電源種別の 区分確認用※4
発電事業届出書		○			○
電気工作物変更届出書	既設電源	○			○
自家用電気工作物使用開始届出書		○			○
特定自家用電気工作物接続届出書		○			○
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内		○	○		○
低圧配電線への系統連系協議依頼表	新設電源※2	○			○
接続検討回答書		○		○	
工事計画届出書および別添の工事工程表		○			
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表			○	○	
売電検針票「購入電力量のお知らせ」			○		
常時系統エリアを確認できる書類 (複数エリアに系統接続している場合)	○※5			○	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知) (FIT電源の場合)	○※5			○	
託送供給承諾のお知らせ				○	
系統連系承諾書				○	

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。
 ※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。
 ※3：書類の提出および追加登録の期限（2026年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。
 ※4：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。
 ※5：()内に記載の場合に限る

期待容量の登録の申込み：期待容量とは

- 期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」を指します。
- 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、期待容量を登録することができます。
(電源等情報の登録が完了していない電源等について期待容量の登録はできません)
- 対象実需給年度：2026年度に向けた電源等情報において、過去登録済の期待容量から変更がある場合は、期待容量の変更が必要です。なお、2025年3月上旬頃（予定）に調整係数の公表を行います。期待容量等算定諸元一覧（安定電源(純揚水,蓄電池)および変動電源）を利用する電源については、調整係数が更新されるため期待容量の再登録が必要となります。追加オークションに参加しない電源は期待容量の再登録は不要です。

期待容量の考え方(火力の場合)



期待容量の登録の申込み：期待容量の算定方法

- 期待容量は、kW単位※1で登録します。なお、各電源の期待容量の具体的な算定方法は下表のとおりです。
 - 変動電源(アグリゲート)は、アグリゲートの内訳として登録した小規模変動電源毎の期待容量の合算値が期待容量となります。また、小規模変動電源は0.1kW単位で登録し、合算値は小数点以下を切り捨てます。
 - 1計量単位の中にFITと非FITが混在する電源の場合、非FIT分の期待容量で算定します※2。
 - バイオマス混焼(石炭混焼を除く)のFIT電源の期待容量は以下のとおり算定します。

$$\text{バイオマス混焼のFIT電源の期待容量} = \text{設備全体の期待容量} - \left(\text{設備全体の期待容量} \times \text{認定にかかるバイオマス比率} \right)$$

容量を提供する電源等の区別の期待容量の算定方法

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源※3	(様式2) 期待容量等算定諸元一覧の記載要領に基づき算定※4
変動電源(単独)	同上
変動電源(アグリゲート)	同上
発動指令電源	実効性テストにて期待容量が確定しているため、別途算定は行いません。

※1： 供計ガイドラインではMW単位ですのでご注意ください。

※2： FIT電源についてもFIT電源と同様の扱いとします。

※3： 一般送配電事業者が調達しているブラックスタート機能を有する安定電源で、発電方式の区分が「揚水(純揚水) ※・蓄電池」の場合、期待容量の算定にあたっては、ブラックスタート機能に必要な電力量(kWh)の相当分を除いた値を入力してください。
※純揚水以外に、自流による貯水容量ではブラックスタート機能に必要な電力量(kWh)を確保できない揚水発電所を含む。

※4： 詳細な発電方式等、容量市場追加オークション募集要綱(対象実需給年度：2026年度)に記載がない事項については、電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参照ください。

■ 期待容量の登録受付期間には、下表記載の書類を登録頂きます。※1、2

- 本機関は、期待容量および提出書類を確認し不備がなければ、参加登録申請者に期待容量の登録が完了した旨を通知します。不備がある場合はその旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備がある場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

電源別の登録書類

電源等の区分	登録書類
安定電源	・期待容量等算定諸元一覧※3、4
変動電源(単独)	・期待容量等算定諸元一覧※3
変動電源(アグリゲート)	・期待容量等算定諸元一覧※3
発動指令電源	(提出書類なし)※4

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：期待容量の登録に当たっては、電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認してください。確認した結果として期待容量の登録申込の際に提出する「期待容量等算定諸元一覧」のチェック欄にチェックを入れて提出していただきます。

※3：追加オークション募集要綱 様式2参照

※4：石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに調達上限比率の設定を申請する場合においては、上記の書類に加え、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。（提出期限は、対象実需給年度：2026年度の容量市場業務マニュアル(実需給前に実施すべき業務(全般)編)を確認ください。）

期待容量の登録の申込み：期待容量等算定諸元一覧

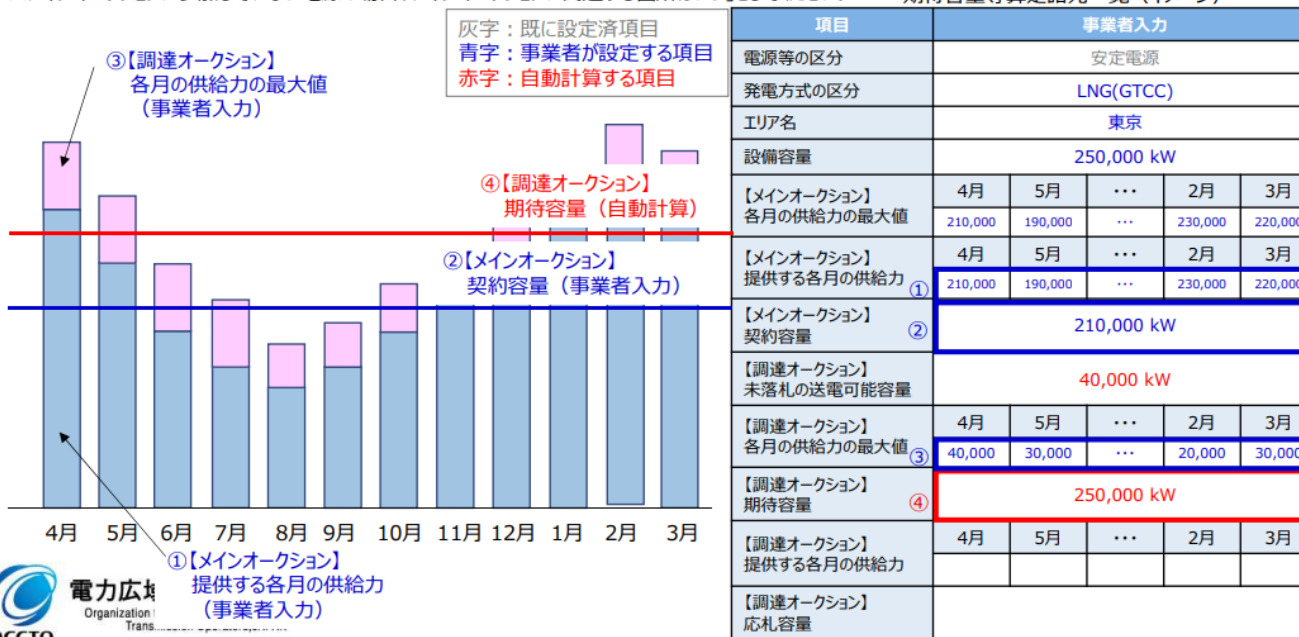
- 安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の期待容量提出時には、期待容量等算定諸元一覧を提出いただきます。
- 詳細は、(追加オークション参考資料)期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明(対象実需給年度：2026年度)にて、解説して参ります。（2025年3月公表予定）

(様式2)「期待容量等算定諸元一覧」についての補足説明 2. 期待容量の算定方法【安定電源（純揚水を除く）】

7

- メインオークションで使用した期待容量等算定諸元一覧の内容※と、「【調達オークション】各月の供給力の最大値」を入力いただくことにより、期待容量が自動計算されます。
- 「【調達オークション】各月の供給力の最大値」は、「未落札の送電可能容量」から「所内消費電力」、「大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分」を差し引いた値を入力して下さい。

※メインオークションに参加していない電源の場合、メインオークションに関連する箇所は「0」としてください。 期待容量等算定諸元一覧（イメージ）

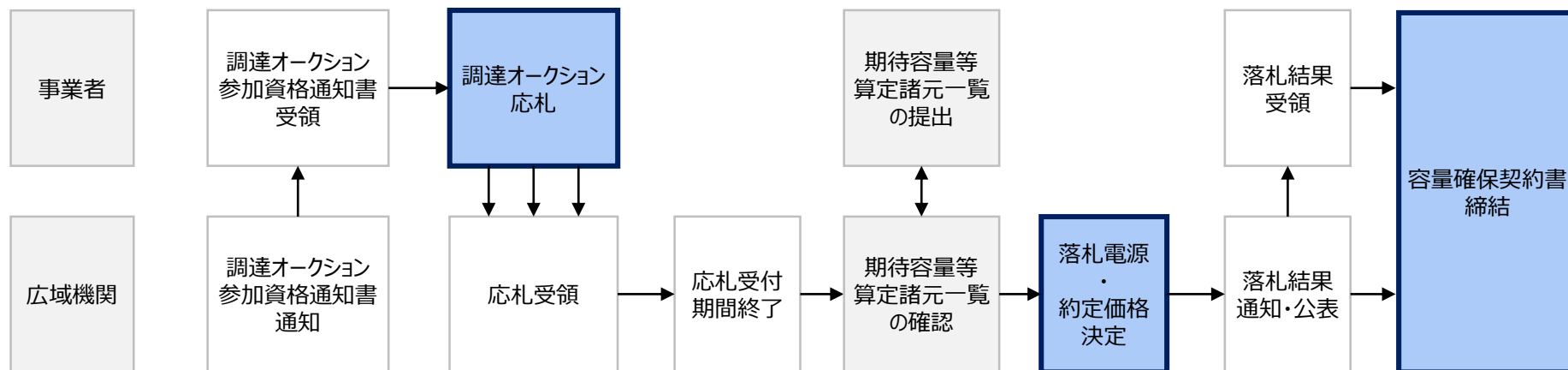


第4章 調達オークション

- ・調達オークションの概要
- ・調達オークションへの応札
- ・需要曲線
- ・落札電源および約定価格の決定方法
- ・落札電源および約定価格の決定方法(市場が分断される場合)
- ・調達オークション(エリア)における落札電源および約定価格の決定方法
- ・容量確保契約書の締結：契約内容
：経過措置とは
- ・経過措置の扱いについて
- ・経過措置関連のシステム上に関する留意点

- 調達オークション参加資格通知書を受領した事業者は、調達オークションへの応札が可能となります。
- 応札期間中は、応札情報の変更が可能ですが、応札受付期間終了後は変更できません。
- 調達オークション応札後、安定電源・変動電源を応札した事業者は、期待容量等算定諸元一覧の提出が必要です。
- 調達オークション応札締め切り後、本機関が落札電源および約定価格を決定します。
- 落札結果は、応札した事業者への通知および公表が行われます。
- 応札情報の登録をもって容量確保契約の締結または変更申込みをしたものとして扱います。また、容量確保契約の効力発生日は調達オークション約定結果の公表日とします。

【凡例】 本資料での説明対象



調達オークションの概要：期待容量等算定諸元一覧

- 安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の応札容量登録後に、期待容量等算定諸元一覧を提出いただきます。
- 詳細は、(追加オークション参考資料)期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明(対象実需給年度：2026年度)にて、解説して参ります。（2025年3月公表予定）

(様式2)「期待容量等算定諸元一覧」についての補足説明 2. 期待容量の算定方法【安定電源（純揚水を除く）】

7

- メインオークションで使用した期待容量等算定諸元一覧の内容※と、「【調達オークション】各月の供給力の最大値」を入力していただくことにより、期待容量が自動計算されます。
- 「【調達オークション】各月の供給力の最大値」は、「未落札の送電可能容量」から「所内消費電力」、「大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分」を差し引いた値を入力して下さい。

※メインオークションに参加していない電源の場合、メインオークションに関連する箇所は「0」としてください。 期待容量等算定諸元一覧（イメージ）

③【調達オークション】各月の供給力の最大値 (事業者入力)

④【調達オークション】期待容量 (自動計算)

②【メインオークション】契約容量 (事業者入力)

①【メインオークション】提供する各月の供給力 (事業者入力)

灰字：既に設定済項目
青字：事業者が設定する項目
赤字：自動計算する項目

項目	事業者入力				
電源等の区分	安定電源				
発電方式の区分	LNG(GTCC)				
エリア名	東京				
設備容量	250,000 kW				
【メインオークション】各月の供給力の最大値	4月	5月	...	2月	3月
	210,000	190,000	...	230,000	220,000
【メインオークション】提供する各月の供給力	4月	5月	...	2月	3月
	210,000	190,000	...	230,000	220,000
【メインオークション】契約容量	210,000 kW				
【調達オークション】未落札の送電可能容量	40,000 kW				
【調達オークション】各月の供給力の最大値	4月	5月	...	2月	3月
	40,000	30,000	...	20,000	30,000
【調達オークション】期待容量	250,000 kW				
【調達オークション】提供する各月の供給力	4月	5月	...	2月	3月
【調達オークション】応札容量					

- 調達オークションはシングルプライス方式により実施します。
- 調達オークションへ応札する際は、応札容量 (kW) および応札価格 (円/kW：税抜き) を登録してください。なお、本応札をもって、容量確保契約の申込みをしたものとみなします。
- これまでのメインオークションに応札した場合でも、2025年度調達オークション (対象実需給年度：2026年度) 向けの応札は新たに登録する必要があります。
- 追加オークションの監視につきましては、電力・ガス監視等委員により事前監視、および事後監視が実施されます。対象等につきましては、以下の審議会資料を参照ください。
* 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第九次中間とりまとめ (P.20,21)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230220_1.pdf

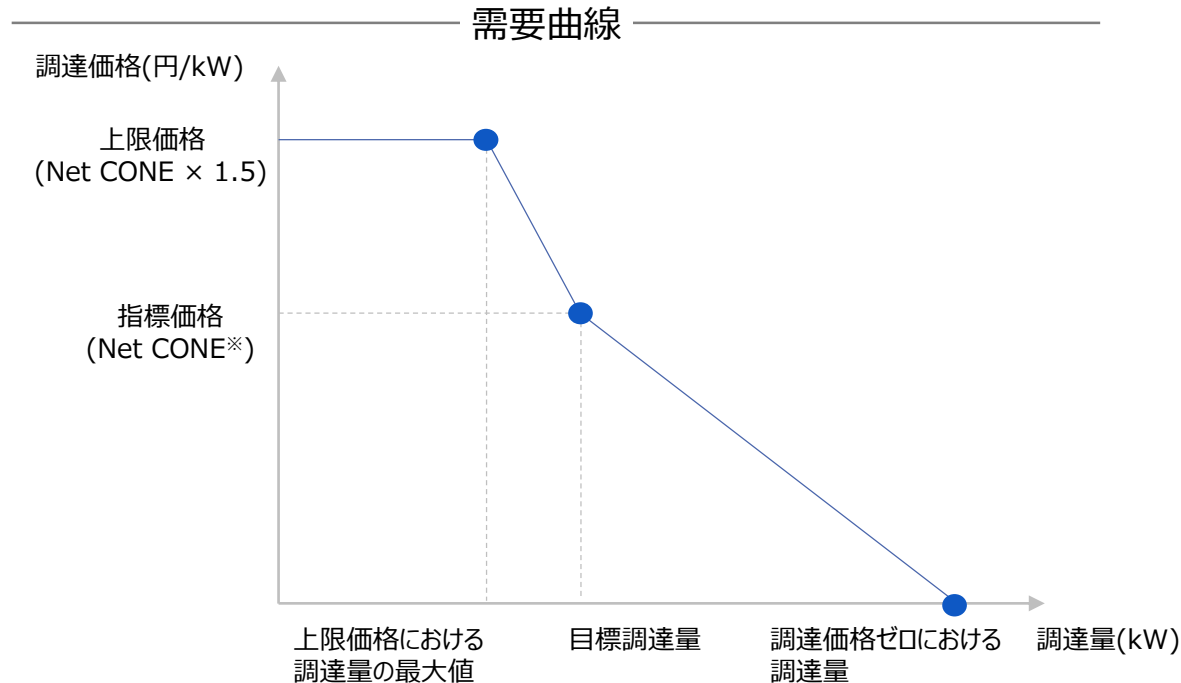
応札ルール

項目	ルール
応札の登録単位	・1計量単位※2、1リスト単位の応札
応札容量	・1kW刻みで応札 ・応札できる最大容量は調達オークション参加資格通知書に記載されている応札上限容量 ・応札できる最小容量は1,000kW
応札価格	・1円刻みで応札 ・応札できる最低価格は0円/kW
応札の変更・取消	・応札受付期間中は何度でも可能 ・受付期間終了後の変更・取消は不可

※1：メインオークションにおける市場支配力を有する事業者として定義される事業者は、500万kW以上の発電規模を有する事業者としますが、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象となることがあります。

※2：ただし安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時（前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合）に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。

- 本機関が需要曲線原案を作成した後、国が関連する審議会等で原案を審議し、有識者や関係事業者等の意見を踏まえ本機関が需要曲線を決定します。
- 決定した需要曲線および需要曲線作成要領は、2025年4月に公表する予定です。
- なお、2025年度調達オークション（対象実需給年度：2026年度）の調達量・約定処理において、FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力(石炭混焼バイオ)、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（容量市場外の見込み供給力控除量）、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（FIT電源等の期待容量等）を、調達オークションの調達量から控除します。

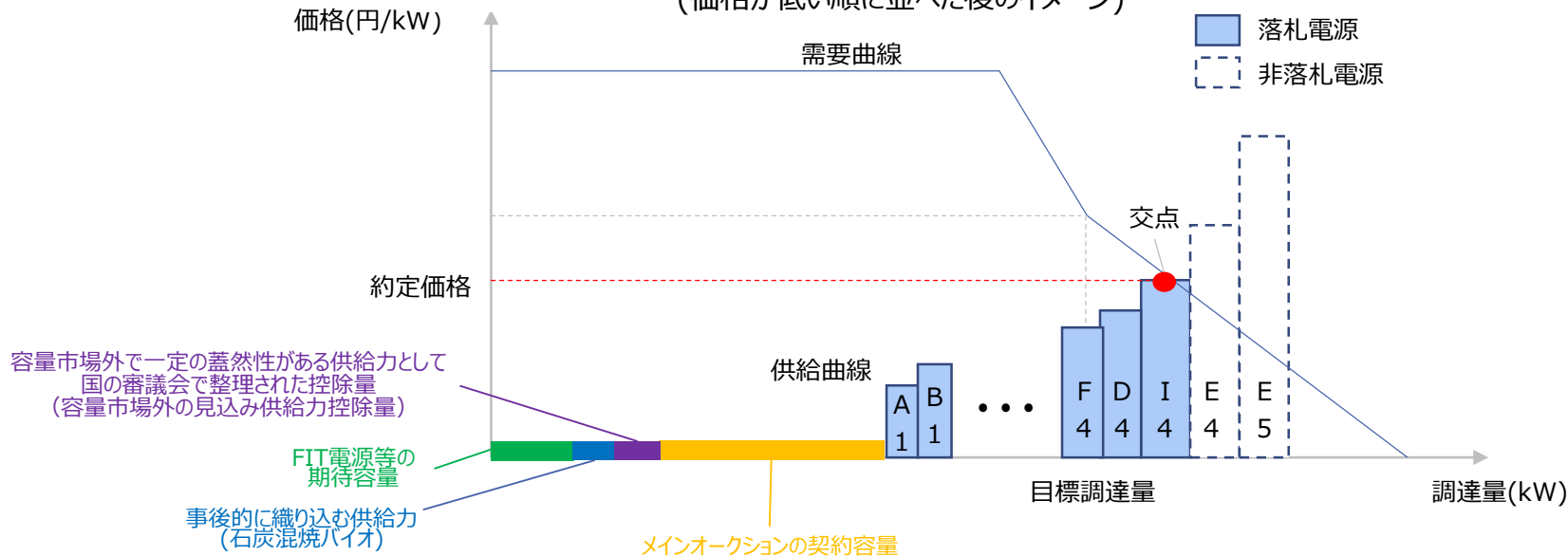


※：Net CONEとは新規電源の建設および維持・運営のための総コストをコスト評価期間で均等化したコストから容量市場以外の収益を差し引いたもの。
(CONEはCost of New Entryの略称)

調達オークション(全国)における落札電源および約定価格の決定方法

- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。
 - 応札価格が低い順に、全ての電源等区分※の応札情報を並べ、供給曲線を作成します。
 - ※発動指令電源については、応札上限容量（需要曲線作成要領にて公表）を設定します。
 - 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点となる応札情報の応札価格を約定価格とします。※1、2
 - 約定価格以下で応札している電源等を落札電源とします。なお、応札容量が部分的に落札されることはありません。
- 約定価格は、原則として落札された電源のうち最も高い応札価格とし、応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。

シングルプライス方式における落札電源および約定価格の決定方法
(価格が低い順に並べた後のイメージ)



※1: 需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。また需要曲線と交差する電源等が複数存在する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

※2: 約定点において同一価格の応札が複数存在した場合は、約定点の容量以上となる応札の組合せのうち、約定点に最も近い量となるよう約定処理を行います。

調達オークション(全国)における落札電源および約定価格の決定方法(市場が分断される場合)

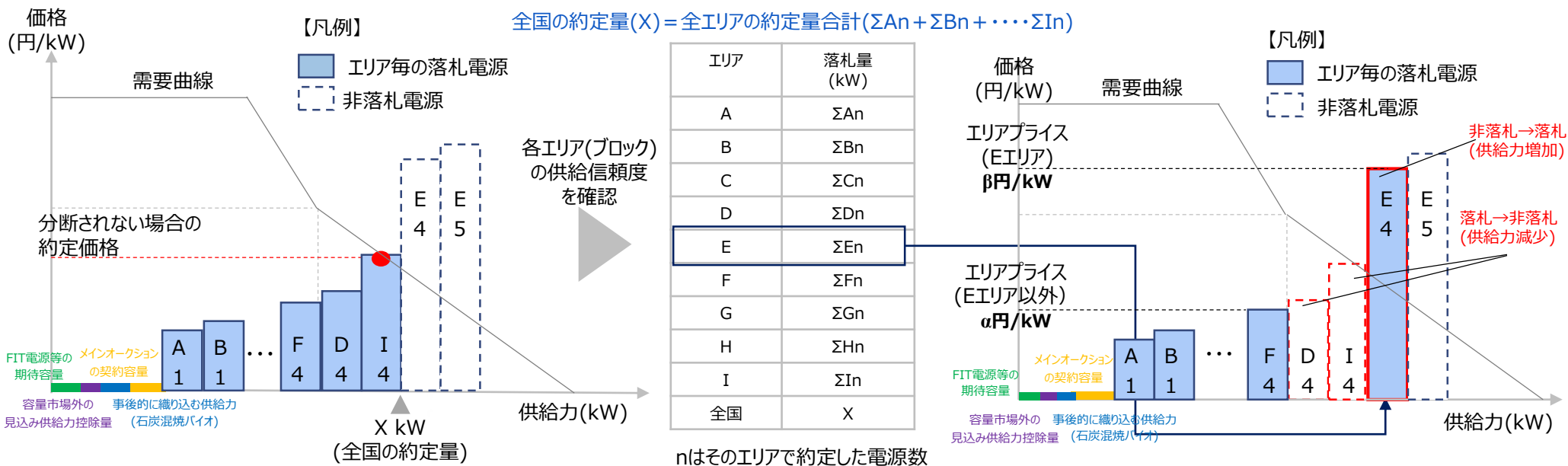
- 需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度※1 (「全国の供給信頼度」) に対して、各エリアの供給力から算定した供給信頼度に基づき不足エリア(ブロック※2)・充足エリア(ブロック)について確認を行い、異なるエリア(ブロック)が生じた場合については、約定処理上の市場分断と判断します。
- 市場が分断される場合、全国の供給信頼度に対して供給信頼度が不足しているエリア(ブロック)では供給信頼度が満たされるまで、当該エリア(ブロック)の落札しなかった応札価格の低い電源から順に落札電源に追加するという約定処理の補正を行います。また、全国の供給信頼度に対して供給信頼度が充足しているエリア(ブロック)では、全国の供給信頼度を満たす範囲で、当該エリア(ブロック)における応札価格が高い順に落札された電源等を減じます。
- 市場が分断される場合、エリアによって約定価格が異なります。落札電源を追加したエリア(ブロック)においては、最後に追加した電源等の応札価格を、落札電源を減じたエリア(ブロック)は残った電源等のうち最も高い応札価格をエリアプライスとします。

※1:各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性

※2:市場が分断していない複数エリアの総称

市場が分断される時の約定プロセス(Eエリアが不足エリアとなっている場合)

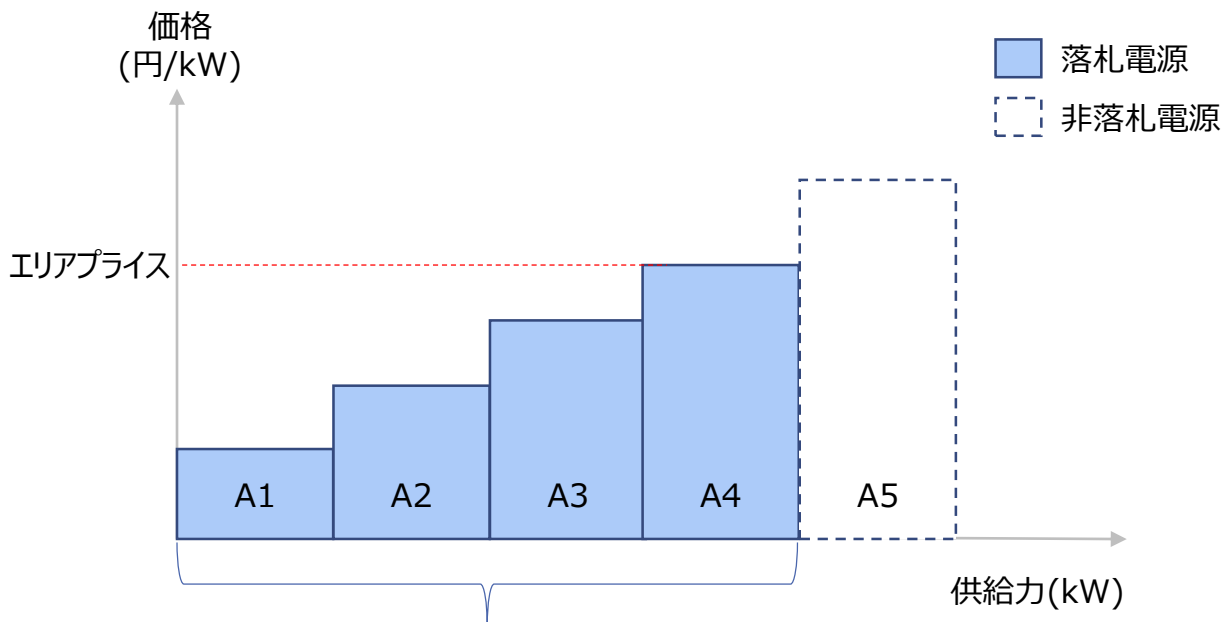
$$\text{全国の約定量}(X) = \text{全エリアの約定量合計}(\Sigma A_n + \Sigma B_n + \dots + \Sigma I_n)$$



調達オークション(エリア)における落札電源および約定価格の決定方法

- エリア(ブロック)の供給信頼度に対して供給力が不足するエリア(ブロック)は、応札価格が低い電源等から順に、不足するエリア(ブロック)の供給信頼度を満たすまで追加します。
- 調達オークション(エリア)を開催したエリア(ブロック)においては、最後に追加した電源等の応札価格がエリア(ブロック)の約定価格(「エリアプライス」となります。

調達オークション(エリア)の約定及びエリアプライスのイメージ



A1~A4の電源等を調達することにより、基準の供給信頼度を満たす

容量確保契約書の締結：契約内容

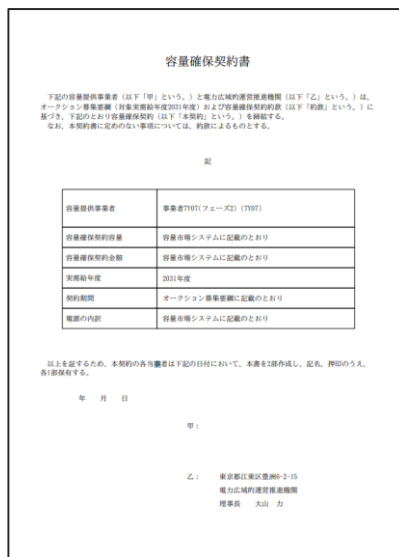
- 電源を落札した事業者は容量確保契約締結のための手続期間内※1に本機関と容量確保契約の締結または変更手続きをしていただきます。※2,3

- ▶ 電源を落札後、容量確保契約書の締結または変更しない場合等には参入ペナルティが科される場合があります。

- 容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる予定の金額を容量確保契約金額と言い、以下の式を用いて算定します。

$$\text{容量確保契約金額(円)} = \text{契約単価(円/kW)} \times \text{契約容量(kW)} - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額(円)} \times 5 - \text{調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額(円)} \times 6$$

容量確保契約書イメージ



※1：本資料の「第2章 募集概要調達オークションのスケジュール(対象実需給年度：2026年度)」を参照してください。

※2：契約の変更・解約に関しては「参考資料」をご覧ください。

※3：容量確保契約書は課税文書に該当しない旨を国税庁と確認済ですので、収入印紙の貼付は不要です。

※4：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したものです。

※5：本資料の「第4章 調達オークション 容量確保契約の締結：経過措置とは」を参照してください。

※6：メインオークションで落札した電源に課される可能性のあるペナルティです。

※7：市場退出時は、メインオークションと調達オークションの各落札容量に応じた按分により、各オークションの落札容量に対する市場退出した電源等の容量相当を減じます。

容量確保契約書の締結：経過措置とは

- 2025年度調達オークション（対象実需給年度：2026年度）においては、安定電源および変動電源（単独）に対して、「1.電源等の経過年数に応じた控除」と「2.入札内容に応じた控除」を行います。^{※1、2}
 - 調達オークションの個々の電源の約定価格が指標価格の50%以下となった場合、「電源等の経過年数に応じた控除」、「入札内容に応じた控除」による控除を行わないものとします。（詳細は後述）
- 「1.電源等の経過年数に応じた控除」：2010年度末までに建設された電源を対象に、下表に定められている控除率を加味して、容量提供事業者への支払金額を減額します。
 - 2011年度以降に、経過措置対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置対象とします。ただし、2011年度以降にリプレイスされた電源^{※3}は2010年度末までに建設された電源であっても、経過措置対象外となる場合があります。
 - 1 応札単位に経過措置対象電源と対象外電源が混在する場合には、対象電源の設備容量の比率を加味して容量確保契約金額を算定します。^{※4}
- 「2.入札内容に応じた控除」：調達オークション応札時の応札価格が、約定価格から下表に示す「2.入札内容に応じた控除額係数」の控除率分を控除した価格以下だった場合に、容量提供事業者への支払金額を減額します。

- 【対象電源】
- ・安定電源
 - ・変動電源（単独）

【経過措置の控除】

	2024年度 (調達オークション)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
1.電源等の経過年数に応じた控除率	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	0%
2.入札内容に応じた控除額係数	78.4%	82.0%	85.6%	89.2%	92.8%	96.4%	0%

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

= 個々の電源の調達オークションの約定価格 × 調達オークションの落札容量 × { 1 - (1 - 1.電源等の経過年数に応じた控除率) × 2.入札内容に応じた控除額係数 }

例：2026年度に経過年数に応じた控除と入札内容に応じた控除を両方受ける場合の控除率は約20.0% (≒ 1 - (1 - 6%) × 85.6%)

※1：オークションの個々の電源の約定価格が、指標価格の50%を超えており、かつ経過措置を適用した際に、指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が指標価格の50%の価格となるように、経過措置における控除額を調整します。（詳細は後述）

※2：本ページにて説明した経過措置は、調達オークションでの落札容量のみに適用され、メインオークションでの落札容量には適用されません。

※3：同一構内において同時期に発電機の主要な電気設備のすべてを更新し、本機関が認めた場合に限り、該当の電源をリプレイスされた電源とみなします。

※4：詳細は容量確保契約約款を参照

第4章 調達オークション (参考) 経過措置の計算例

- 調達オークションの落札容量における「1.電源等の経過年数に応じた控除」と「2.入札内容に応じた控除」の適用※1に関して、具体的な数値を用いて説明します。※2
※対象電源：安定電源・変動電源（単独）

例)
 対象需給年度：2026年度
 応札容量：1,000kW
 約定価格：10,000円/kW

ケース	運開年月	応札価格	応札容量	約定価格	容量確保契約金額
①控除なし	2018年1月	9,000円/kW	1,000kW	10,000円/kW	10,000,000円 = 10,000円/kW × 1,000kW
②電源等の経過年数に応じた控除のみ	2010年1月	9,000円/kW	1,000kW	10,000円/kW	9,400,000円 = 10,000円/kW × 1,000kW - 10,000円/kW × 1,000kW × {1 - (1 - 6%)}
③入札内容に応じた控除のみ	2018年1月	1,000円/kW	1,000kW	10,000円/kW	8,560,000円 = 10,000円/kW × 1,000kW - 10,000円/kW × 1,000kW × (1 - 85.6%)
④両方控除	2010年1月	1,000円/kW	1,000kW	10,000円/kW	8,046,400円 = 10,000円/kW × 1,000kW - 10,000円/kW × 1,000kW × {1 - (1 - 6%) × 85.6%}

2010年度末までに建設された電源は、「1.電源等の経過年数に応じた控除」の対象となります。

調達オークション応札時の応札価格が
 約定価格 × 入札内容に応じた控除額係数
 以下だった場合、「2.入札内容に応じた控除」の対象となります。
 この例の場合、
 10,000円/kW × 85.6% = 8,560円/kW
 以下の価格で応札した電源が対象となります。

※1：本スライドで使用している試算用の数値(控除率を除く)に根拠はありません。

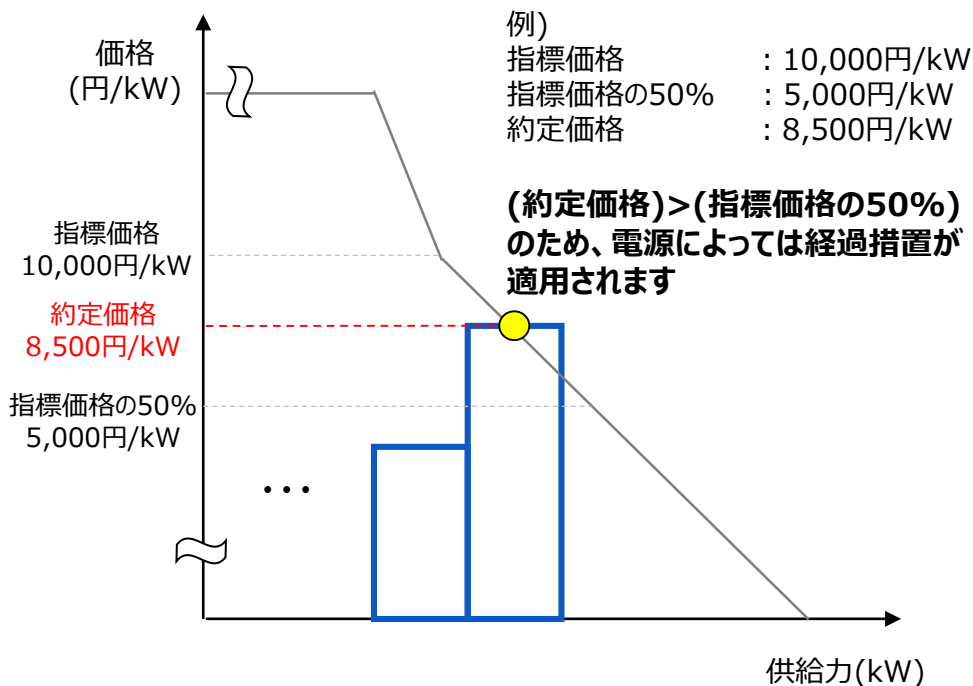
※2：本例においては、約定価格に経過措置を適用した際の金額が指標価格の50%以上であることを前提としております。

- 調達オークションの個々の電源の約定価格が指標価格の50%※1以下となった場合、「1.電源等の経過年数に応じた控除」、「2.入札内容に応じた控除」による控除行わないものとします。

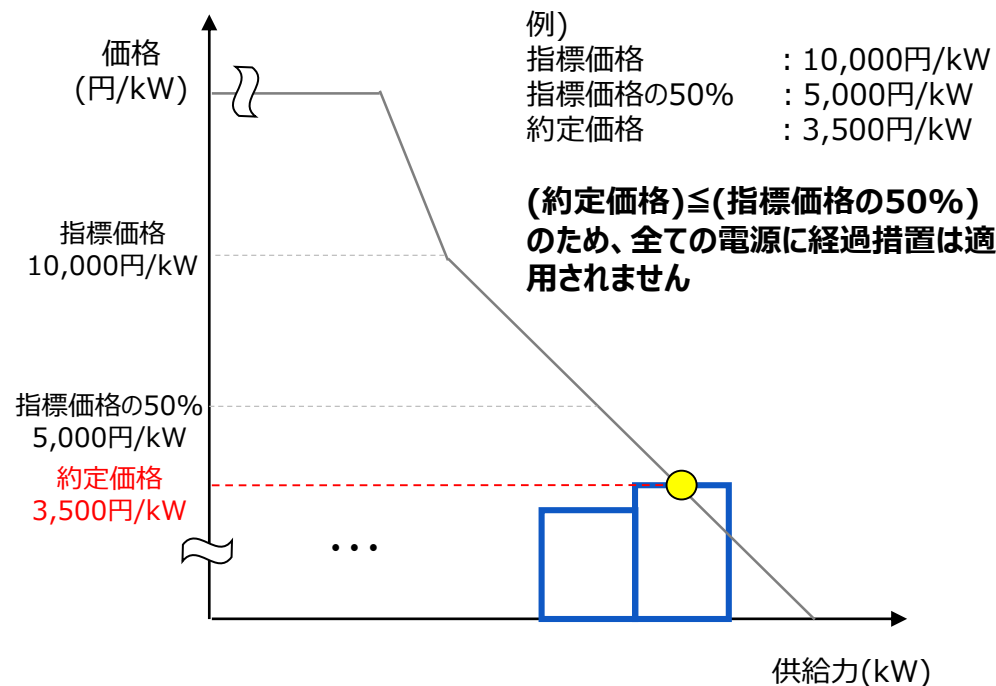
【目的】

小売事業環境の激変緩和の観点と発電事業者の事業の予見性の観点とのバランスの中で、
発電事業者の事業性を過度に損なわないため

経過措置適用時のイメージ図※2

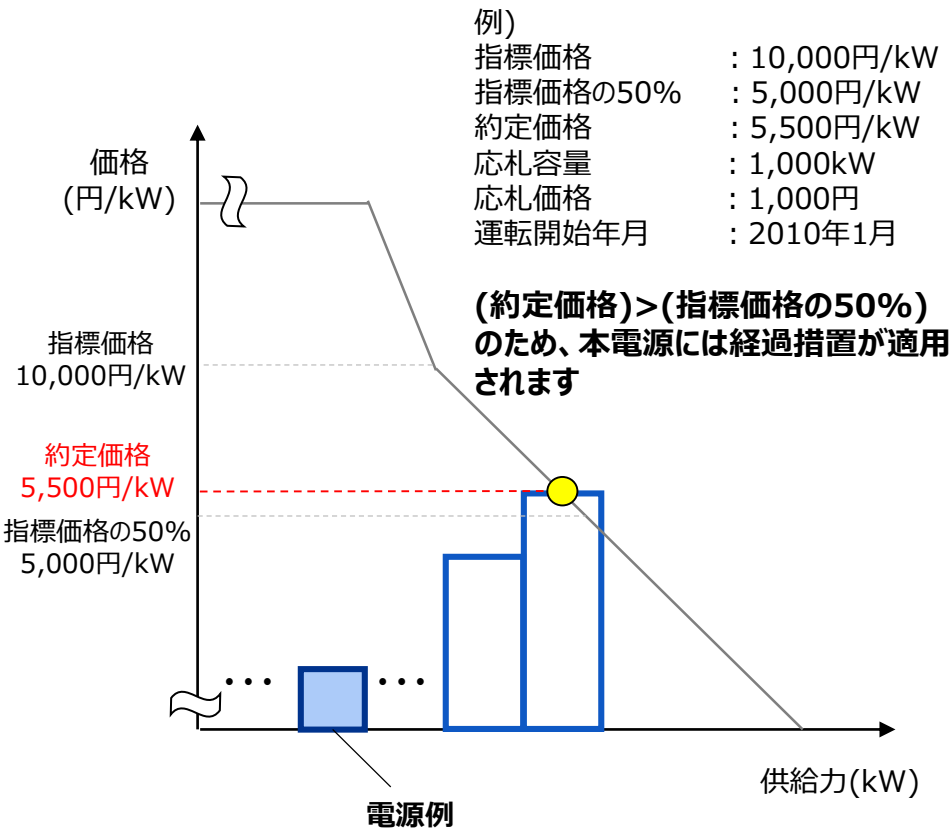


経過措置非適用時のイメージ図※2



- オークションの個々の電源の約定価格が、指標価格の50%※1を超えており、かつ「1.電源等の経過年数に応じた控除」、「2.入札内容に応じた控除」の経過措置を適用した際に、指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が指標価格の50%の価格となるように、経過措置における控除額を調整します。

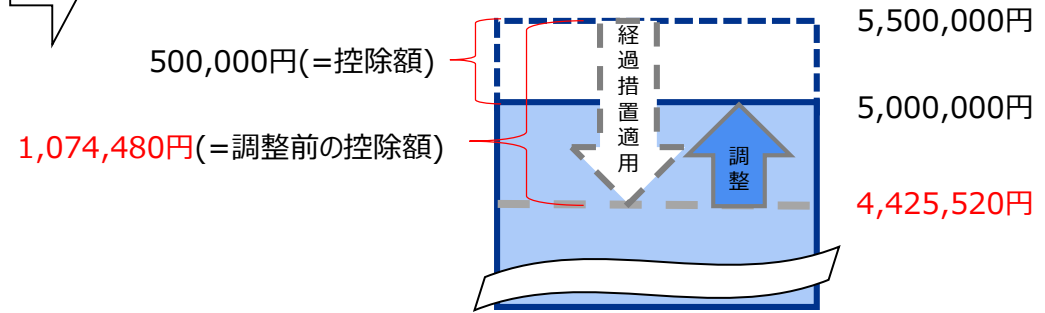
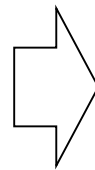
経過措置における控除額調整時の例※2



例)
 実需給年度が2026年の場合、本電源は「1.電源等の経過年数に応じた控除」及び「2.入札内容に応じた控除」両方が対象であるため、

調整前の控除額は、
 $5,500\text{円/kW} \times 1,000\text{kW} \times \{1 - (1 - 6\%) \times 85.6\% \}$
 $= 1,074,480\text{円}$ となります。

$500,000\text{円} (= (5,500\text{円/kW} - 5,000\text{円/kW}) \times 1,000\text{kW})$
 $\leq 1,074,480\text{円}$ (調整前の控除額) となることから、控除額の調整を行い、控除額は500,000円となります。
 よって、調整後の容量確保契約金額は、
 $5,000,000\text{円} (= 5,500,000\text{円} - 500,000\text{円})$ となります。



(参考)経過措置に係るシステム上の表示に関する留意点 (1/2)

- 2021年度メインオークション（対象実需給年度：2025年度）から容量確保契約金額の算出に関する経過措置※1の内容を変更したことに伴い、容量市場システムでの経過措置関連の表示は以下のとおりとなります。
- **運開年月が2010年度以前の電源は「1.電源等の経過年数に応じた控除」の対象となり、『電源等情報詳細画面』の運開年月欄に「経過措置対象」と付記されますが、『電源等情報登録通知書』の経過措置対象欄は「対象外」と表示されます。**
- 「2.入札内容に応じた控除」の対象・対象外については、『電源等情報詳細画面』や『電源等情報登録通知書』では確認することはできません。

➤ 運開年月が2010年度末以前の電源※2

容量市場システム

電源等情報詳細画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 安定電源

実需給年度	2030
事業者コード	7108
参加登録申請者名	事業者7108(フェーズ2)再変更
電源等識別番号	000006757
同時最大受電電力[kW]	5,000
経過措置係数[%]	
電力活用契約締結	無

詳細情報一覧

順番	発電単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運開年月	詳細
1	1号機	21111	再生可能エネルギー	地熱	0,800	2009/01 経過措置対象	控除

経過措置係数[%]：
「空白」で表示される

運開年月：
「運開年月」に『経過措置対象』が付記される

経過措置対象：「対象外」と表示されます
が、経過措置対象のためご注意ください

電源等情報登録通知書

発行日： 2020年09月23日
通知書番号： 000006757-001

電源等情報登録通知書

事業者7Y08(フェーズ2) 殿

電力広域的運営推進機関

2020年09月23日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第32条の9に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。

記

基本情報			
容量を提供する電源等の区分	安定電源		
電源等の名称	Ph3_電源7Y08_安定1		
受電地点特定番号	330000000000000000000000		
系統コード	21111		
エリア名	東北	同時最大受電電力[kW]	5,000
経過措置対象	対象外		

(参考)経過措置に係るシステム上の表示に関する留意点 (2/2)

57

- **運開年月が2011年度以降の電源は「1.電源等の経過年数に応じた控除」の対象外**となります。
- 「2.入札内容に応じた控除」の対象・対象外については、『**電源等情報詳細画面**』や『**電源等情報登録通知書**』では**確認することはできません**。

➤ 運開年月が2011年度以降の電源

容量市場システム

電源等情報詳細画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 安定電源

実設年 2030

事業者コード 7Y08

参加登録申請者名 事業者7Y08(フェーズ2)再変更

電源等識別番号 000006757

同時最大受電電力[kW] 5,000

経過措置係数[%]

余力活用契約締結 是

詳細情報一覧

枚番	号数単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運開年月	詳細
1	1号機	21111		揚水(混合揚水)	3,200	2012/04	経過

経過措置係数[%] :
「空白」で表示される

運開年月 :
「運開年月」だけが表示される

経過措置対象 :
「対象外」と表示される

電源等情報登録通知書

発行日 : 2020年09月23日
通知書番号 : 000006757-001

電源等情報登録通知書

事業者7Y08(フェーズ2) 殿

電力広域的運営推進機関

2020年09月23日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第32条の9に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。

記

基本情報			
容量を提供する電源等の区分	安定電源		
電源等の名称	Ph3_電源7Y08_安定1		
受電地点特定番号	33000000000000000000000000000000		
系統コード	21111		
エリア名	東北	同時最大受電電力[kW]	5,000
経過措置対象	対象外		

第5章 調達オークション_契約の履行

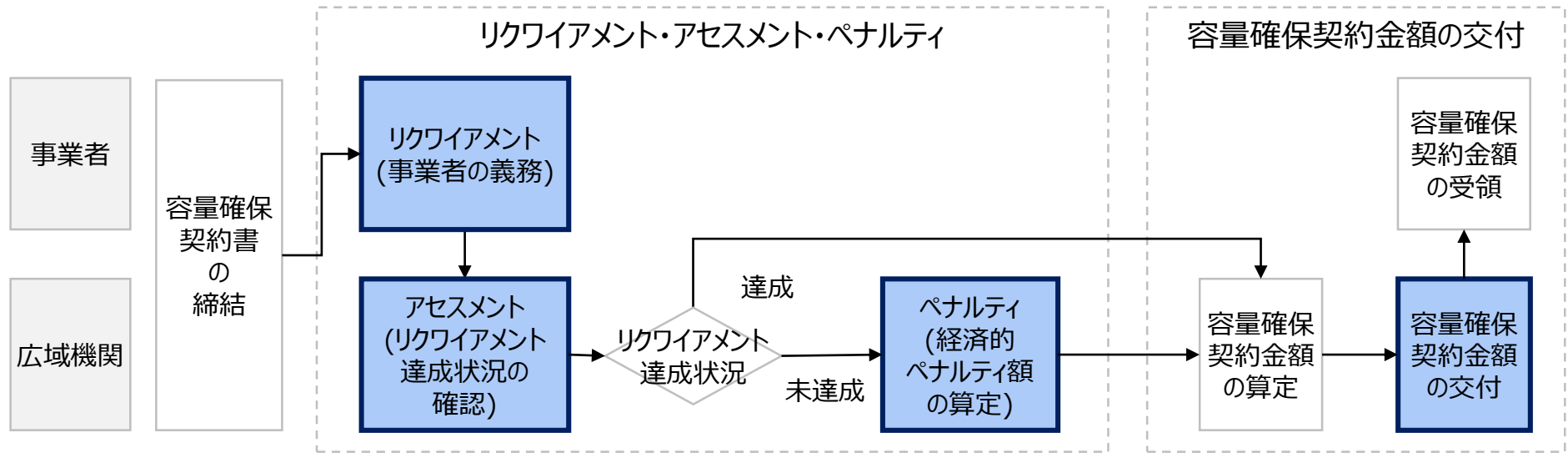
- ・契約の履行の概要
- ・リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- ・リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（個別）
- ・供給力の提供ができなくなった場合等の扱い
- ・容量確保契約金額の支払
- ・インボイス制度への登録のお願い

第5章 調達オークション_契約の履行

契約の履行の概要

- 容量提供事業者は容量確保契約で定められた義務としてリクワイアメントを達成して頂きます。
- 本機関は、リクワイアメントの達成状況をアセスメント(評価)し、達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を交付します。
- リクワイアメント未達成の場合、経済的ペナルティとして、本機関が容量提供事業者へ交付する容量確保契約金額の減額や請求を行います。

【凡例】 本資料での説明対象



第5章 調達オークション_契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像

- 容量を提供する電源区分ごとに定められるリクワイアメントを達成し、容量確保契約で定められた供給力を提供してください。
- 電源区分、実需給期間の開始前後や需給状況によって達成しなければならないリクワイアメントが異なります。
- リクワイアメント毎にアセスメントおよびリクワイアメント未達成時のペナルティが存在します。

電源区分	リクワイアメント	実需給前	実需給中		
			平常時	低予備率アセスメント対象コマ※1	
安定電源	① 余力活用に関する契約の締結	・調整機能「有」と登録した電源のみ、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること	✓		
	② 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
	③ 市場応札	・発電余力を卸電力取引市場等に応札すること		✓	✓
	④ 供給指示への対応	・一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合、適切に対応すること			✓
	⑤ 稼働抑制 (非効率石炭火力のみ)	・実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないこと		✓	
変動電源 (単独)	⑥ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
変動電源 (アグリゲート)	⑦ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
発動指令 電源	⑧ 発動指令への対応	・一般送配電事業者からの発動指令があった場合、適切に対応すること			✓

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(① 余力活用に関する契約の締結)

安定電源

- リクワイアメント：電源等情報の登録時に調整機能(需給調整市場における商品の要件を満たす機能)を「有」と登録した安定電源※1について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること※2,3。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力および下げ調整力の両方を供出するものであること。なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること。
- アセスメント：一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結したことを証明する書類の写しを提出頂きます。余力活用に関する契約の締結を確認できない場合、リクワイアメント未達成とし、経済的ペナルティの対象とします。
- ペナルティ：リクワイアメント未達成の場合、市場退出したものとして扱い、経済的ペナルティが科されます。(本章「供給力の提供ができなくなった場合等(市場退出)の扱い」に記載の経済的ペナルティが別途科されることはありません)
 - 経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額(円) × 10%

※1：需給調整市場に参加予定の有無に関わらず、需給調整市場の商品の要件にあてはまれば調整機能「有」で登録してください。調整機能「有」に該当するにもかかわらず、調整機能「無」で登録された電源が需給調整市場に応札した場合、募集要綱に記載されております情報の不足・虚偽に当たり、市場退出となってしまう可能性がございますのでご注意ください。

※2：実需給期間中において当該契約を解約した場合も同様のペナルティが課せられます。

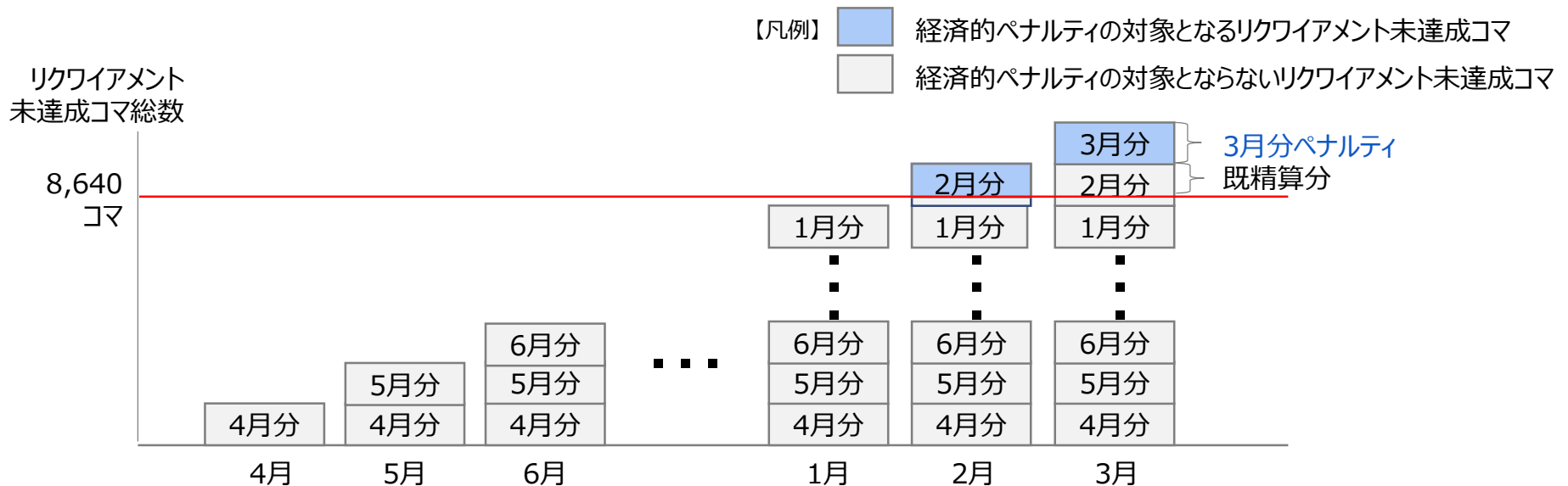
※3：実需給期間中に調整機能が「無」から「有」に変更となった場合、容量市場システムにて、速やかに当該電源等情報について調整機能「無」から「有」への変更申込を行ってください。また、属地一般送配電事業者として余力活用に関する契約を締結し、締結次第、容量市場システムにて当該電源等情報について、契約書の写しを添付のうえ、「余力活用契約：有」への変更申込を行ってください。

第5章 調達オークション_契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(② 計画停止)

安定電源

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること。
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画を提出する場合には、年間8,640コマ(180日相当)を上限に認めることとします。
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※とします。
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保}}{\text{契約金額(円)}} \times \text{年間8,640コマを超過して発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

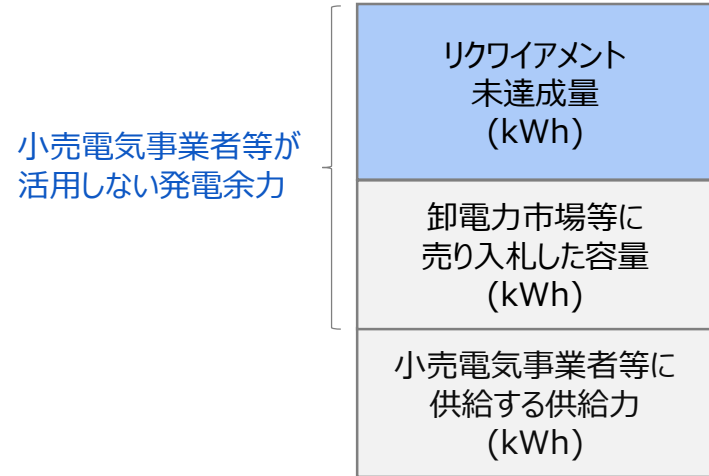
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(③ 市場応札) (1/2)

安定電源

- リクワイアメント：実需給年度において、容量停止計画※1 が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力※2を卸電力取引所等※3に売り入札すること※4
- アセスメント：小売電気事業者等が活用しない発電余力から卸電力取引所等に入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。
- ペナルティ：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティが科されます。

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times 5}$$

リクワイアメント未達成量の考え方



※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。
 ※2：容量停止計画が提出されていない時間帯は、「アセスメント対象容量 — 発電計画値」、容量停止計画が提出されている時間帯は、「MIN（発電上限、アセスメント対象容量） — 発電計画値」を小売電気事業者等が活用しない発電余力とします。
 ※3：卸電力取引所および需給調整市場のことを指します。
 ※4：揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること
 ※5：容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2026年度）において30時間としています。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(③ 市場応札) (2/2)

安定電源

64

- 以下のいずれかに該当する場合、発電余力の卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。
 - ①小売電気事業者等と相対契約を締結し、GC時点・計画変更締切時点まで相対契約先にて余力が活用可能である場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
 - ②事業者の責によらない燃料制約がある場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
 - ③非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
 - ④ 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
 - ⑤ 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
 - ⑥その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(④ 供給指示への対応)

安定電源

65

- リクワイアメント：実需給年度の容量停止計画※¹を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること。
- アセスメント：一般送配電事業者からの指示に応じて電力を提供していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成とし、アセスメント対象容量と発電量調整受電電力量との差分※³をリクワイアメント未達成量とします。
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます。

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times 4}$$

※¹：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※²：一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合や、一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、直接的に出力を制御できる電源の場合は、この限りではありません。

※³：出力抑制に伴う停止計画が提出されている時間帯は、「MIN（発電上限、アセスメント対象容量）－ 発電量調整受電電力量」をリクワイアメント未達成量とします。

※⁴：容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2026年度）において30時間としています。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑤ 稼働抑制)(1/2)

安定電源

66

- リクワイアメント：非効率石炭火力電源※1について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること。
- アセスメント：非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します※2。
 - 年間設備利用率 =
$$\frac{\text{計量値(送電端)}(\text{kWh}) \times 3,4,5 - \text{需給ひっ迫時の計量値(送電端)}(\text{kWh}) \times 3,4,5,6}{(\text{契約容量}(\text{kW})) \times 8,760 \text{時間} \times 8}$$
- ペナルティ：非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します。
 - 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20% ※9

※1：非効率石炭火力電源：主燃料が石炭である安定電源で、設計効率が42%以上であることが登録されていない電源

※2：電源等差替を行った場合の稼働抑制のアセスメントは、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

※3：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します。

※4：計量値（送電端）が契約容量を超えているコマについては、当該コマの計量値（送電端）を契約容量として補正します。

※5：部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します。

※6：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマの発電量が対象

※7：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。

※8：対象実需給年度が閏年により366日となる場合、8,784時間とします。

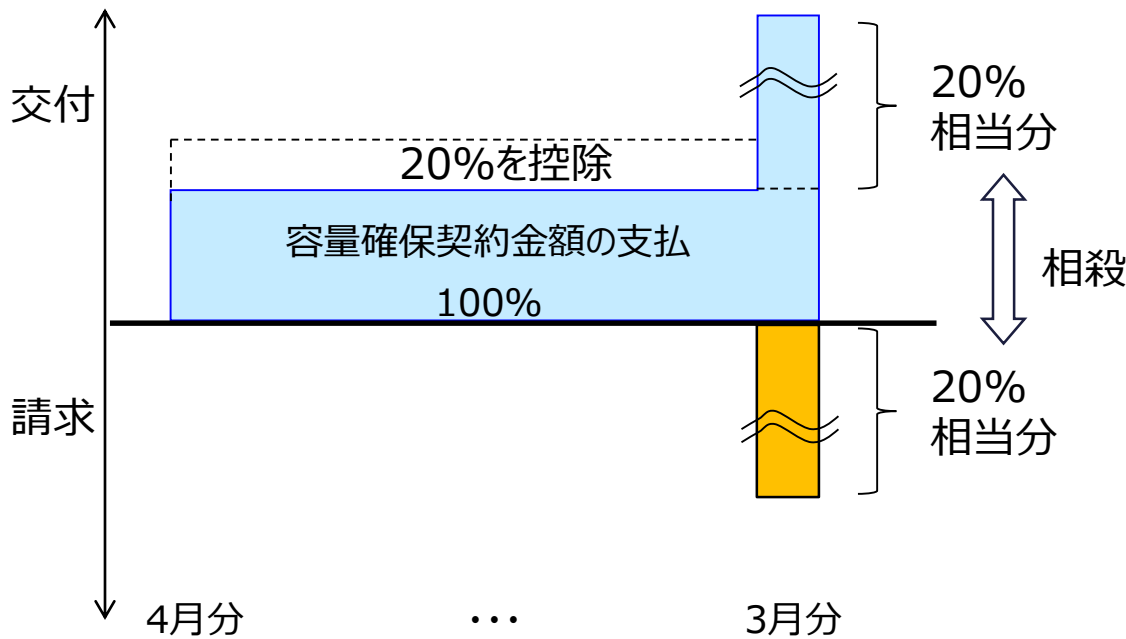
※9：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。なお、電源等差替で非効率石炭火力電源と非効率石炭火力電源以外が混在する場合、契約容量に占める非効率石炭電源の割合または月数、あるいはその両方に基づいて補正します。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑤ 稼働抑制)(2/2)

安定電源

- 稼働抑制対象電源の容量確保契約金額（各月）は、容量確保契約金額から20%を控除し、それを12で除した金額とします※。
- ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は、それまでの（各月）の支払いで控除してきた分を含め、総額として控除した20%分を上乗せした金額が支払われます。
- 仮に稼働抑制のペナルティ対象となった場合は、最終月の容量確保契約金額（各月）から、容量確保契約金額×20%を差し引きます。

<稼働抑制対象電源の容量確保契約金額支払イメージ>



例) 容量確保契約金額が1,200万円の場合

■ ペナルティ対象外の電源	
各月	: 80万円
最終月	: 320万円
■ ペナルティ対象の電源	
各月	: 80万円
最終月	: 80万円

- (参考) 計算方法
- ・容量確保契約金額（各月）
 $1,200万円 \times (1 - 0.2) \div 12 = 80万円$
 - ・最終月の容量確保契約金額（各月）
 $80万円 + 1,200万円 \times 0.2 = 320万円$
 - ・ペナルティ対象となった場合のペナルティ額
 $1,200万円 \times 0.2 = 240万円$

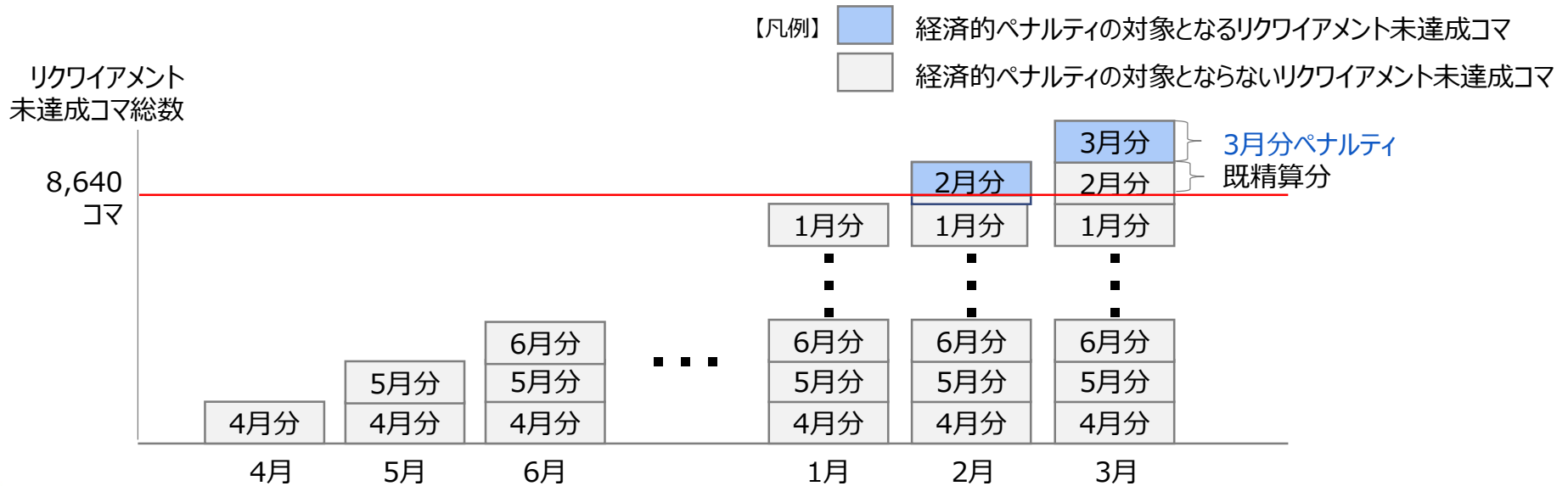
※：実需給期間中に電源等差替によって非効率石炭火力電源ではない電源から非効率石炭火力電源に差替えた場合、電源等差替以降、容量確保契約金額から20%を控除し、それを12で除した金額を容量確保契約金額（各月）とします。なお、非効率石炭火力電源から非効率石炭火力電源ではない電源に差替えた場合、容量確保契約金額（各月）の変更は行いません。

第5章 調達オークション_契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑥ 計画停止)

変動電源(単独)

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること。
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画を提出する場合には、年間8,640コマ(180日相当)を上限に認めることとします。
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※とします。
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保}}{\text{契約金額(円)}} \times \text{年間8,640コマを超過して 当月に発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



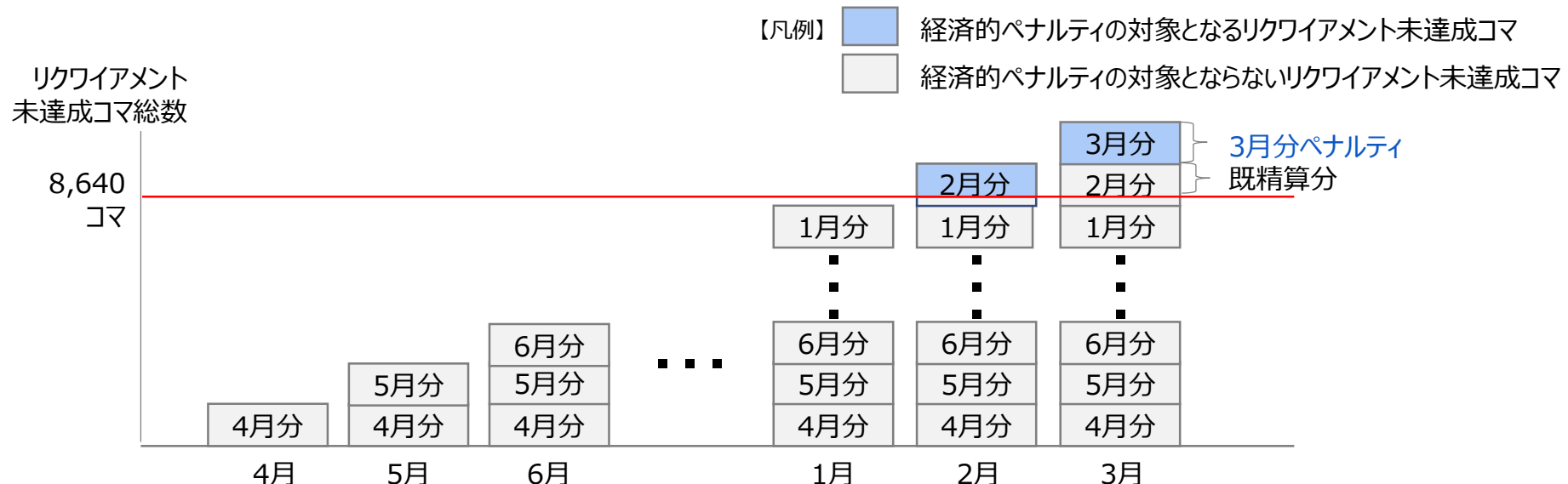
※：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

第5章 調達オークション_契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑦ 計画停止)

変動電源(アグリゲート)

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること。
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画を提出する場合には、年間8,640コマ(180日相当)を上限に認めることとします。
- アセスメント：変動電源提供者が容量確保契約容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマをリクワイアメント未達成コマ※とします。
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保契約金額(円)}}{\text{年間8,640コマを超過して発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)}} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

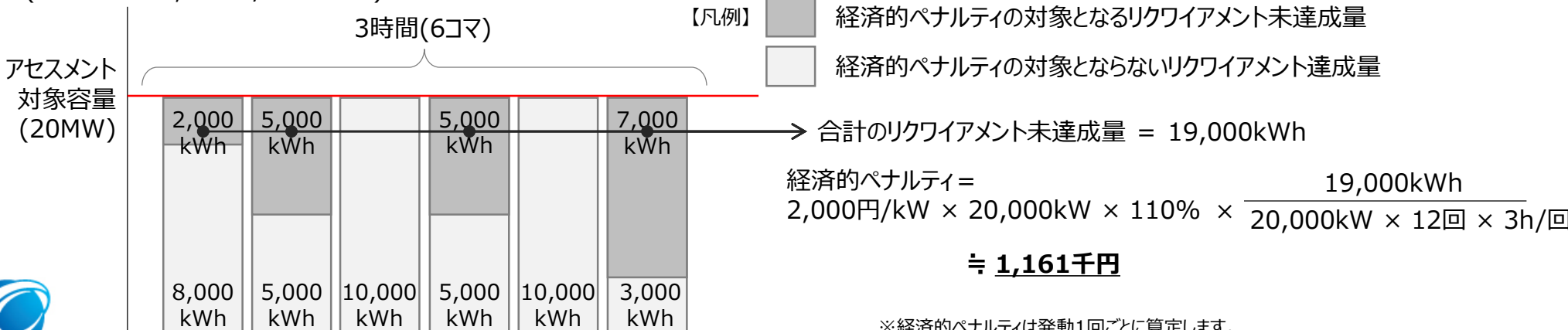
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑧ 発動指令への対応)

発動指令電源

- リクワイアメント：一般送配電事業者からの発動指令に応じて、アセスメント対象容量以上の供給力を年間で最大12回かつ1回の発動につき3時間継続して提供すること。
 - 発動指令への応動は1日1回を限度とします。指令の対象時間は、土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時です。
 - 発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者への供給や卸電力市場等への入札を通じて適切に供給力を提供することとします。
 - 上記リクワイアメントに関わらず、一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。(ペナルティの対象外)
- アセスメント：発動指令に応じ提供した供給力がアセスメント対象容量に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量とします。
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ金額(円) = $\frac{\text{契約単価 (円/kW)} \times \text{容量確保 契約容量(kW)} \times 110\% \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{アセスメント対象容量(kW)} \times 12 \text{回} \times 3\text{h/回}}$

発動指令1回あたりの経済的ペナルティの算定方法

(約定価格 = 2,000円/kWの場合)



※経済的ペナルティは発動1回ごとに算定します。
 ※発動指令が12回未満の場合、未発動部分に対して経済的ペナルティはありません。

供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い(1/2)

- 予定していた供給力の提供ができなくなった等により容量確保契約容量を減少する必要がある場合、容量確保契約の変更あるいは解約が必要となり、これを市場退出と呼びます。※1、2、3
- 容量提供事業者が市場退出する場合、退出容量に応じて当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます※3。退出日が変更・解約の確認期間(2025年3月7日)の終了日を起点としてその前後で経済的ペナルティの金額が異なります※4。

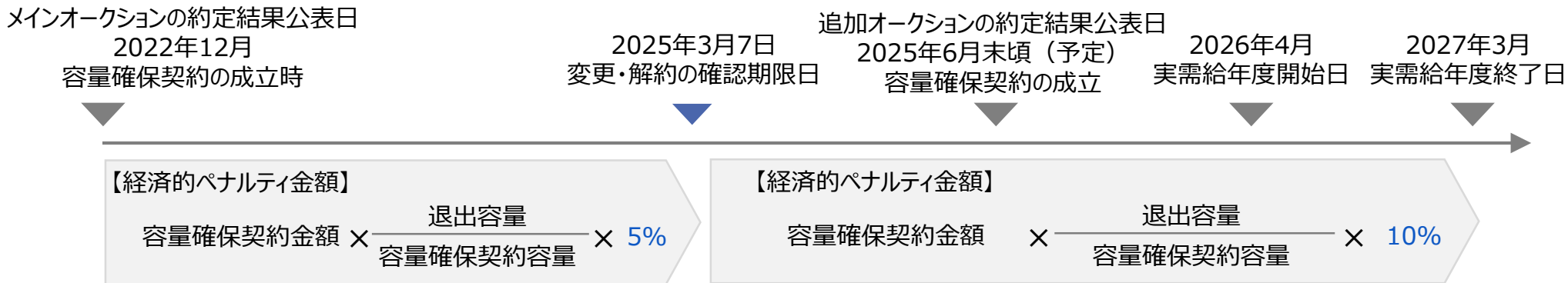
■ 【変更・解約の確認期間の終了日まで】

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額(円)} \times 5\% \times \frac{\text{退出容量(kW)}}{\text{容量確保契約容量(kW)}}$$

■ 【変更・解約の確認期間の終了日の翌日以降】

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額(円)} \times 10\% \times \frac{\text{退出容量(kW)}}{\text{容量確保契約容量(kW)}}$$

経済的ペナルティ金額の算定方法



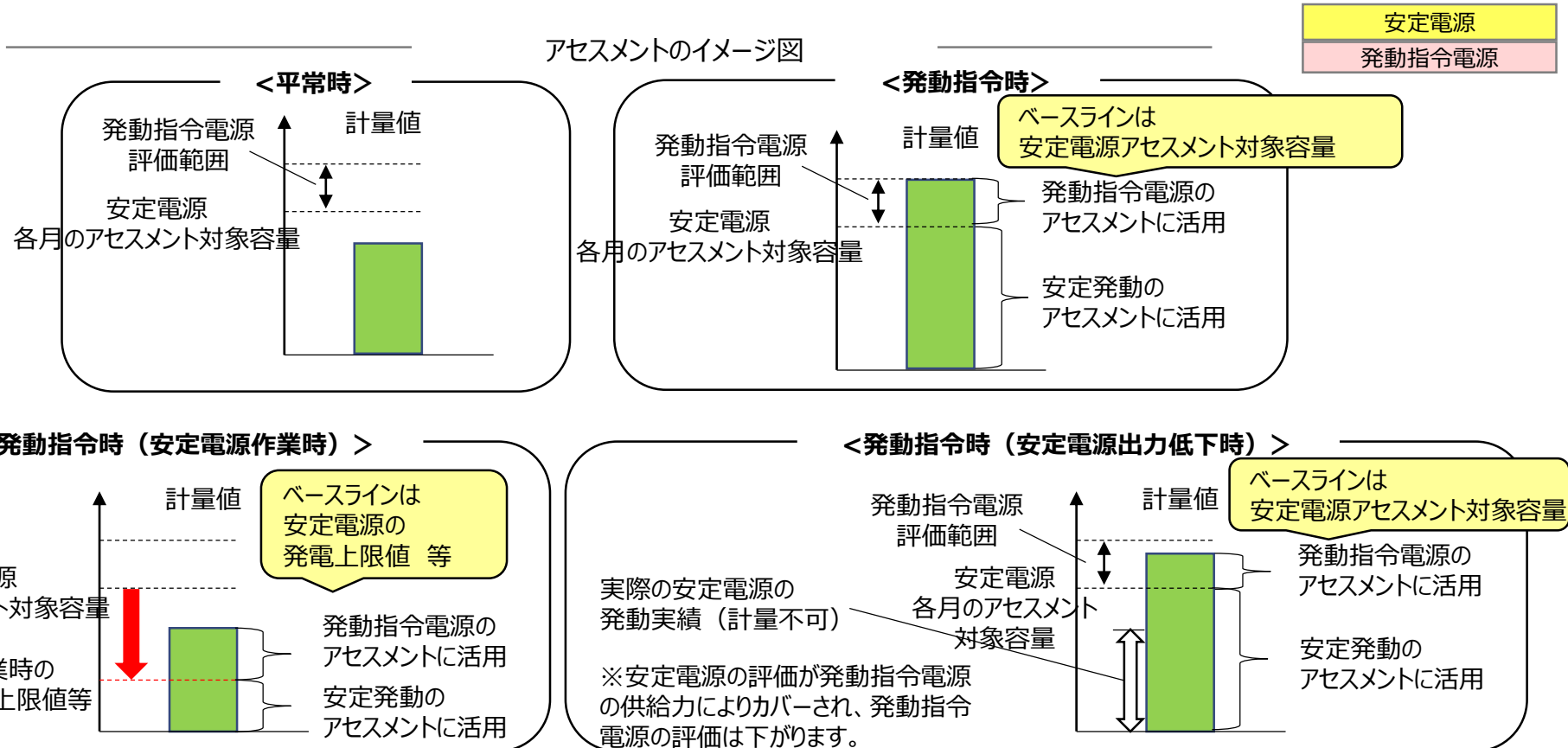
※1：電源等差替によって市場退出とならない場合があります。
 ※2：リリースオークションで約定した容量は市場退出となりますが、市場退出時の経済的ペナルティの算定対象外となります。
 ※3：変更・解約の確認期間の終了日までに科された経済的ペナルティに関しては、調達オークションの開催有無および約定結果によって経済的ペナルティを返金する場合があります。
 ※4：具体的な手続き方法等に関しては、別資料「容量市場からの市場退出の表明について（対象実需給年度：2026年度）」
https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2024/241118_shijoutaishutsu_annai.htmlをご確認ください。

供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い(2/2)

- 追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までに市場退出した場合、以下の各号に該当すれば経済的ペナルティが返金されます。
 - 【①各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合】
 - 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
 - 【②各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合】
 - 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
 - 【③各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格 × 105%未滿となった場合】
 - 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額 - 市場退出した電源等の容量 × (調達オークションの当該エリアの約定価格 - メインオークションの当該エリアの約定価格)
- ただし、調達オークションが開催され、供給信頼度基準が満たされなかったエリアでは、上記②③に該当する場合でも、経済的ペナルティの返金はいりません※。

(参考) 1地点複数応札 (安定電源-発動指令電源) のアセスメント方法⁷³

- 計量値について、基本的には、安定電源のアセスメント対象容量までを安定電源の供給力評価とします (安定電源の各月のアセスメント対象容量を発動指令電源のベースラインとします。)
- 安定電源の作業時は、停止計画を考慮した供給力評価とします (安定電源の容量停止計画が提出されている時間帯は、安定電源の発電上限値を、発動指令電源のベースラインとして評価します。)



- 容量確保契約金額を12等分した容量確保契約金額（各月）から、経済的ペナルティを減じた金額が、正值の場合は支払※1を、負値の場合は請求を行います。
 - 4月（N月）を算定対象月とする容量確保契約金額（各月）の場合
 - 7月（N+3月）の末頃に経済的ペナルティ額算定結果通知書、容量確保契約金額（各月）通知書を発行します。
 - 8月（N+4月）の10日頃に支払通知書・請求書を発行します。
 - 9月（N+5月）の末日までに容量確保契約金額を交付します。
- ※請求が行われた場合、9月（N+5月）の末日が支払期日となります。

■ 容量確保契約金額の月次スケジュール

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

算定対象月が4月の場合

▲7月末頃：経済的ペナルティ額算定結果通知書・
容量確保契約金額（各月）通知書の発行

▲8月10日頃：支払通知書・請求書の発行

▲～9月末日まで：容量確保契約金額の交付日
（容量確保契約金額（各月）>経済的ペナルティ額）
経済的ペナルティ額の支払期日
（容量確保契約金額（各月）<経済的ペナルティ額）

■ 容量確保契約金額の支払・請求期日について （容量確保契約約款より）

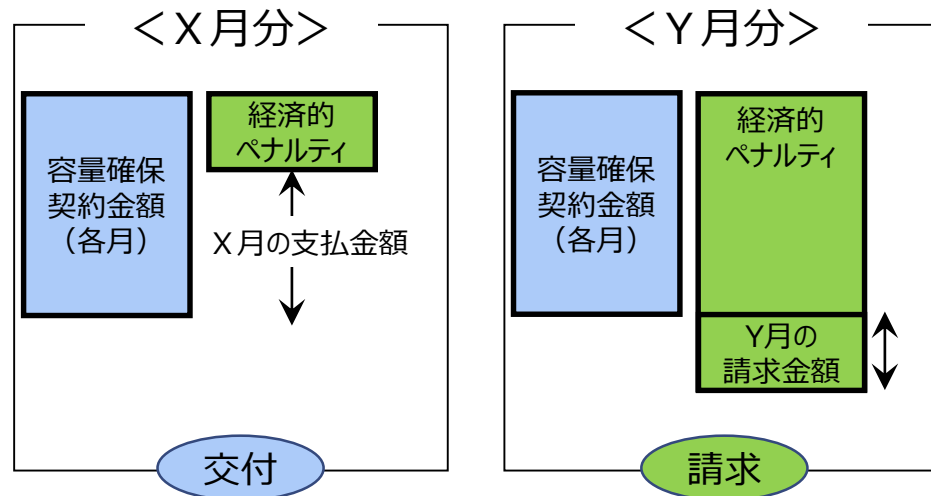
第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティおよび第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

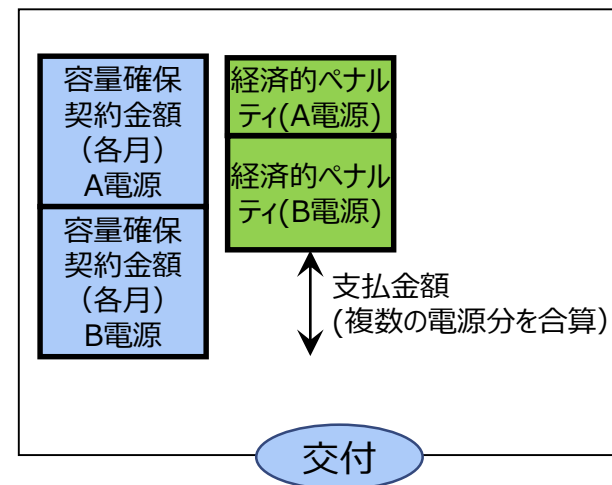
(参考) 容量確保契約金額の請求・支払

- 容量確保契約に対して経済的ペナルティが発生した場合、**月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額を合算※¹**して、**月次の支払もしくは請求**が行われます。
- 経済的ペナルティの月次算定額が**容量確保契約金額(各月)を上回る場合は事業者に請求**します。
 - なお、経済的ペナルティ未払いが生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払いの債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算※²が行われます。
- また、容量確保契約の締結は事業者単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合、当該事業者の**他の電源の容量確保契約金額(各月)と債務が合算**されて精算されます。

＜合算した交付・請求イメージ＞



＜複数の電源※²にて契約書を締結している場合のイメージ＞



(参考) ペナルティ・容量確保契約金額対応に係る各種帳票

- ペナルティ・容量確保契約金額対応に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の容量市場システム（実需給期間向け機能）（以下、容量市場システム）を通じて発行します。
- 各帳票の書式、諸元項目などの詳細は業務マニュアルを参照ください。

帳票	内容	発行スケジュール
経済的ペナルティ額 算定結果通知書※1	経済的ペナルティ額 が記載された通知書です	算定対象月をN月とした場合、 N+3月の末日頃に発行予定 ※4月対象分は7月末頃に発行予定
容量確保契約金額 (各月) 通知書	容量確保契約金額 (各月) が記載された通知書です	算定対象月をN月とした場合、 N+3月の末日頃に発行予定 ※4月対象分は7月末頃に発行予定
支払通知書	算定対象月において、 容量確保契約金額 (各月) が 経済的ペナルティ額を上回る場合に発行 される、支払金額が記載された通知書です	算定対象月をN月とした場合、 N+4月の10日頃に発行予定 ※4月対象分は8月10日頃に発行予定
請求書	算定対象月において、 容量確保契約金額 (各月) が 経済的ペナルティ額を下回る場合に発行 される、請求金額が記載された請求書です	算定対象月をN月とした場合、 N+4月の10日頃に発行予定 ※4月対象分は8月10日頃に発行予定

※1 経済的ペナルティ額算定結果通知書に記載されるペナルティは、実需給期間中のペナルティであり、実需給期間前のペナルティは記載されません

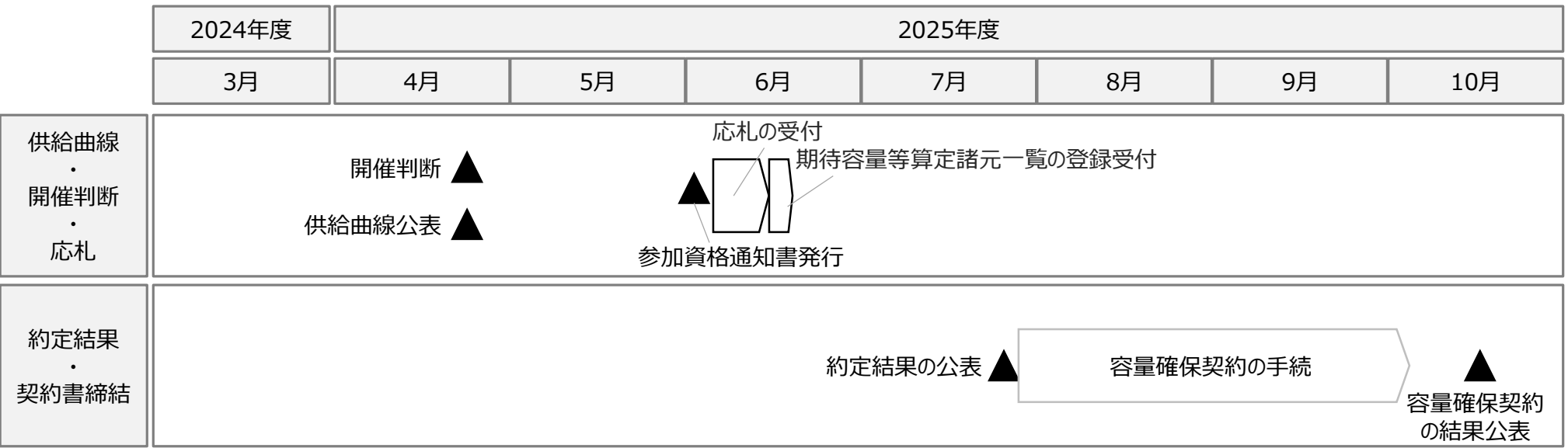
第6章 リリースオークション_募集概要

- ・リリースオークションのスケジュール（対象実需給年度：2026年度）
- ・参加資格通知書
- ・リリースオークション応札単位

リリースオークションのスケジュール（対象実需給年度：2026年度）

■ 2025年度リリースオークション（対象実需給年度：2026年度）に係るスケジュールは以下の予定です。

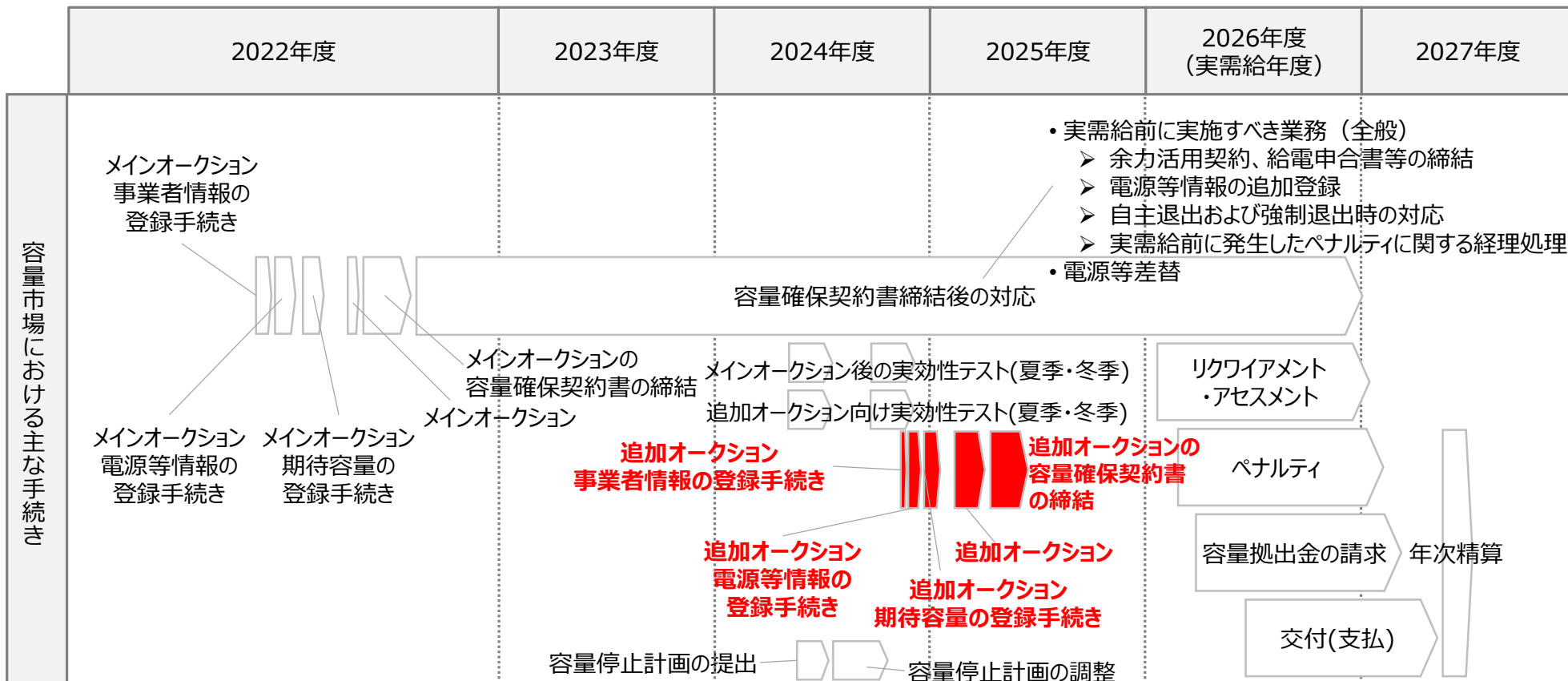
【リリースオークションのスケジュール（開催判断～約定結果の公表・契約書締結）】



(参考) 容量市場の全体スケジュール (対象実需給年度：2026年度)

- 対象実需給年度2026年度に係る全体スケジュールは以下の予定です。
- 小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者から容量拠出金を受領した後に、リクワイアメントを満たした容量提供事業者に対して、実需給年度中に容量確保契約金額の支払が開始されます。

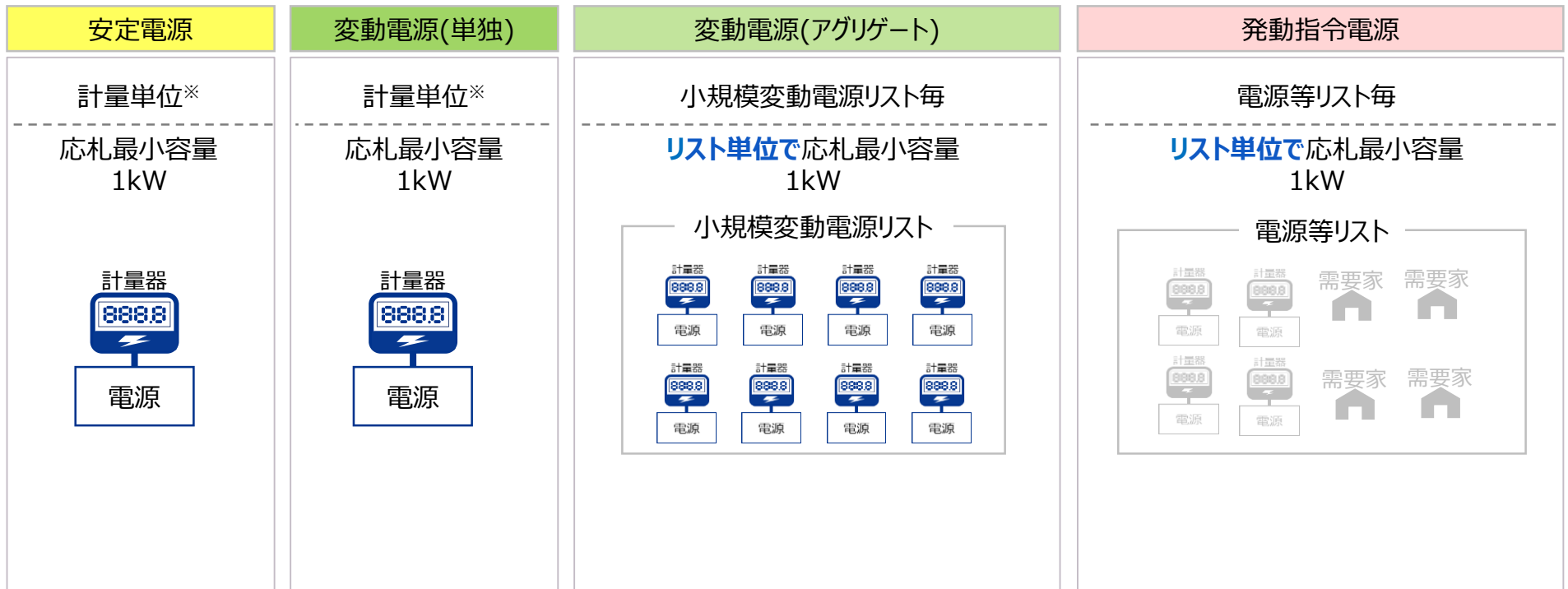
【容量市場全体スケジュール (メインオークション参加登録～実需給年度中)】



リリースオークション応札単位

- 安定電源・変動電源(単独)の応札単位は計量単位毎※1とします。
- 変動電源(アグリゲート)は小規模変動電源リスト毎とします。
- 発動指令電源は電源等リスト毎とします。
- 応札容量の最小値は1kWとし、応札容量の最大値はそれぞれの電源等の応札上限容量とします。なお、応札容量は1kW単位で登録できます。※2

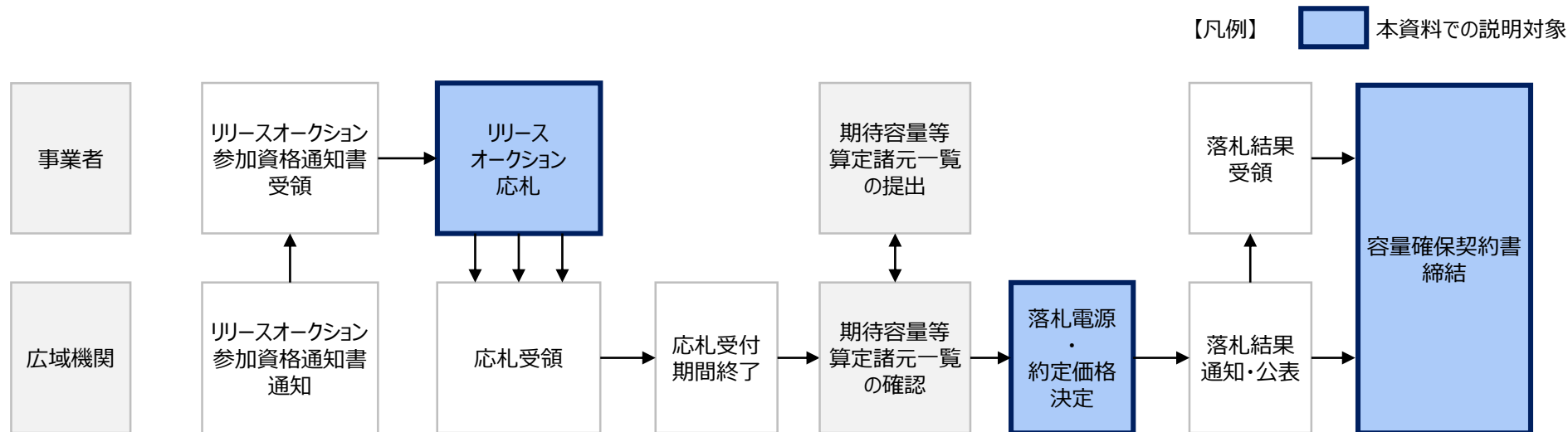
オークション応札単位



第7章 リリースオークション

- ・リリースオークションの概要（対象実需給年度：2026年度）
- ・リリースオークションへの応札
- ・供給曲線
- ・落札電源および約定価格の決定方法
- ・落札電源および約定価格の決定方法（市場が分断される場合）
- ・リリースオークション（エリア）における落札電源および約定価格の決定方法
- ・容量確保契約書の締結：契約内容
- ・リリースオークションの交付/請求額

- リリースオークション参加資格通知書を受領した事業者は、リリースオークションへの応札が可能となります。
- 応札期間中は、応札情報の変更が可能ですが、応札受付期間終了後は変更できません。
- リリースオークション応札後、安定電源・変動電源を応札した事業者は、期待容量等算定諸元一覧の提出が必要です。
- リリースオークション応札締め切り後、本機関が落札電源および約定価格を決定します。
- 落札結果は、応札した事業者への通知および公表が行われます。
- 落札された電源等を保有する事業者は、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約の変更・解約が成立するものとします。



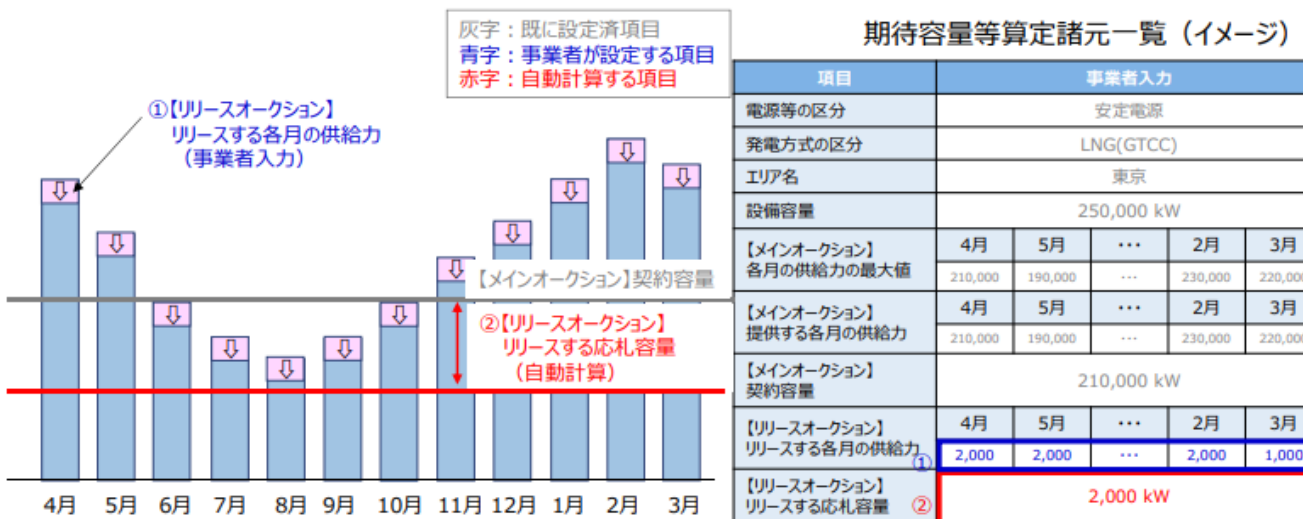
リリースオークションの概要：期待容量等算定諸元一覧

- 安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の応札容量登録後に、期待容量等算定諸元一覧を提出いただきます。
- 詳細は、(追加オークション参考資料)期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明(対象実需給年度：2026年度)にて、解説して参ります。（2025年3月公表予定）

(様式2)「期待容量等算定諸元一覧」についての補足説明 3. 応札容量の算定方法【安定電源（純揚水を除く）】

19

- 「【メインオークション】提供する各月の供給力」の範囲内で、「【リリースオークション】リリースする各月の供給力」を設定することができます。
- メインオークション契約容量の一部をリリース（部分リリース）する場合、「【メインオークション】契約容量」から「【リリースオークション】リリースする応札容量」を差し引いた値が、1,000kW以上となるようにしてください。



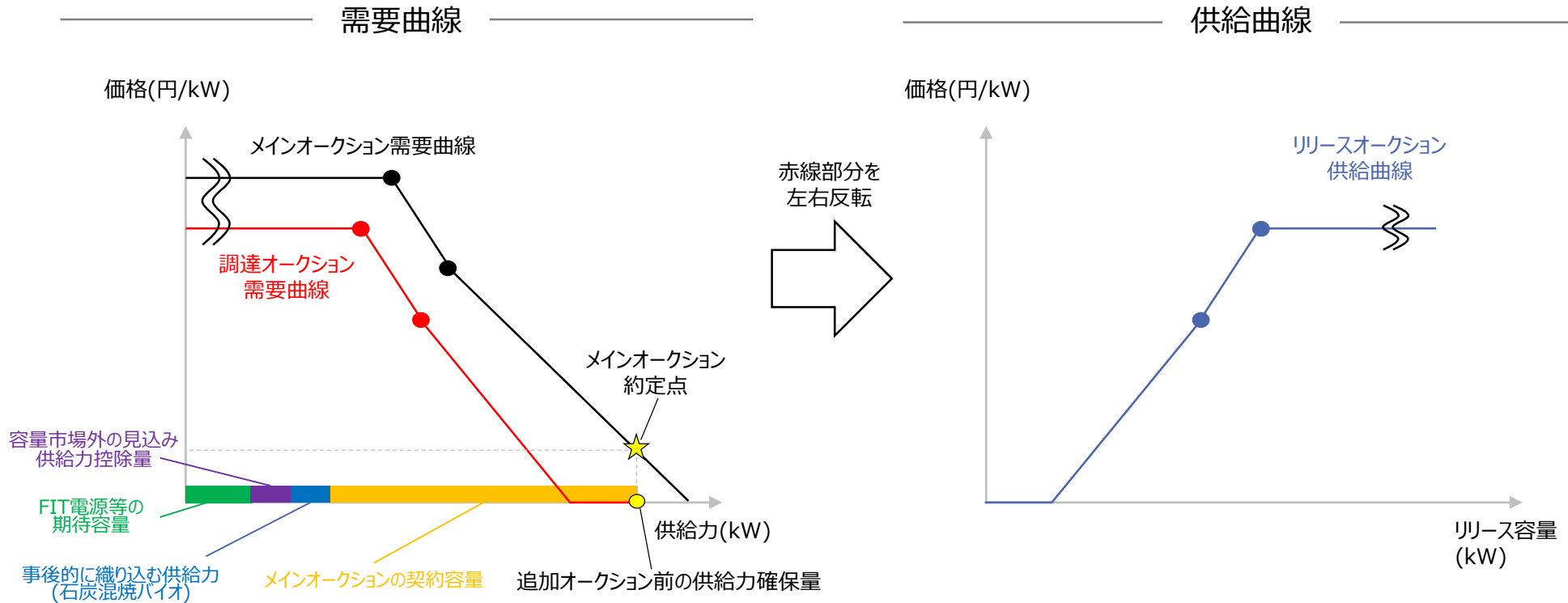
- リリースオークションは、容量提供事業者がメインオークションを経て容量市場へ供給力を提供することを約束した契約容量を対象に、買い戻すためのオークションとなります。
- リリースオークションはシングルプライス方式により実施します。
- リリースオークションへ応札する際は、応札容量(kW)および応札価格(円/kW：税抜き)を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の変更申込みまたは解約申込みを行ったものとみなし、リリースオークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約の変更または解約が成立するものとします。
- 部分リリースの場合は、容量確保契約の契約容量から応札容量を差し引いた値が1,000kW以上となるように応札情報を登録してください。リリースオークション約定後の契約容量が1,000kW未満となる場合は、応札情報の登録ができません。
- 全量リリースの場合(契約容量から応札容量を差し引いた値が0kW)は応札情報の登録が可能です。全量リリースする場合は容量確保契約の全ての容量(応札上限容量)にて応札情報を登録してください。また応札の最低価格は対象実需給年度のメインオークションにおけるエリアプライスの60%(円未満の端数は切り捨て)とします。

応札ルール

項目	ルール
応札の登録単位	・1計量単位、1リスト単位の応札
応札容量	・1kW刻みで応札 ・応札できる最大容量は容量確保契約の契約容量 ・応札できる最小容量は1kW
応札価格	・1円刻みで応札 ・応札できる最低価格はメインオークション約定価格の60%
応札の変更・取消	・応札受付期間中は何度でも可能 ・受付期間終了後の変更・取消は不可

第7章 リリースオークション 供給曲線

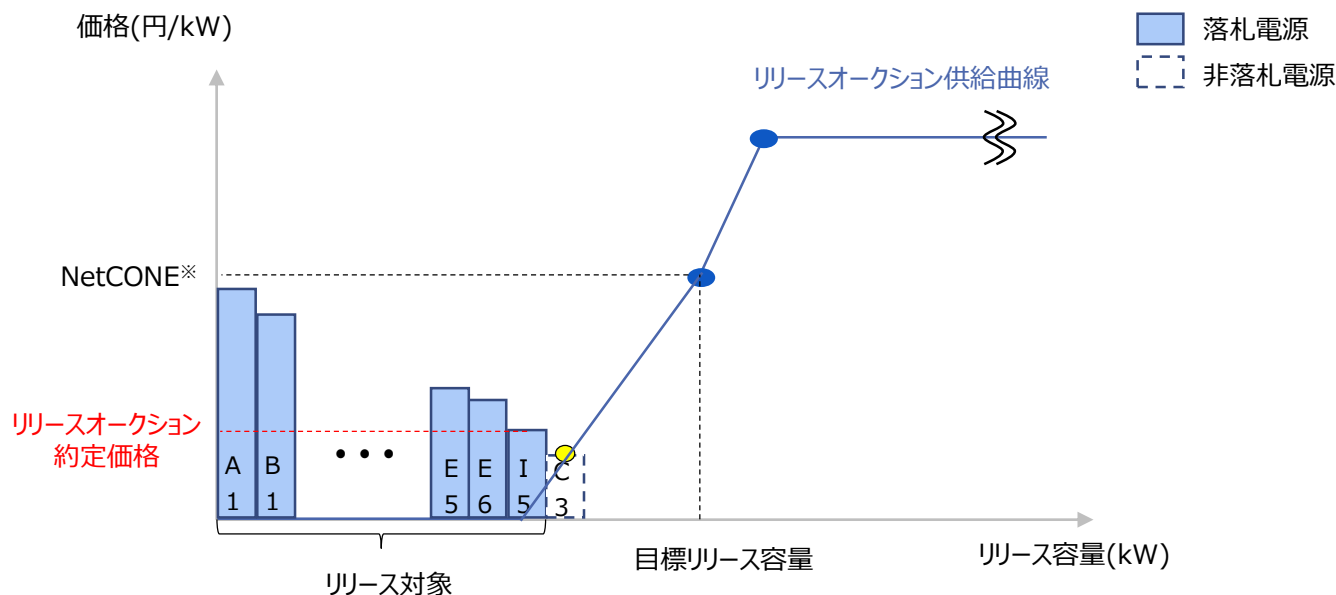
- 本機関が供給曲線原案を作成した後、国が関連する審議会等で原案を審議し、有識者や関係事業者等の意見を踏まえ本機関が供給曲線を決定します。
- 決定した供給曲線および供給曲線作成要領は、2025年4月に公表する予定です。
- 全国のリリースオークション供給曲線は、調達オークションの需要曲線を反転して作成します。



リリースオークション(全国)における落札電源および約定価格の決定方法

- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。
 - 応札価格が高い順に、全ての電源等区分の応札情報を並べ、需要曲線を作成します。
 - 全国の供給曲線と全国の需要曲線の交点から、リリースを行わない電源を決定します。
 - 供給曲線と交差する電源等の次に高い応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします。なお、応札容量が部分的に落札されることはありません。
- 約定価格は、原則として落札された電源のうち最も低い応札価格とし、応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。

シングルプライス方式における落札電源および約定価格の決定方法
(価格が高い順に並べた後のイメージ)



※Net CONEとは新規電源の建設および維持・運営のための総コストをコスト評価期間で均等化したコストから容量市場以外の収益を差し引いたもの。
(CONEはCost of New Entryの略称)

リリースオークション(全国)における落札電源および約定価格の決定方法(市場が分断される場合)

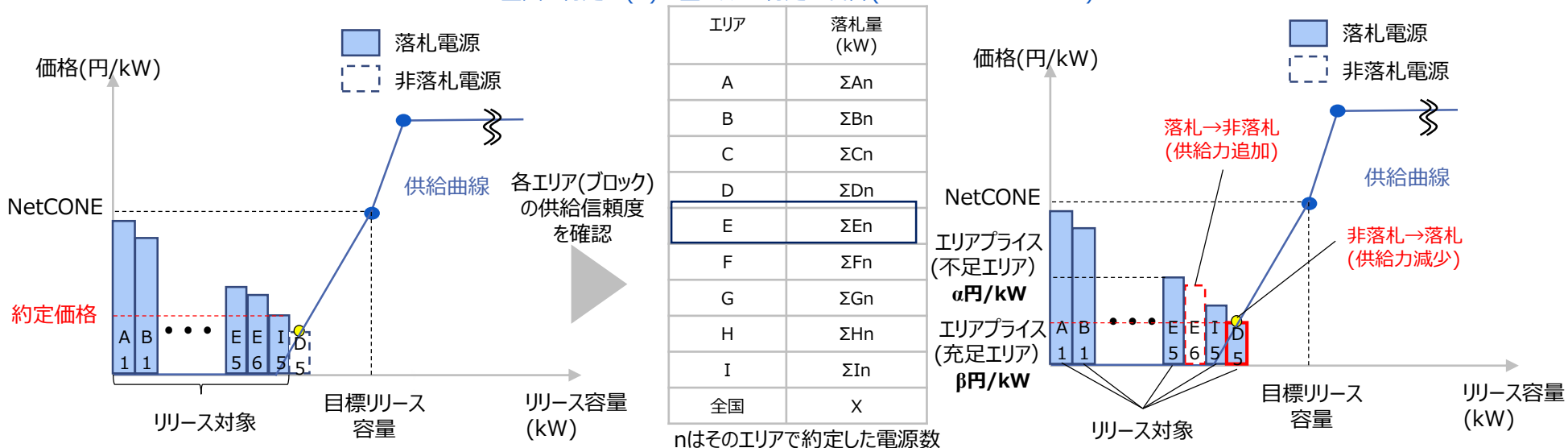
- 需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度※¹ (「全国の供給信頼度」) に対して、各エリアの供給力から算定した供給信頼度に基づき不足エリア (ブロック※²)・充足エリア (ブロック) について確認を行い、異なるエリア(ブロック)が生じた場合については、約定処理上の市場分断と判断します。
- 市場が分断される場合、全国の供給信頼度と比較して供給信頼度が不足しているエリア(ブロック)では供給信頼度が満たされるまで、当該エリア(ブロック)の落札電源を応札価格の低い順に減じて非落札電源とします。また、全国の供給信頼度に対して供給信頼度が充足しているエリア(ブロック)では、全国の供給信頼度を満たす範囲で、当該エリア(ブロック)における非落札電源を応札価格が高い順に落札電源に追加します。
- 市場が分断される場合、エリアによって約定価格が異なります。落札電源を減じたエリア(ブロック)においては、残った電源等のうち最も低い応札価格を、落札電源を追加したエリア(ブロック)においては、最後に追加した電源等の応札価格をエリアプライスとします。

※1:各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性

※2:市場が分断していない複数エリアの総称

市場が分断される時の約定プロセス(Eエリアが不足エリアとなっている場合)

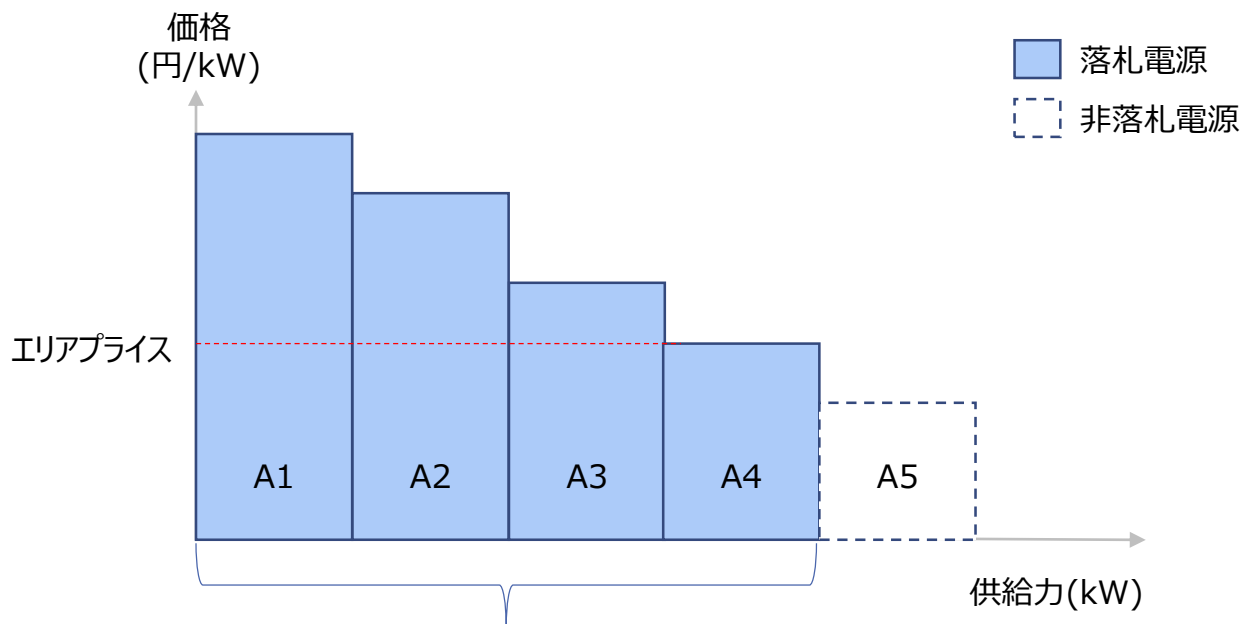
$$\text{全国の約定量}(X) = \text{全エリアの約定量合計}(\sum A_n + \sum B_n + \dots + \sum I_n)$$



リリースオークション(エリア)における落札電源および約定価格の決定方法

- エリア(ブロック)の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア(ブロック)は、応札価格が高い電源等から順に、充足するエリア(ブロック)の供給信頼度を満たす範囲内で落札電源に追加していきます。
- エリア(ブロック)の供給信頼度を満たさなくなった時点で追加処理を終了し、最後に落札電源に追加した電源等の次に高い応札価格以上で応札されている電源等を落札電源とします。
- リリースオークション(エリア)を開催したエリア(ブロック)においては、最後に落札電源に追加した電源等の応札価格がエリア(ブロック)の約定価格(「エリアプライス」となります。

リリースオークション(エリア)の約定及びエリアプライスのイメージ



A1~A4の電源等をリリースしても
基準の供給信頼度を満たす

第7章 リリースオークション 容量確保契約書の変更：契約内容

- 電源を落札した事業者は容量確保契約締結のための手続期間内※1に本機関と変更契約書、もしくは解約合意書を締結していただきます。※2、3、4
- 容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる予定の金額を容量確保契約金額と言い、以下の式を用いて算定します。
 - 容量確保契約金額(円) = 契約単価 (円/kW)※5 × 契約容量(kW) - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額 (円) ※5 - 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額(円)※6,7
- 2025年度リリースオークション（対象実需給年度：2026年度）においては、発電事業者等が自身の契約している容量をリリースする仕組みであるため、2022年度のメインオークション時の経過措置の仕組みを適用します。
 - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額(円) = メインオークションの約定単価(円/kW) × 契約容量(kW)※8 × (1 - 経過措置控除係数)※9

※1：本資料の「第6章 募集概要 リリースオークションのスケジュール（対象実需給年度：2026年度）」を参照してください。

※2：契約の変更・解約に関しては「参考資料」をご覧ください。

※3：容量確保契約書は課税文書に該当しない旨を国税庁と確認済ですので、収入印紙の貼付は不要です。

※4：リリースオークションによりリリースされた契約容量は市場退出となりますが、経済的ペナルティの算定対象外となります。

※5：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したものです。ただし、リリースオークション約定結果(部分リリース)を反映した変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※6：メインオークションで落札した電源に課される可能性のあるペナルティです。

※7：調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、リリースオークション交付額または請求額を調整する場合があります。

※8：リリースオークション落札時はメインオークションとリリースオークションの落札容量の差分となります。

※9：メインオークション時の経過措置控除係数を適用します。詳細は容量確保契約約款を参照してください。

第7章 リリースオークション

リリースオークションの交付/請求額

- リリースオークション交付額または請求額は、リリースオークションの落札結果に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる、または請求する金額をいい、落札された電源毎に以下の計算式で算定します。その額が正值となる場合は交付金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

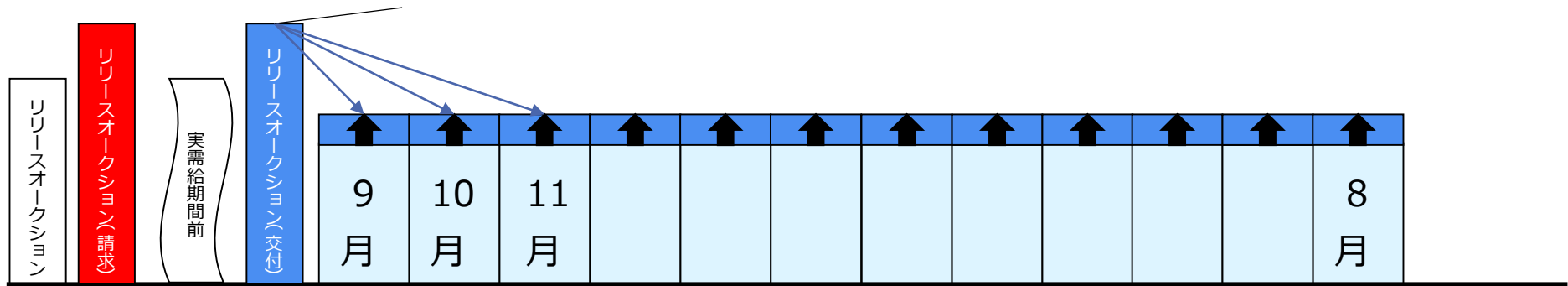
➤ リリースオークションの交付/請求額(円)^{※1}

$$= \left[\text{メインオークションの契約単価(円/kW)}^{※2} - \text{リリースオークションの約定単価(円/kW)} \times (1 - \text{経過措置控除係数}^{※3}) \right] \times \text{リリース容量(kW)}$$

- リリースオークション交付額は、12等分した金額をリリースオークション交付額（各月）とします。リリースオークション交付額（各月）の支払は、実需給期間において容量確保契約金額（各月）と合算し、事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。
- リリースオークション請求額は、請求金額を本機関から容量提供事業者に対し実需給期間前に請求し、容量提供事業者は本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます。

リリースオークション落札電源に係る交付・請求スケジュール

リリースオークションの結果、交付が生じた場合は実需給期間中に月次で支払



リリースオークションの結果、請求が生じた場合は実需給期間前に請求

※1：正数の場合は広域機関より容量提供事業者へ交付、負数の場合は請求となります。

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

※3：メインオークション時の経過措置控除係数

(参考) 容量確保契約金額及び交付/請求額の算定の計算

- リリースオークション落札電源に係る容量確保契約金額及びリリースオークション交付/請求額の算定に関して、リリースオークション交付額となる場合について、具体的な数値を用いて説明します。※

例1：

メインオークションの約定単価 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約単価※1 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約容量 : 5,000kW
 リリースオークションの約定単価 : 8,000円/kW
 リリース容量 : 5,000kW
 電源等の経過年数に応じた控率 : 0%
 入札内容に応じた控除額係数 : 0%

例2：

メインオークションの約定単価 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約単価※1 : 8,046円/kW
 メインオークションの契約容量 : 5,000kW
 リリースオークションの約定単価 : 8,000円/kW
 リリース容量 : 5,000kW
 電源等の経過年数に応じた控率 : 6.0%
 入札内容に応じた控除額係数 : 85.6%

例3：

メインオークションの約定単価 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約単価※1 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約容量 : 5,000kW
 リリースオークションの約定単価 : 8,000円/kW
 リリース容量 : 2,000kW
 電源等の経過年数に応じた控率 : 0%
 入札内容に応じた控除額係数 : 0%

例4：

メインオークションの約定単価 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約単価※1 : 8,046円/kW
 メインオークションの契約容量 : 5,000kW
 リリースオークションの約定単価 : 8,000円/kW
 リリース容量 : 2,000kW
 電源等の経過年数に応じた控率 : 6.0%
 入札内容に応じた控除額係数 : 85.6%

ケース	容量確保契約金額	リリースオークションの交付額 (広域機関からの支払)
例1	0円 = 10,000円/kW × (5,000kW - 5,000kW)	10,000,000円 = {10,000円/kW - 8,000円/kW × (1-0%) × 0%} × 5,000kW
例2	0円 = 10,000円/kW × (5,000kW - 5,000kW) - 10,000円/kW × [(5,000kW - 5,000kW) × {1 - (1 - 6.0%) × 85.6%}]	8,046,400円 = {8,046円/kW - 8,000円/kW × (1 - 6.0%) × 85.6%} × 5,000kW
例3	30,000,000円 = 10,000円/kW × (5,000kW - 2,000kW)	4,000,000円 = {10,000円/kW - 8,000円/kW × (1-0%) × 0%} × 2,000kW
例4	24,139,200円 = 10,000円/kW × (5,000kW - 2,000kW) - 10,000円/kW × [(5,000kW - 2,000kW) × {1 - (1 - 6.0%) × 85.6%}]	3,218,560円 = {8,046円/kW - 8,000円/kW × (1 - 6.0%) × 85.6%} × 2,000kW

※1：「メインオークションの契約単価」は「メインオークションの約定単価」に「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」を適用した単価です。
 ※2：本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

(参考) 容量確保契約金額及び交付/請求額の算定の計算

- リリースオークション落札電源に係る容量確保契約金額及びリリースオークション交付/請求額の算定に関して、リリースオークション請求額となる場合について、具体的な数値を用いて説明します。*

例1：

メインオークションの約定単価 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約単価※1 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約容量 : 5,000kW
 リリースオークションの約定単価 : 11,000円/kW
 リリース容量 : 5,000kW
 電源等の経過年数に応じた控率 : 0%
 入札内容に応じた控除額係数 : 0%

例2：

メインオークションの約定単価 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約単価※1 : 8,046円/kW
 メインオークションの契約容量 : 5,000kW
 リリースオークションの約定単価 : 11,000円/kW
 リリース容量 : 5,000kW
 電源等の経過年数に応じた控率 : 6.0%
 入札内容に応じた控除額係数 : 85.6%

例3：

メインオークションの約定単価 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約単価※1 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約容量 : 5,000kW
 リリースオークションの約定単価 : 11,000円/kW
 リリース容量 : 2,000kW
 電源等の経過年数に応じた控率 : 0%
 入札内容に応じた控除額係数 : 0%

例4：

メインオークションの約定単価 : 10,000円/kW
 メインオークションの契約単価※1 : 8,046円/kW
 メインオークションの契約容量 : 5,000kW
 リリースオークションの約定単価 : 11,000円/kW
 リリース容量 : 2,000kW
 電源等の経過年数に応じた控率 : 6.0%
 入札内容に応じた控除額係数 : 85.6%

ケース	容量確保契約金額	リリースオークションの請求額 (広域機関からの請求)
例 1	0円 = 10,000円/kW × (5,000kW - 5,000kW)	-5,000,000円 = {10,000円/kW - 11,000円/kW × (1-0%) × 0%} × 5,000kW
例 2	0円 = 10,000円/kW × (5,000kW - 5,000kW) - 10,000円/kW × [(5,000kW - 5,000kW) × {1 - (1 - 6.0%) × 85.6%}]	-4,023,200円 = {8,046円/kW - 11,000円/kW × (1 - 6.0%) × 85.6%} × 5,000kW
例 3	30,000,000円 = 10,000円/kW × (5,000kW - 2,000kW)	-2,000,000円 = {10,000円/kW - 11,000円/kW × (1-0%) × 0%} × 2,000kW
例 4	24,139,200円 = 10,000円/kW × (5,000kW - 2,000kW) - 10,000円/kW × [(5,000kW - 2,000kW) × {1 - (1 - 6.0%) × 85.6%}]	-1,609,280円 = {8,046円/kW - 11,000円/kW × (1 - 6.0%) × 85.6%} × 2,000kW

※1：「メインオークションの契約単価」は「メインオークションの約定単価」に「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」を適用した単価です。
 ※2：本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

第8章 容量拠出金

(小売電気事業者および一般送配電事業者・配電事業者向け)

- ・容量拠出金の全体像
- ・経済的ペナルティ等の還元、および容量拠出金未回収分の算定
- ・月次の請求・支払フロー
- ・月次の請求・支払スケジュール
- ・各小売電気事業者への請求額の算定
- ・容量拠出金の端数調整
- ・その他の請求・支払に関する整理
- ・請求額の算定方法_調達オークション・リリースオークションの計算例

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、電気事業法に定める供給能力の確保の規定に基づき、小売電気事業者等に拠出いただくものです。
- 2024年度以降に本機関の会員である小売電気事業者については夏季/冬季ピーク時kWシェア等に応じて、一般送配電事業者、配電事業者については各エリアのH3需要に応じて容量拠出金を本機関から請求します。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者へ、本機関が容量確保契約金額を交付します。

容量拠出金の請求と容量確保契約金額の支払



(参考)小売電気事業者と容量拠出金の関係

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

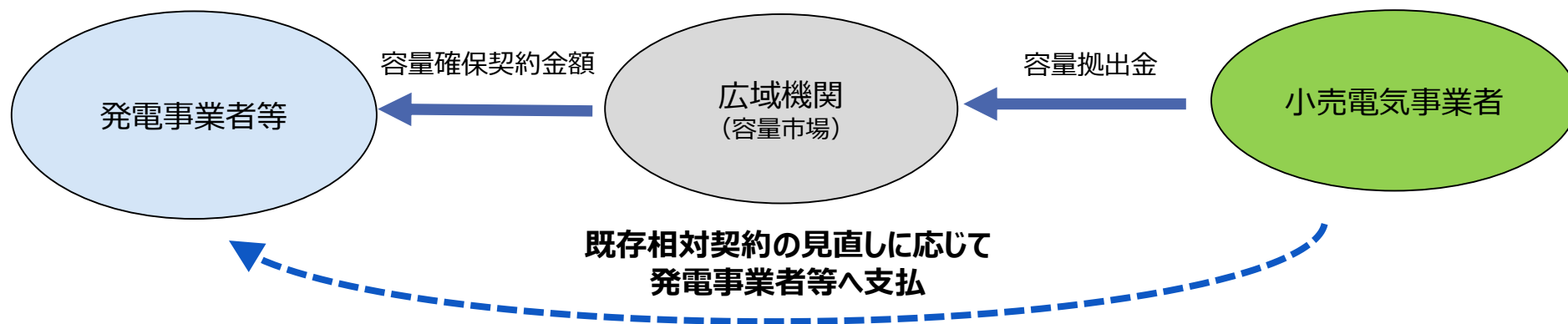
(参考)既存の相対契約について

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が算定の対象となります。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約書の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際の考え方※は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針をご参考にしてください。

※経済産業省 容量市場に関する既存契約見直し指針

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/kizonkeiyaku_youryou.pdf

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



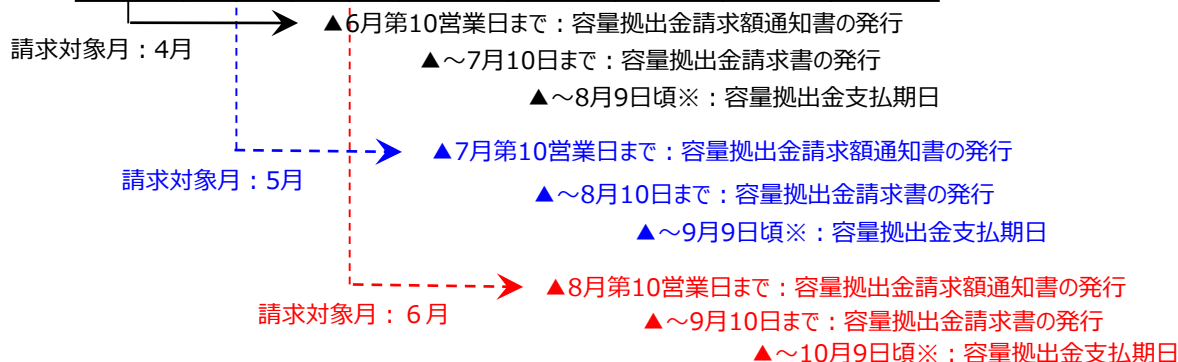
見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください
(広域機関HP) 相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

第8章 容量拠出金 月次の請求・支払スケジュール

- 容量拠出金の請求と支払の月次スケジュールは以下を予定しています。
4月（N月）を請求対象月とした場合、
 - 6月（N+2月）の第10営業日までに容量拠出金の請求額通知書を発行します
 - 7月（N+3月）の10日までに容量拠出金の請求書を発行します
 - 容量拠出金の請求書発行から1か月以内※にお支払いいただきます
- 上記の月次スケジュールにて毎月の請求額通知・請求・支払のフローが進んでいきます。

■ 容量拠出金の月次スケジュール



■ 容量拠出金の支払期日について (本機関の定款より)

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。

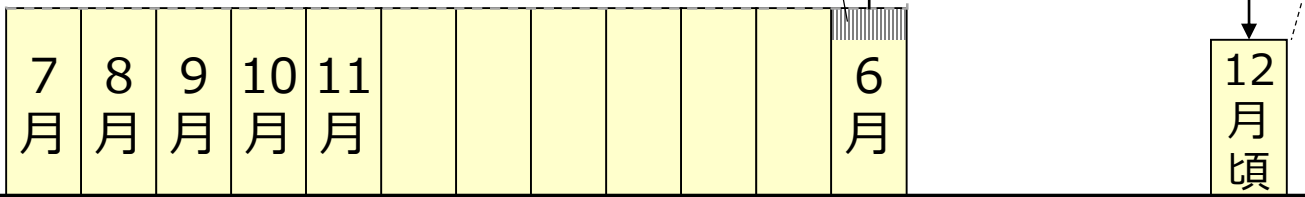
5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

第8章 容量拠出金 月次の請求・支払フロー

- 4月（N月）を請求対象月とする容量拠出金は、7月（N+3月）に請求書の発行が行われます。
- 容量確保契約金額に対して、経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の回収額により再算定が生じた場合は、容量拠出金へ反映を行うため実需給年度の翌年度10月頃に年次精算を開始し、その翌々月の12月頃に、追加請求の場合は請求書を、還元の場合は支払通知書を送付し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金それぞれの総額を一致させます。

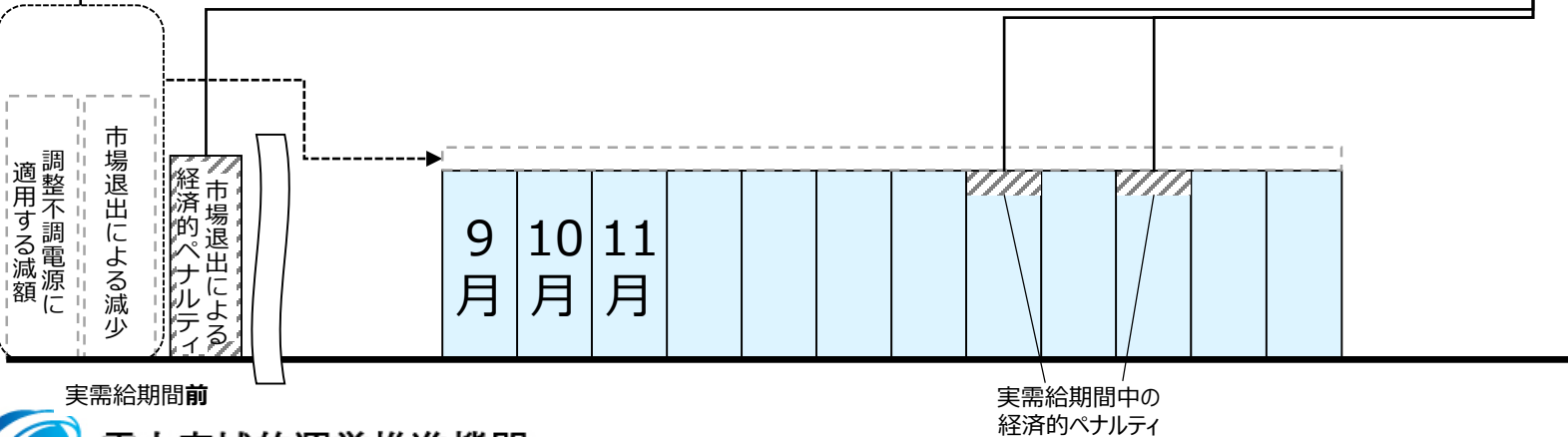
<容量拠出金：小売電気事業者等への請求書発行>

容量拠出金の回収額により再算定が生じた場合



【追加請求と還元(年次精算)】
容量拠出金の再算定分（▨）が、実需給期間中の経済的ペナルティと、市場退出による経済的ペナルティ（▧）を上回った場合は追加請求が行われます（左図）。一方で、容量拠出金の再算定分（▨）が、実需給期間中の経済的ペナルティと、市場退出による経済的ペナルティ（▧）を下回った場合には還元が行われます。

<容量確保契約金額：容量提供事業者への支払>



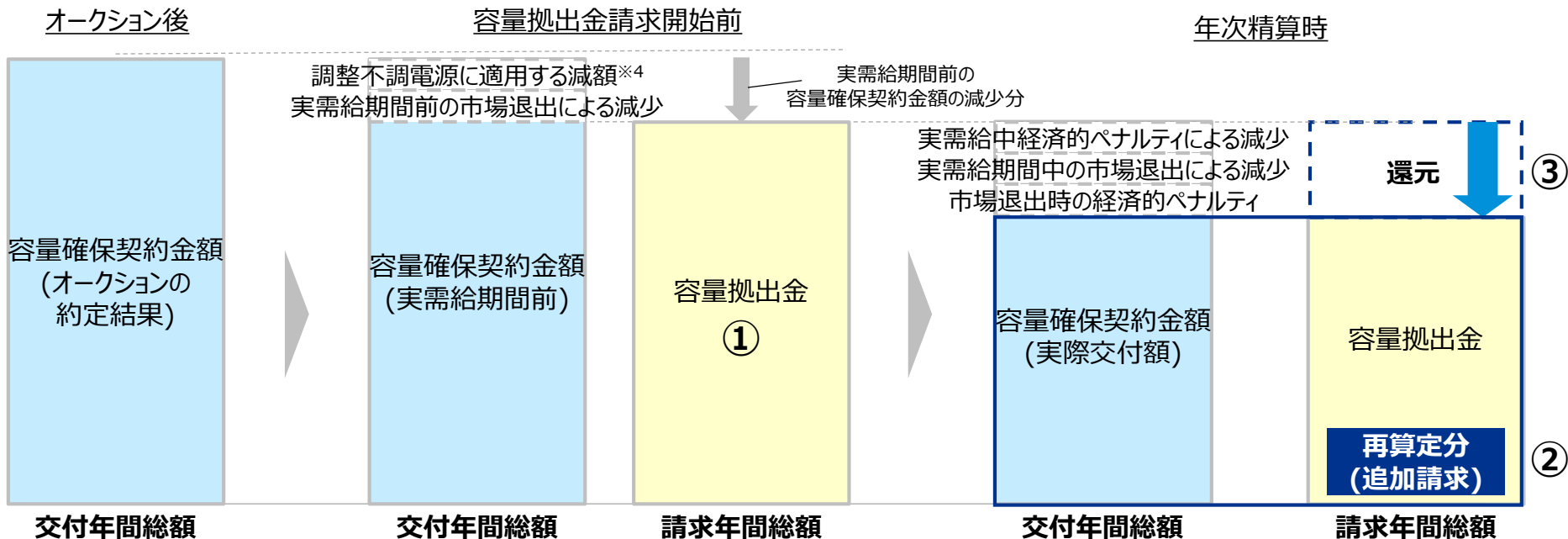
年次精算の概要_容量拠出金の追加請求および還元について

- 容量拠出金の再算定（追加請求）※1,2は、容量拠出金の回収額をもとに請求年間総額を一致させるため、小売電気事業者間で再算定した内容を追加請求する取引です。
- 還元※3は、容量提供事業者側の取引の総額と小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。（経済的ペナルティの徴収等で生じた差額を調整し、小売電気事業者に配分するもの）
- 容量拠出金の再算定（追加請求）、還元とも毎月月次で実施するものではなく、対象実需給年度の取引終了後、一定の時期に単年度分をまとめて、年次精算として実施するものとなります。
- 小売電気事業者等に請求する容量拠出金は、実需給期間前の容量確保契約金額の減少分を加味した金額（①）であり、この容量拠出金請求額をもとに、容量拠出金の再算定（②）、還元（③）が行われます。

※1 配電事業者の容量拠出金の再算定が生じた場合は、一般送配電事業者及び配電事業者を対象として算定を実施

※2 小売電気事業者の容量拠出金の再算定が生じた場合は、小売電気事業者を対象として算定を実施

※3 小売電気事業者のみ対象



※4： 調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、容量確保契約金額が減額されることを指します。

各小売電気事業者への請求額の算定_全体像

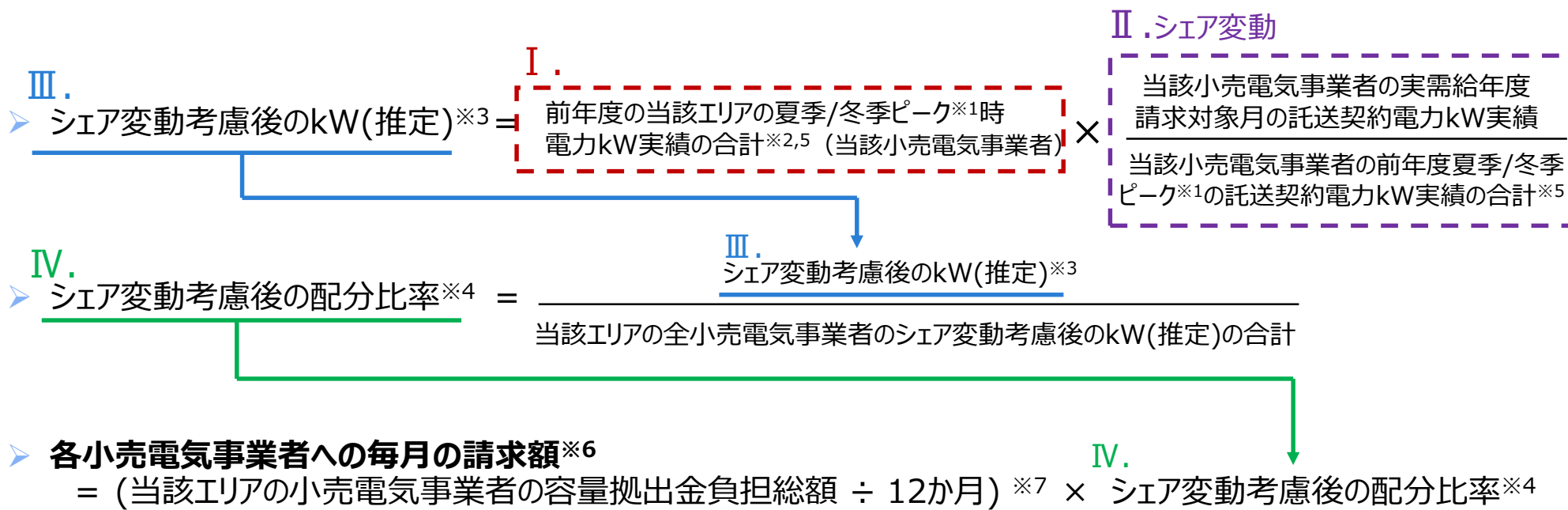
■ 当該小売電気事業者に対する各月の容量拠出金の請求額は、主に以下の要素により算定されます。

I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク※1時電力kW実績の合計※2 … (P.44参照)

II. シェア変動 … (P.45参照)

III. シェア変動考慮後のkW(推定)※3 … (P.46参照)

IV. シェア変動考慮後の配分比率※4 … (P.47参照)



※1：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

※2：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

※3：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※4：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

※5：第2回目の容量拠出金説明会では「平均」としておりましたが、「合計」としています。

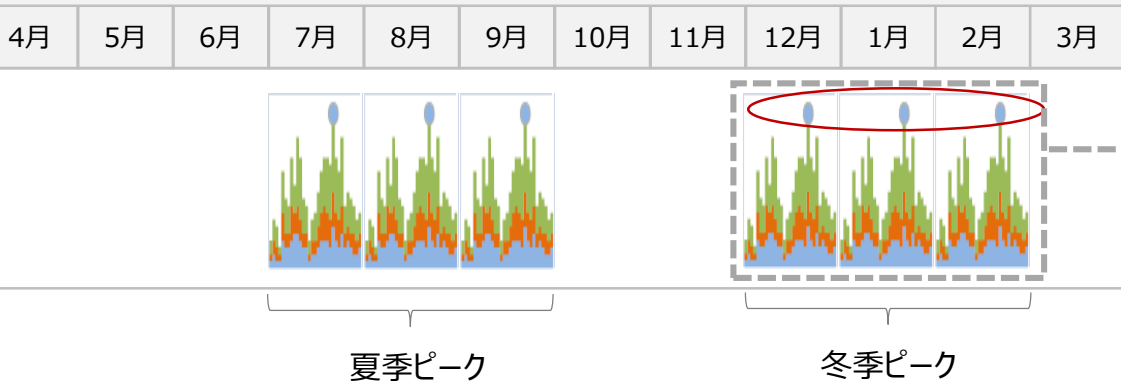
※6：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※7：12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

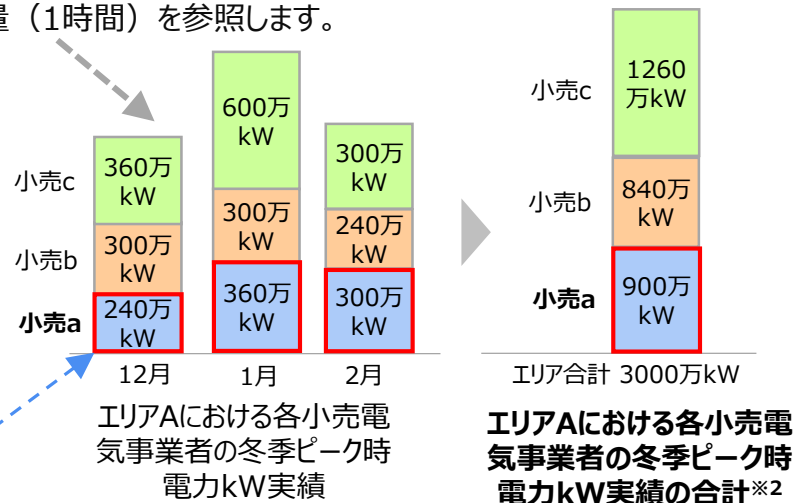
各小売電気事業者への請求額の算定_ I .前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計

- 「ピーク時電力kW」とは、夏季ピーク（7～9月）/冬季ピーク（12～2月）の各月における、当該エリアの最大需要発生時（1時間）の電力使用量（kWh）を指します。※1
- **実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の合計**※2は、実需給年度1～6回目（4月～9月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となり、**実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の合計**※2は、実需給年度7～12回目（10月～3月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となります。

2024年度(実需給前年度)におけるエリアAの需要実績



当該エリアのピーク時における、各小売電気事業者の電力使用量（1時間）を参照します。



I . 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計※2 (当該小売電気事業者)

※1 例) 冬季ピークの12月を対象として、エリアAにおいて2024年12月14日9:00～10:00（1時間）にエリア最大需要が発生した場合、この時間帯が最大需要発生時=ピーク時となります。

■ 小売aのピーク時電力：240万kW（※240万kWh/1時間）
 内訳 9:00～9:30 の小売aのkWh：125万kWh
 9:30～10:00の小売aのkWh：115万kWh } 125万kWh+115万kWh=240万kWh/1時間

※2:ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅱ.シェア変動

- 実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW実績に対し、「実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計」と「実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績」の変動比率による**シェア変動**を算定し、次項の通り「シェア変動考慮後のkW（推定）」に反映します。

例：2025年11月を容量拠出金算定対象月とした例

2024年度(実需給前年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			360万 kW	370万 kW	386万 kW			360万 kW	370万 kW	386万 kW	
夏季ピーク						冬季ピーク					
前年度の冬季ピークの託送契約電力kW 前年度の冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計：1116万kW											

Ⅱ.シェア変動

当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績

当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計

シェア変動：0.278
(= 310万kW/1116万kW)

2025年度(実需給年度)における小売事業者aの託送契約電力kW実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW
実需給年度の請求対象11月の託送契約電力kW：310万kW											

実需給年度の容量拠出金の請求対象月に係る、実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電力kWの合計の参照先は以下となります

- 実需給年度の請求対象4月～9月分
… 実需給前年度夏季ピーク（7～9月）の託送契約電力kW実績の合計を参照
- 実需給年度の請求対象10月～3月分
… 実需給前年度冬季ピーク（12～2月）の託送契約電力kW実績の合計を参照

各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅲ.シェア変動考慮後のkW(推定)

■ 前述のⅠ・Ⅱを用いて、**シェア変動考慮後のkW(推定)**を算定します。

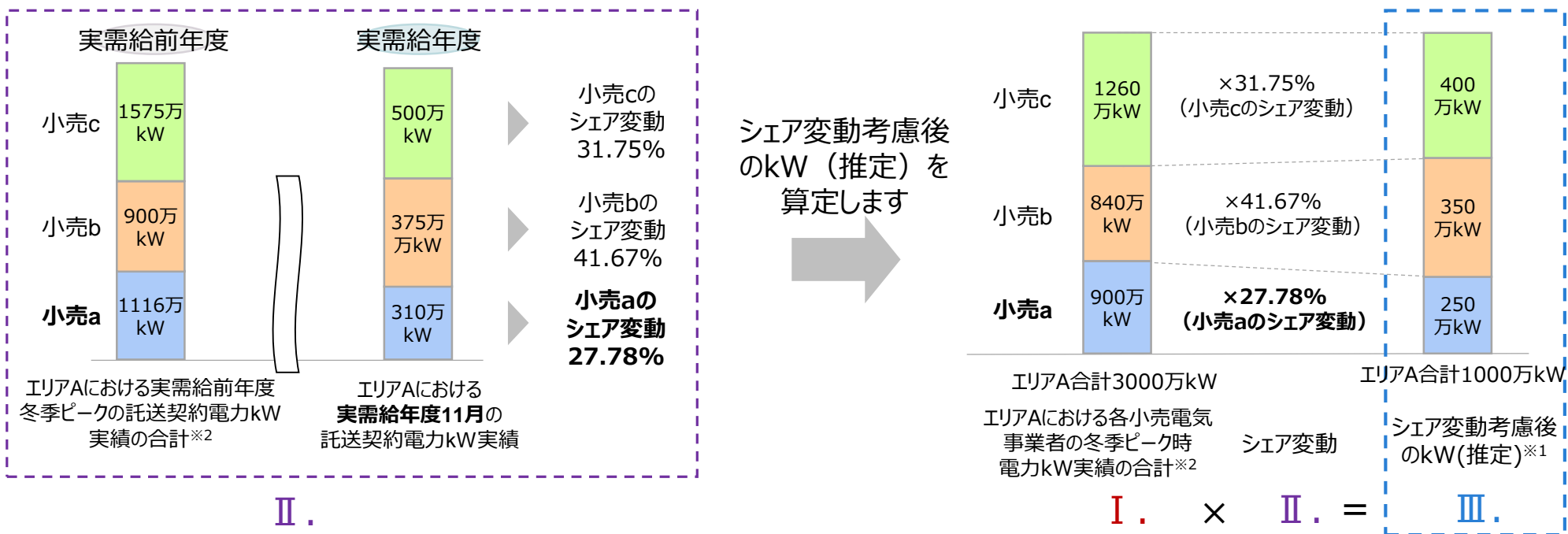
Ⅲ. **シェア変動考慮後のkW(推定)^{※1}** =

Ⅰ. **前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計^{※2} (当該小売電気事業者)** ×

Ⅱ. **シェア変動**

当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績
 当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計^{※2}

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者の**シェア変動考慮後kW(推定)**の算定



※1: シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。
 ※2: ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

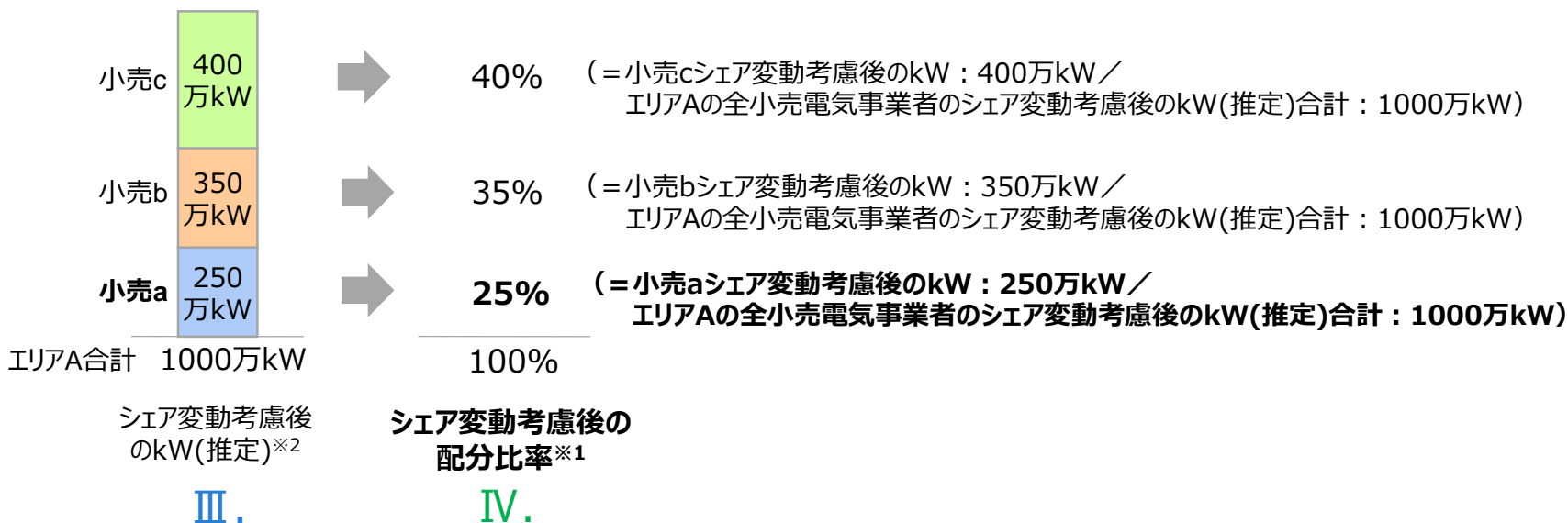
本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅳ.シェア変動考慮後の配分比率

■ 前述のⅢを用いて、**シェア変動考慮後の配分比率**を算定します。

$$\text{Ⅳ. シェア変動考慮後の配分比率}^{\ast 1} = \frac{\text{Ⅲ. シェア変動考慮後のkW(推定)}^{\ast 2}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW(推定)合計}}$$

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後の配分比率



※1 : シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します (小数点以下17位を四捨五入)。

※2 : シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

各小売電気事業者への請求額の算定_各小売電気事業者への毎月の請求額

- 前述のIVを用いて、各小売電気事業者の容量拠出金請求額を算定します。

$$\text{各小売電気事業者への毎月の請求額}^{\ast 1} = (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12)^{\ast 2} \times \text{IV. シェア変動考慮後の配分比率}$$

例) 実需給年度11月のエリアAの小売電気事業者a (以下、小売a) の容量拠出金請求額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{エリアAの小売aの} \\ \text{2024年11月算定対象の} \\ \text{容量拠出金請求額}^{\ast 1} \\ \hline \text{≒50.8億円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{エリアAの小売電気事業者の容量} \\ \text{拠出金負担総額} \div 12\text{か月}^{\ast 2} \\ \hline \text{203.3億円} \\ \text{(2440億円} \div 12) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{IV.} \\ \hline \text{エリアAにおける小売aの} \\ \text{シェア変動考慮後の配分比率}^{\ast 3} \\ \hline \text{25\%} \\ \hline \end{array}$$

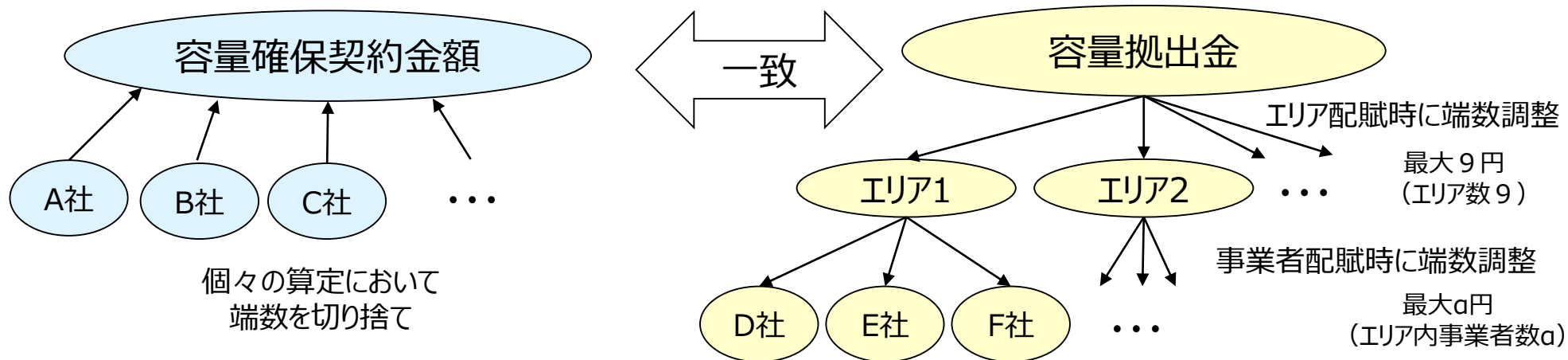
※1：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※2：12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

※3：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- したがって、容量確保契約金額の算定過程で整数化が必要な場合、端数の切り捨てにより端数調整を行います。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われます。
- **容量拠出金の算定過程の整数化**においては、**端数の四捨五入により端数調整**を行います。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合はエリア配賦時・事業者配賦時に調整**※します。

※プラスとマイナスの両方の調整が行われます。



(参考) 実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定 108

- 小売電気事業者の容量拠出金のシェア配分は、実需給前年度の夏季/冬季のピーク時kWのシェアと、実需給前年度と実需給年度の託送契約電力kW実績の比率を用いて算定が行われます。
- 小売電気事業者が新規参入した場合は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、当該年度の各月託送契約電力kW全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率を維持するようにエリアシェアkWを算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の託送契約電力kWの按分によって、個々の事業者のシェアを算定※します。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う

$$\text{当該月のシェア変動考慮後kW} = \frac{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW合計}}{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時の託送契約電力kW合計}} \times \text{実需給年度の当該月の託送契約電力kW}$$

$$\text{実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェア変動考慮後kW}^{\ast 1} = \frac{\text{（当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率} \times \text{エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後kWの合計）}}{\text{（1 - 当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率）}} \times \frac{\text{新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW実績}}{\text{新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力kW実績の合計}}$$

※1：小数点以下は四捨五入。

<計算例>

事業者名	区分	前年度 夏季/冬季ピーク時 電力kW合計	前年度 夏季/冬季ピーク時 託送契約電力kW 合計	当該年度 N月託送契約 電力kW	当該年度 N月シェア変動考慮後 kW(推定)
A	-	2,000	2,500	1,200	960
B	-	1,500	2,000	600	450
C	撤退	1,000	1,500	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	80	① X
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	120	② 62
				10.00%	X=156
合計		4,500	6,000	2,000	④ 1,566

**新規参入者の当該年度N月託送契約電力kWの
エリア比率10.00%を維持するエリアシェアkWを算定**

① $X = (960 + 450 + X) \times 10.00\%$
 $X \div 156$

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWで按分

② $156 \times 80 \div 200 \div 62$ ※
 ③ $156 \times 120 \div 200 \div 94$ ※

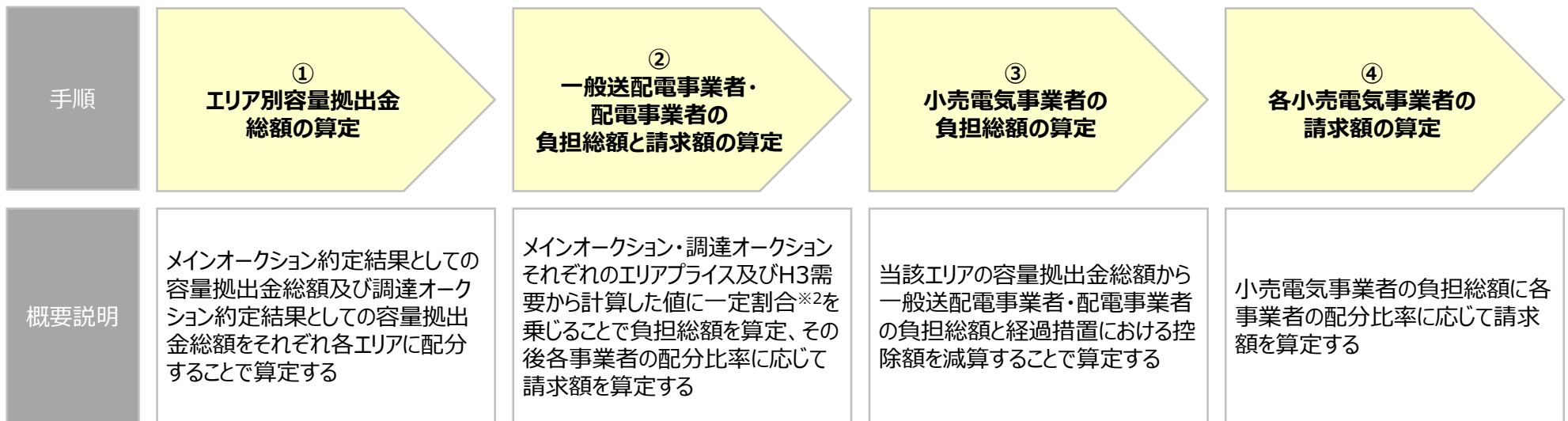
※小数点以下は四捨五入し、端数が出たら新規参入者の内、最大値の事業者で端数調整

④ $960 + 450 + 62 + 94 = 1,566$

第8章 容量拠出金 請求額の算定方法(調達オークション)

- 全国調達オークション開催時かつ市場分断がされない場合の、各事業者への容量拠出金の請求額は、以下①～④の手順の中で算定します。※1

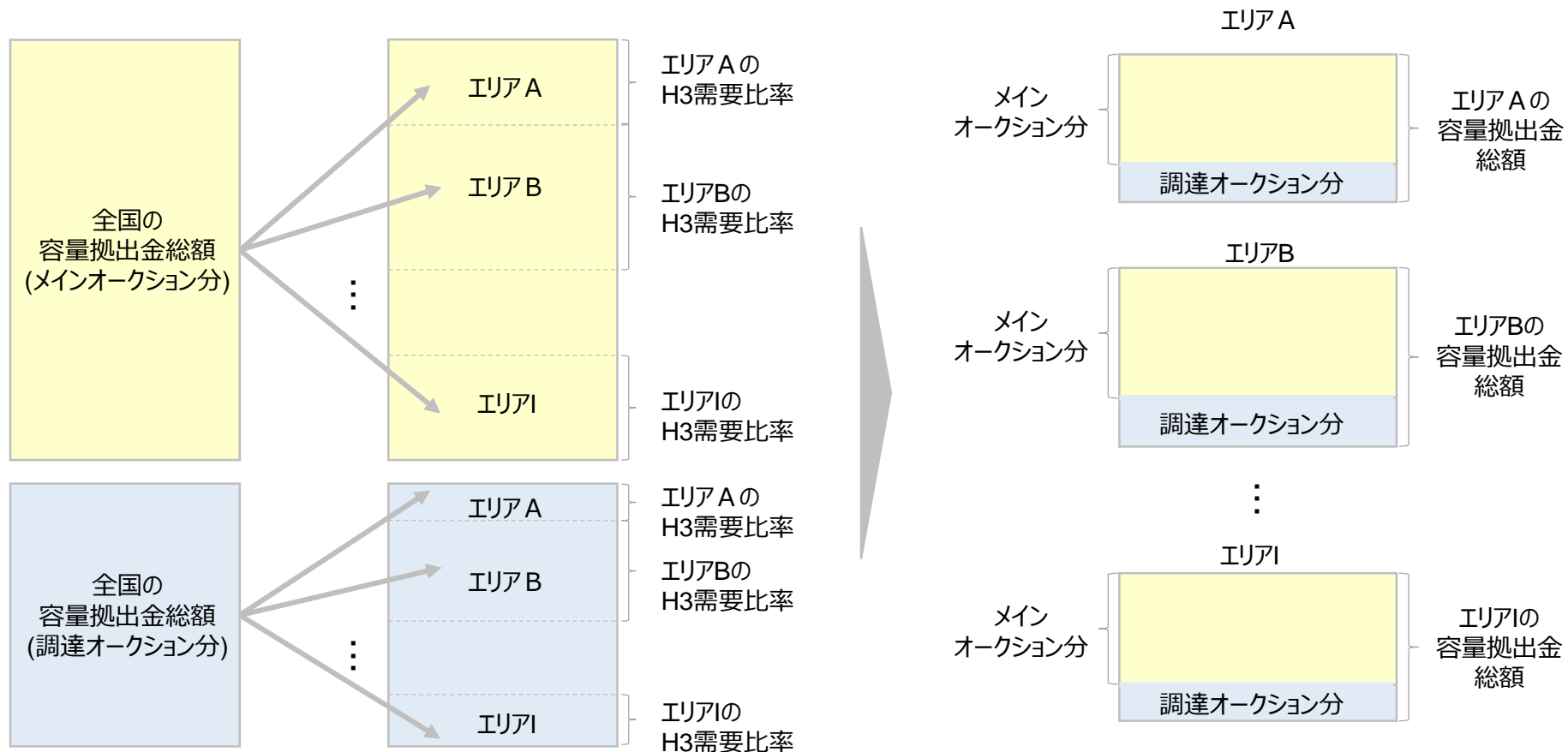
- ① エリア別容量拠出金総額の算定
- ② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③ 小売電気事業者の負担総額の算定
- ④ 各小売電気事業者の請求額の算定



①エリア別容量拠出金総額の算定(調達オークション)

- エリア別容量拠出金総額は、メインオークション約定結果としての容量拠出金総額及び調達オークション約定結果としての容量拠出金総額をエリア別のH3需要比率^{※1}に応じて、各エリアに配分することで算定します。^{※2}

イメージ図



※1：メインオークション分は供給計画第5年度H3需要、調達オークション分は供給計画第2年度H3需要を使用します。

※2：調達オークション(エリア)が開催された場合は、容量拠出金の増加分は開催エリアのみで負担することとなります。

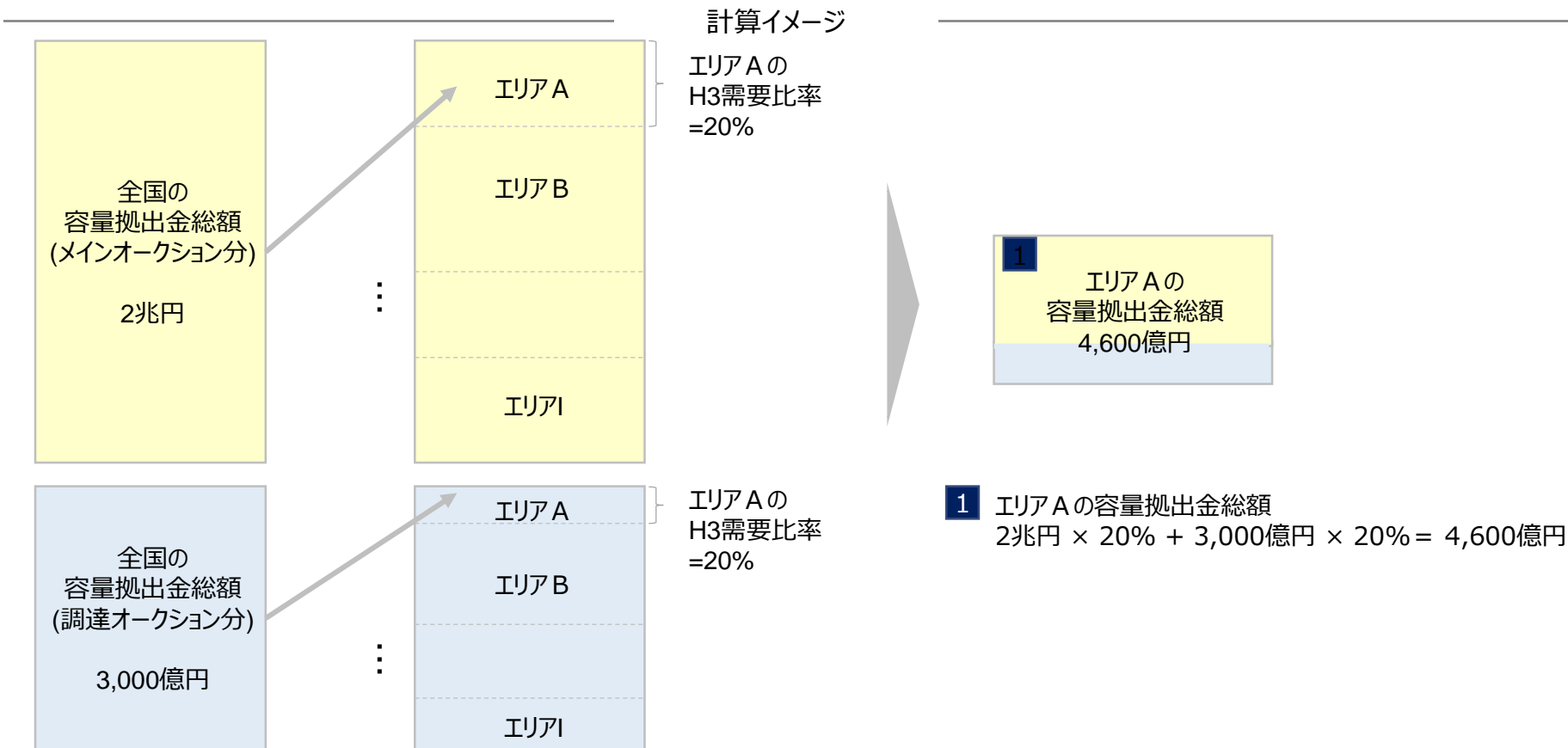
①エリア別容量拠出金総額の算定_計算例(調達オークション)

■ エリア別容量拠出金総額

$$= \text{全国の容量拠出金総額(メインオークション分)}^* \times \text{メインオークションH3需要比率}$$

$$+ \text{全国の容量拠出金総額(調達オークション分)}^* \times \text{調達オークションH3需要比率}$$

$$* \text{全国の容量拠出金総額} = \text{全国の約定量} \times \text{約定価格}$$

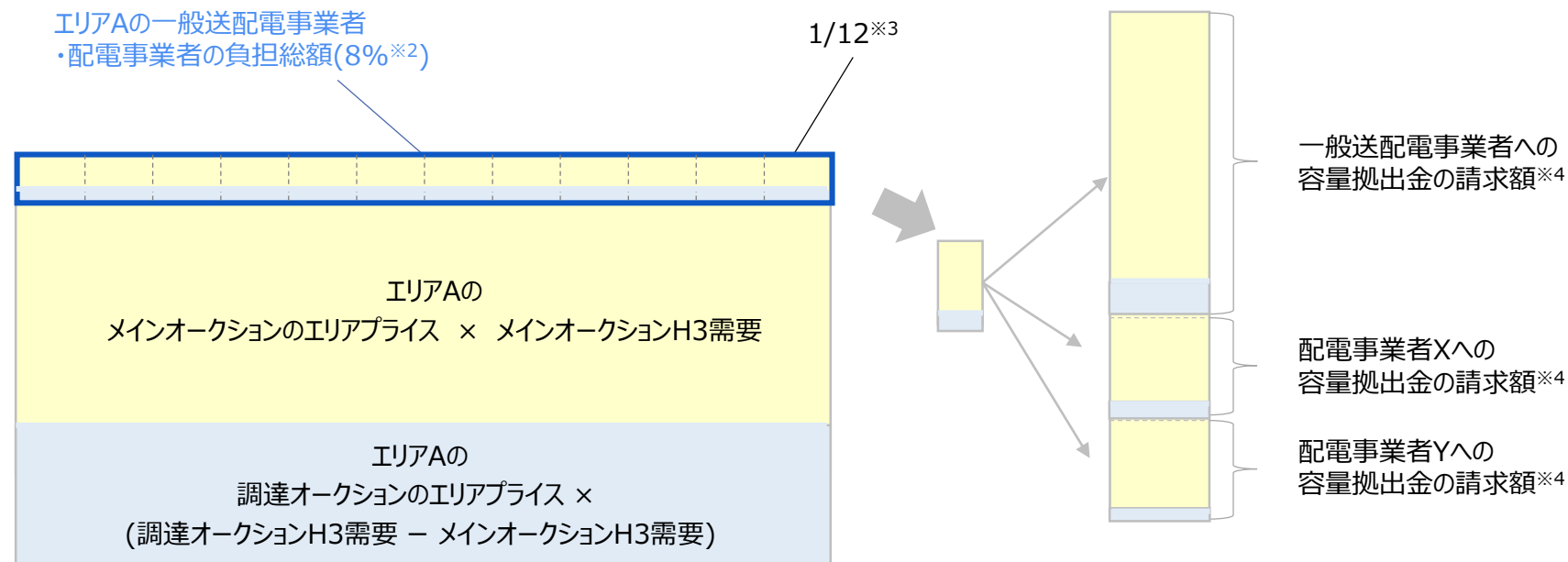


②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定(調達オークション)

- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、メインオークションのエリアプライスとH3需要を掛け合わせた値に、調達オークションのエリアプライスに調達オークションH3需要からメインオークションのH3需要を差し引いた値を掛け合わせた値を足した値※1に一定割合※2を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合



※1：調達オークションH3需要の値がメインオークションH3需要の値以上の場合の計算方法です。調達オークションH3需要の値がメインオークションH3需要の値未満の場合は、調達オークションのH3需要 × メインオークションのエリアプライス × 一定割合 となります。

※2：送配電負担（託送負担）について、本資料では一定割合を8%として試算しています。

※3：エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てます。

※4：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例(調達オークション)¹¹³

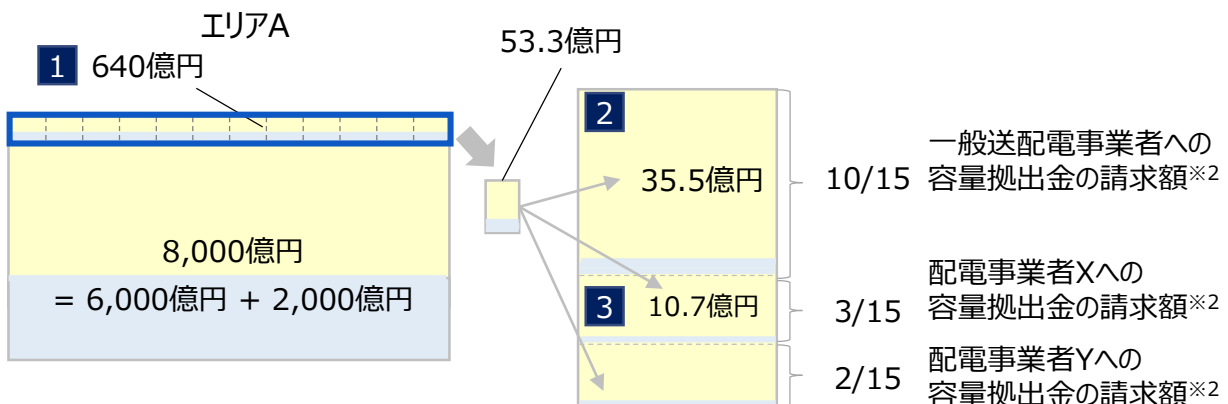
- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

$$= \{ \text{メインオークションのエリアプライス} \times \text{メインオークションH3需要} + \text{調達オークションのエリアプライス} \times (\text{調達オークションH3需要} - \text{メインオークションH3需要}) \} \times \text{一定割合}^{*1}$$
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額^{*2} = (エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 $\div 12$)^{*3} × 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率^{*4}

計算イメージ

例)
 メインオークションのエリアプライス × メインオークションH3需要^{*5} : 6,000億円
 調達オークションのエリアプライス × (調達オークションH3需要 - メインオークションH3需要) ^{*5} : 2,000億円

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者X・Yが存在
 一般送配電事業者の配分比率 : 10/15
 配電事業者Xの配分比率 : 3/15
 配電事業者Yの配分比率 : 2/15



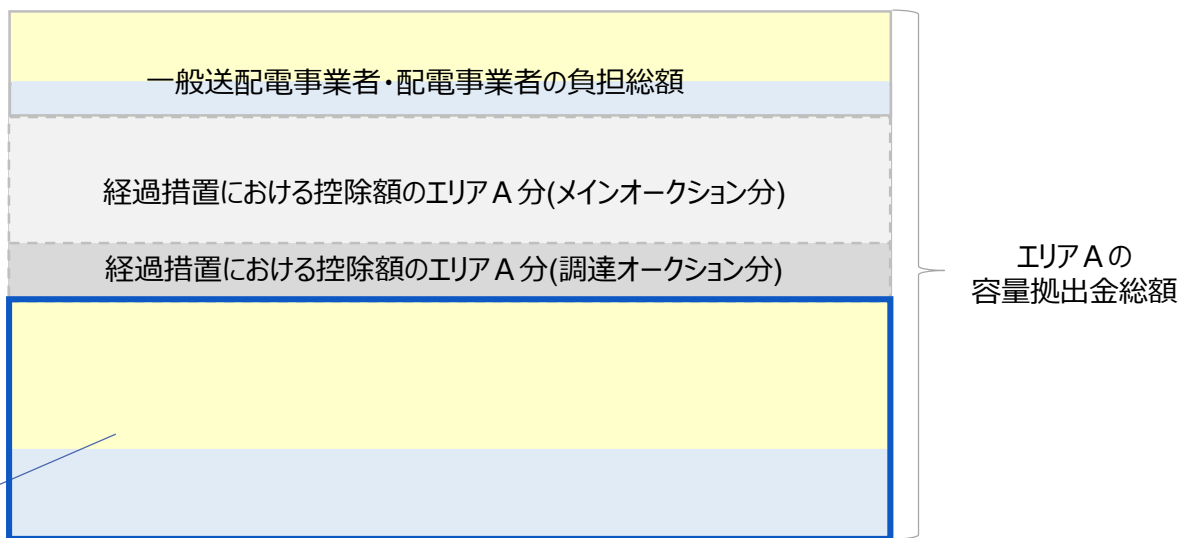
- 1 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
 $(6,000\text{億円} + 2,000\text{億円}) \times 8\%^{*1} = 640\text{億円}$
- 2 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
 $(640\text{億円} \div 12) \times 10/15 \doteq 35.5\text{億円}$
- 3 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
 $(640\text{億円} \div 12) \times 3/15 \doteq 10.7\text{億円}$

※1 : 送配電負担 (託送負担) について、本資料では一定割合を8%として試算しています。
 ※2 : 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。なお、四捨五入による端数が生じた場合は一般送配電事業者への請求額に加算します。また、四捨五入により毎月の請求額合計と年度の負担総額に差額が生じた場合には3月度の請求額に加算します。
 ※3 : エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分 (12か月) で割った部分は小数点以下を切り捨てます。
 ※4 : 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率 = 各事業者のH3需要 ÷ エリア全体の一般送配電事業者と配電事業者のH3需要
 ※5 : 「全国の容量拠出金の総額 × 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

③小売電気事業者の負担総額の算定(調達オークション)

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拠出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置における控除額を減算することで算定します。※

イメージ図



エリアAの小売電気事業者の負担総額

※：調達オークション(エリア)が開催された場合、当該オークションで発生した経過措置における控除額は開催エリアのみに適用されます。

③小売電気事業者の負担総額の算定_計算例(調達オークション)

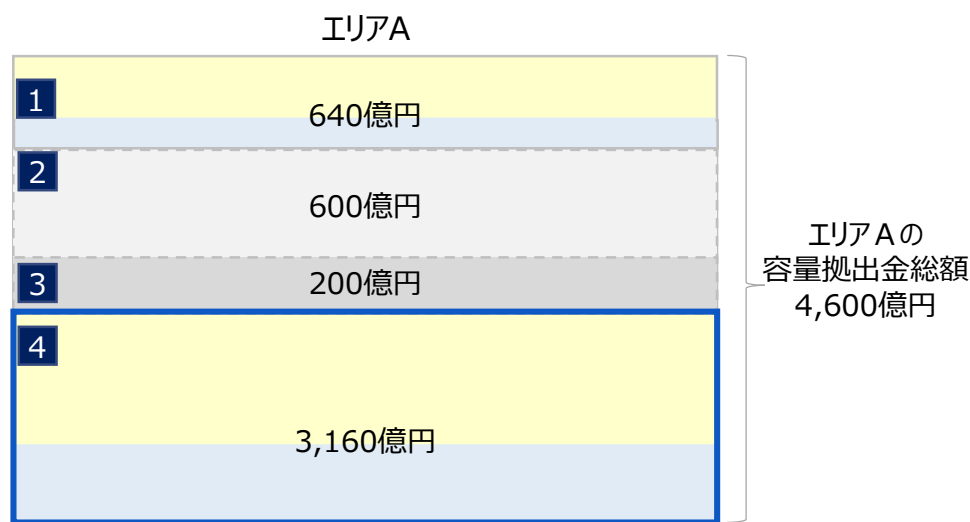
■ エリア別の小売電気事業者の負担総額

$$= \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} - \text{エリア別の経過措置における控除額}^{\ast}$$

※：エリア別の経過措置における控除額

$$= \Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) \times \text{メインオークション H3需要比率} + \Sigma(\text{経過措置における控除額(調達オークション分)}) \times \text{調達オークション H3需要比率}$$

計算イメージ



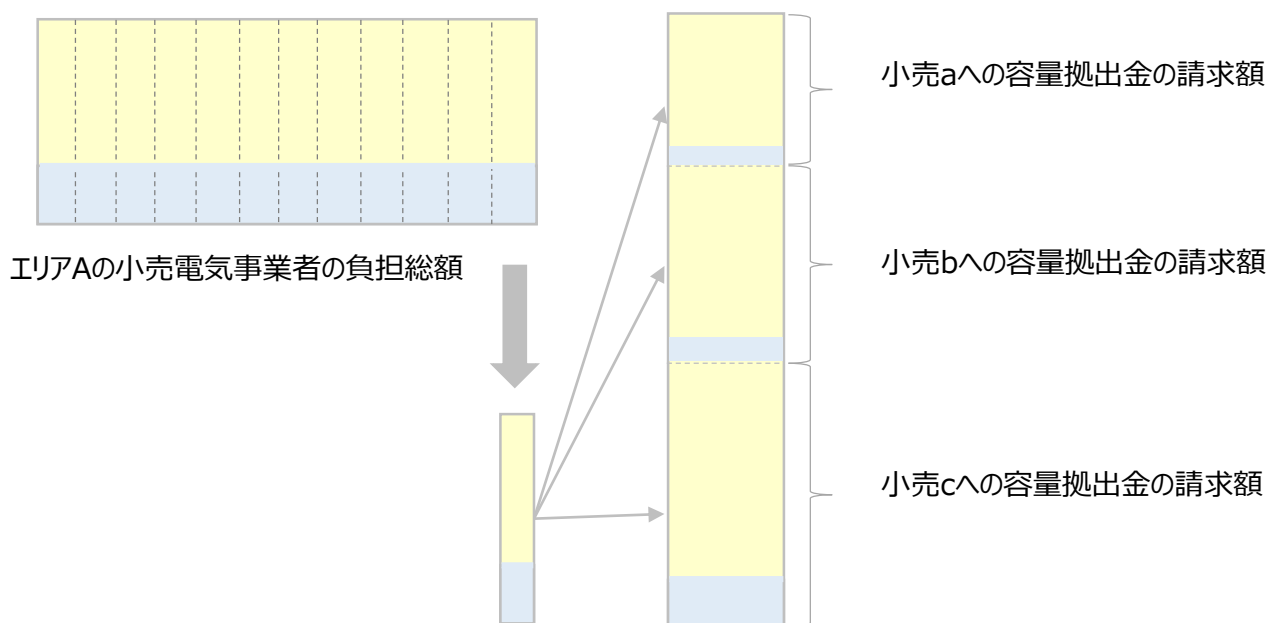
- 1 エリアAの送配電負担総額 640億円
- 2 経過措置における控除額のエリアA分(メインオークション分)
($\Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) = 3,000\text{億円と仮定})$
 $3,000\text{億円} \times 20\% = 600\text{億円}$
- 3 経過措置における控除額のエリアA分(調達オークション分)
($\Sigma(\text{経過措置における控除額(調達オークション分)}) = 1,000\text{億円と仮定})$
 $1,000\text{億円} \times 20\% = 200\text{億円}$
- 4 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $4,600\text{億円} - 640\text{億円} - (600\text{億円} + 200\text{億円}) = 3,160\text{億円}$

④各小売電気事業者への請求額の算定(調達オークション)

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分※1し、小売各社の配分比率に応じて毎月の請求額※2を算定します。

イメージ図

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



④各小売電気事業者への請求額の算定_計算例(調達オークション)

■ 各小売電気事業者への毎月の請求額

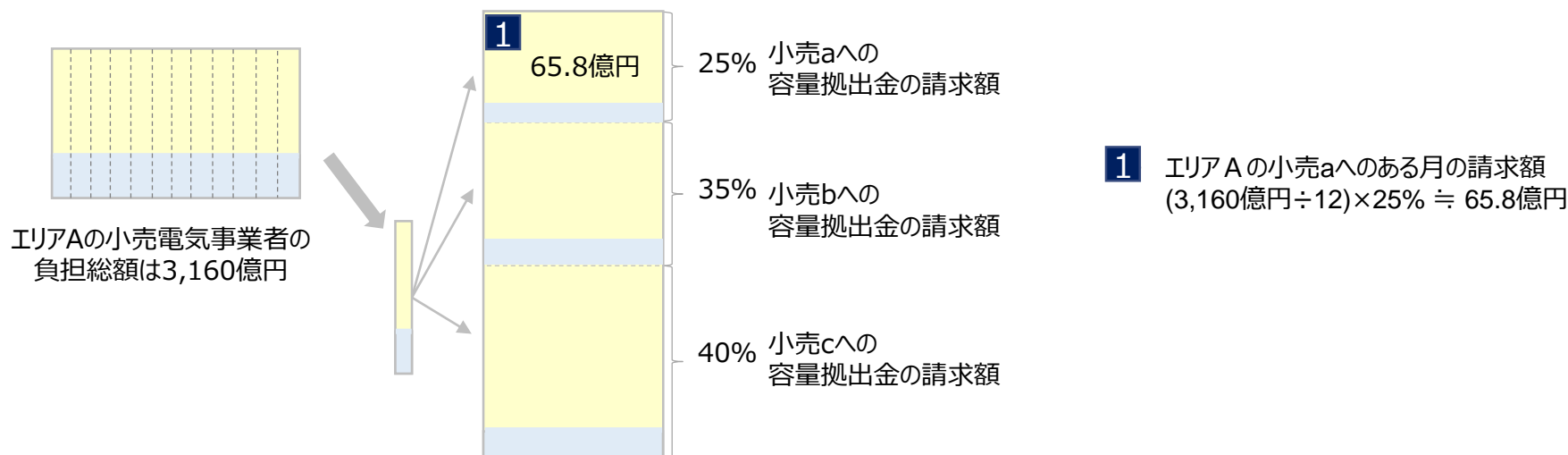
$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{シエア変動考慮後の配分比率} \times$$

$$\begin{aligned} & \times \frac{\text{前年度の夏季/冬季ピーク}^{\ast 2} \text{時電力kW実績の合計 (当該小売電気事業者)}}{\text{当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}} \\ & \times \frac{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピーク}^{\ast} \text{の託送契約電力kW実績の合計}}{\text{当該エリアでの全小売電気事業者のシエア変動考慮後のkWの合計}} \end{aligned}$$

※：シエア変動考慮後の配分比率 =

※1：12か月で割った部分については小数点以下の値を切り下げします。
 ※2：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

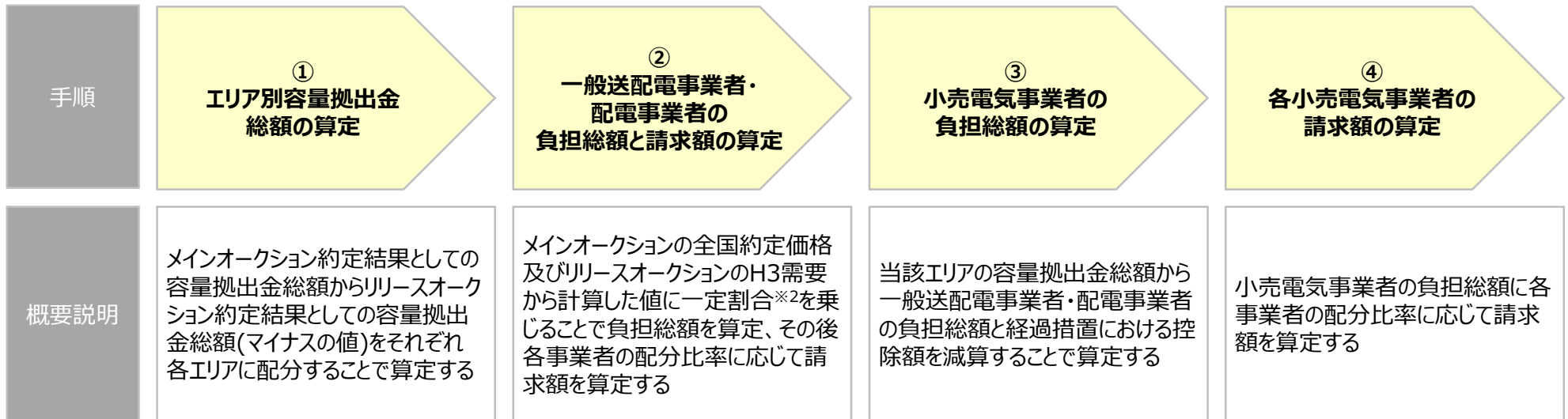
計算イメージ



第8章 容量拋出金 請求額の算定方法(リリースオークション)

- 全国リリースオークション開催時かつリリースオークション請求額が発生せず、市場分断がされない場合の、各事業者への容量拋出金の請求額は、以下①～④の手順の中で算定します。※1

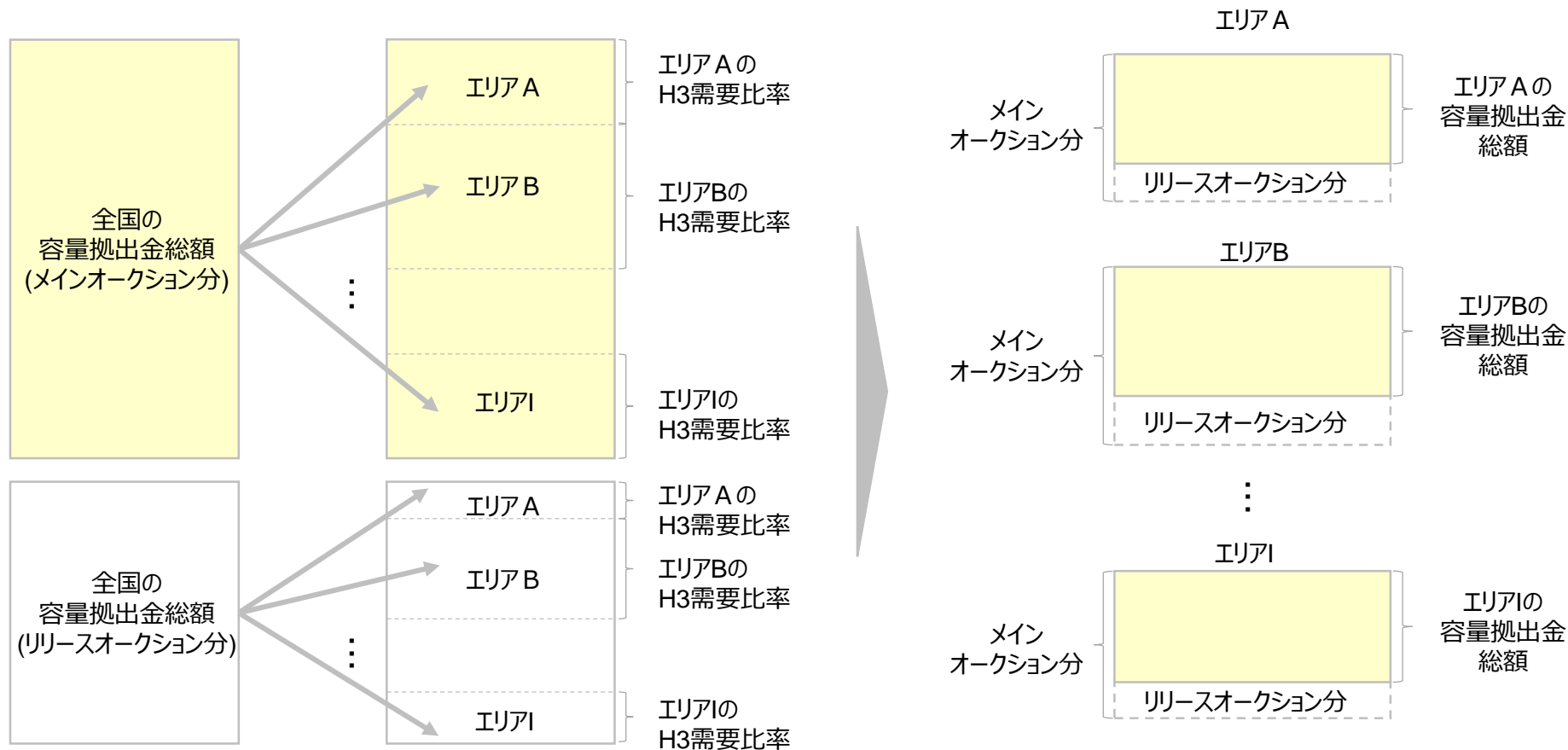
- ① エリア別容量拋出金総額の算定
- ② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③ 小売電気事業者の負担総額の算定
- ④ 各小売電気事業者の請求額の算定



①エリア別容量拠出金総額の算定(リリースオークション)

- エリア別容量拠出金総額は、メインオークション約定結果としての容量拠出金総額及びリリースオークション約定結果としての容量拠出金総額(マイナスの値)をエリア別のH3需要比率※1に応じて、各エリアに配分することで算定します。※2

イメージ図



※1：メインオークション分は供給計画第5年度H3需要、リリースオークション分は供給計画第2年度H3需要を使用します。
 ※2：リリースオークション(エリア)が開催された場合は、容量拠出金の減少分はリリースオークション請求額を除いて開催エリアのみで負担することとなります。

①エリア別容量拠出金総額の算定_計算例(リリースオークション)

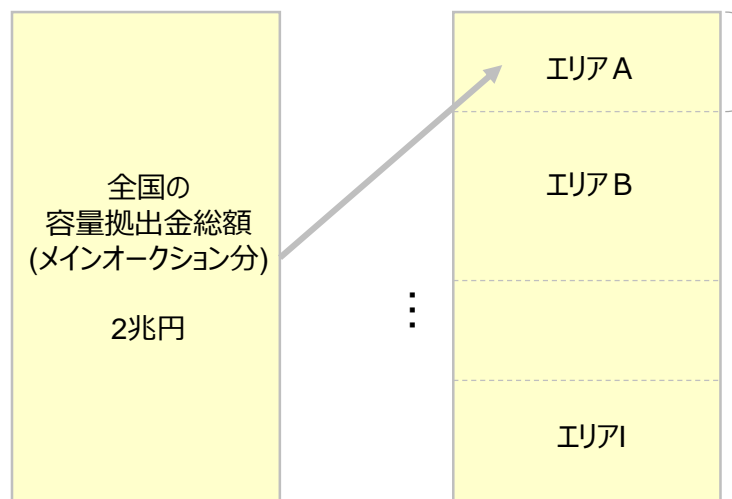
■ エリア別容量拠出金総額

$$= \text{全国の容量拠出金総額(メインオークション分)}^* \times \text{メインオークションH3需要比率}$$

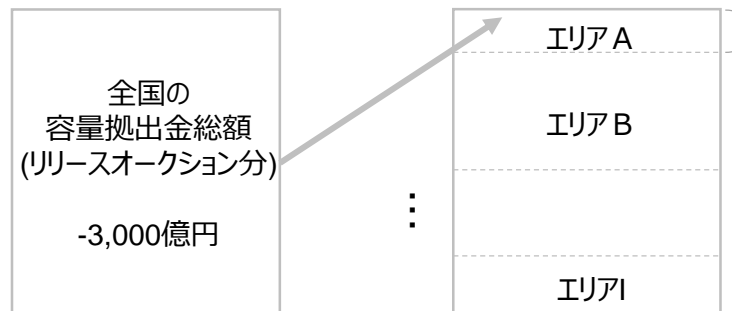
$$+ \text{全国の容量拠出金総額(リリースオークション分)}^* \times \text{リリースオークションH3需要比率}$$

$$* \text{全国の容量拠出金総額} = \text{全国の約定量} \times \text{約定価格}$$

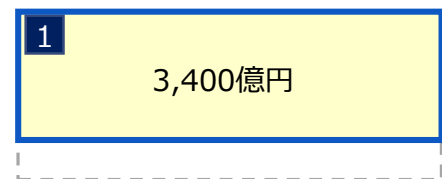
計算イメージ



エリアAの
H3需要比率
=20%



エリアAの
H3需要比率
=20%



エリアAの
容量拠出金
総額

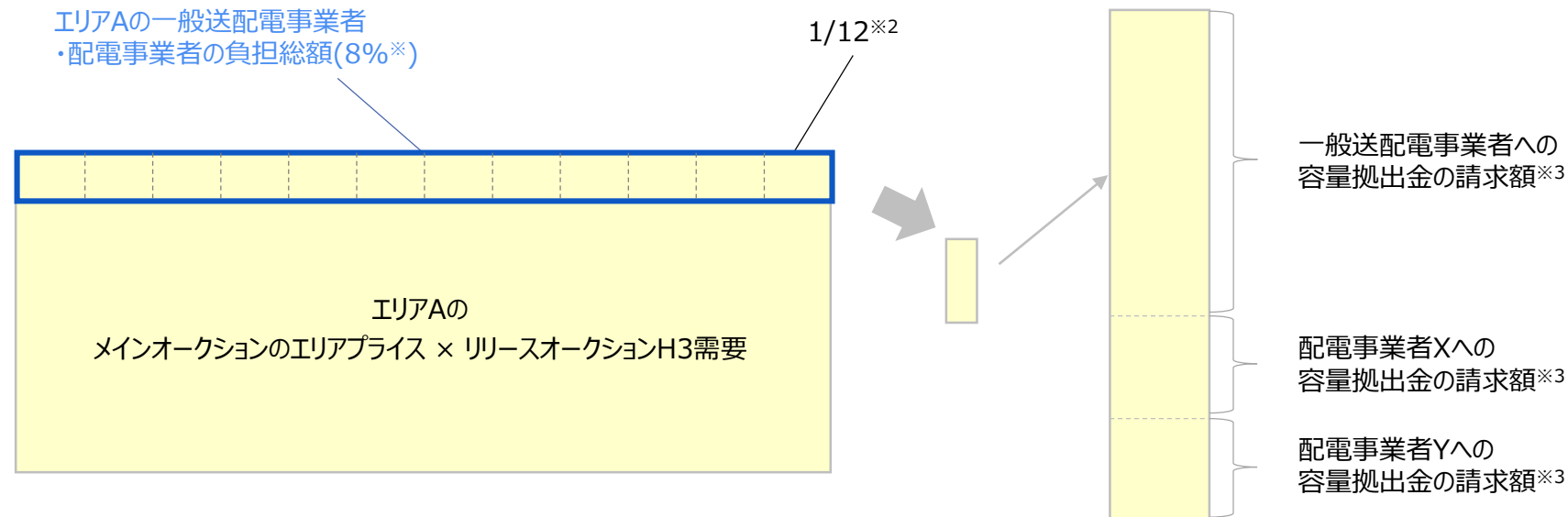
1 エリアAの容量拠出金総額
 $2 \text{兆円} \times 20\% + (-3,000 \text{億円}) \times 20\% = 3,400 \text{億円}$

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定(リリースオークション)

- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、メインオークションのエリアプライスにリリースオークションH3需要を乗じた値に一定割合※1を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合



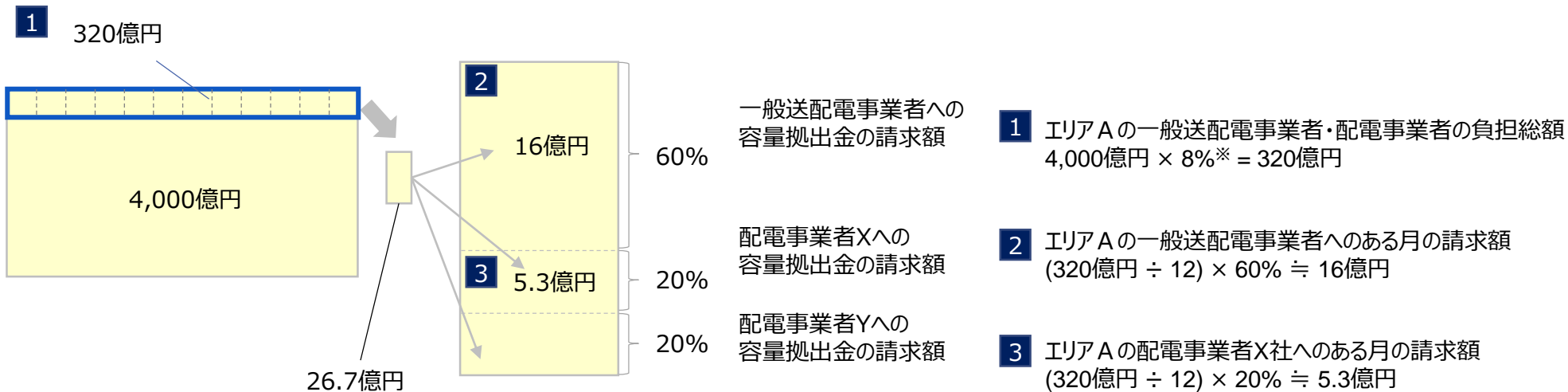
②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例(リリースオークション)

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

$$= \text{メインオークションのエリアプライス} \times \text{リリースオークションH3需要} \times \text{一定割合}^*$$
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額

$$= \left(\frac{\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}}{12} \right) \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率}$$

計算イメージ



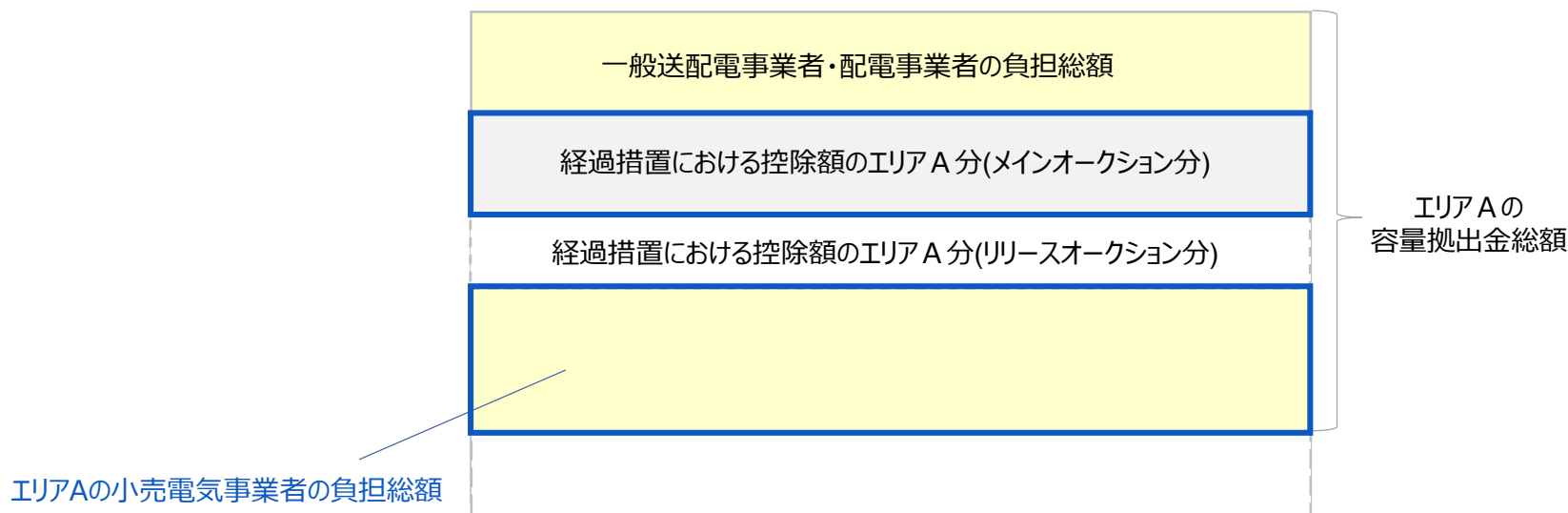
メインオークションのエリアプライス × リリースオークションH3需要^{※1} : 4,000億円

※1 : 「全国の容量拠出金の総額 × 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

③小売電気事業者の負担総額の算定(リリースオークション)

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拠出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置における控除額を減算することで算定します。*

イメージ図



※：リリースオークション(エリア)が開催された場合、当該オークションで発生した経過措置における控除額は開催エリアのみに適用されます。

③小売電気事業者の負担総額の算定_計算例(リリースオークション)

■ エリア別の小売電気事業者の負担総額

$$= \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} - \text{エリア別の経過措置における控除額}^{\ast}$$

※：エリア別の経過措置における控除額

$$= \Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) \times \text{メインオークション H3需要比率} + \Sigma(\text{経過措置における控除額(リリースオークション分)}) \times \text{リリースオークション H3需要比率}$$

計算イメージ

エリアA	
1	320億円
2	600億円
3	-200億円
4	2,680億円
エリアAの容量拠出金総額 3,400億円	

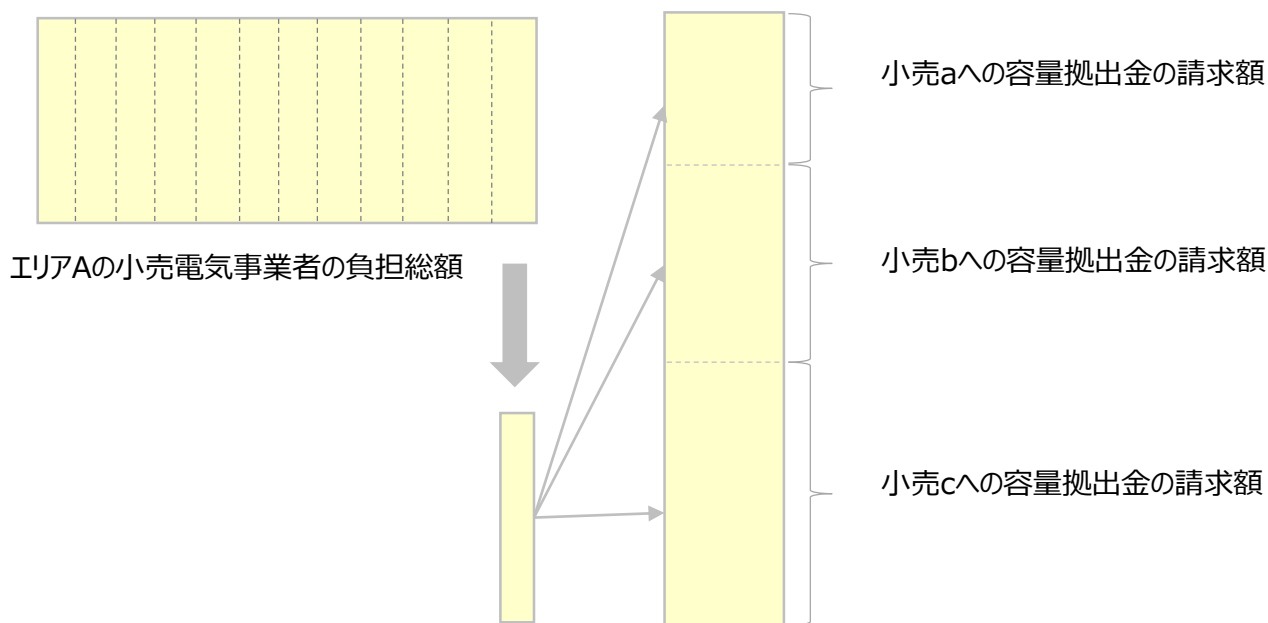
- 1 エリアAの送配電負担総額 320億円
- 2 経過措置における控除額のエリアA分(メインオークション分)
 $(\Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) = 3,000\text{億円と仮定})$
 $3,000\text{億円} \times 20\% = 600\text{億円}$
- 3 経過措置における控除額のエリアA分(リリースオークション分)
 $(\Sigma(\text{経過措置における控除額(リリースオークション分)}) = -1,000\text{億円と仮定})$
 $-1,000\text{億円} \times 20\% = -200\text{億円}$
- 4 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $3,400\text{億円} - 320\text{億円} - (600\text{億円} - 200\text{億円}) = 2,680\text{億円}$

④各小売電気事業者への請求額の算定(リリースオークション)

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



④各小売電気事業者への請求額の算定_計算例(リリースオークション)

■ 各小売電気事業者への毎月の請求額

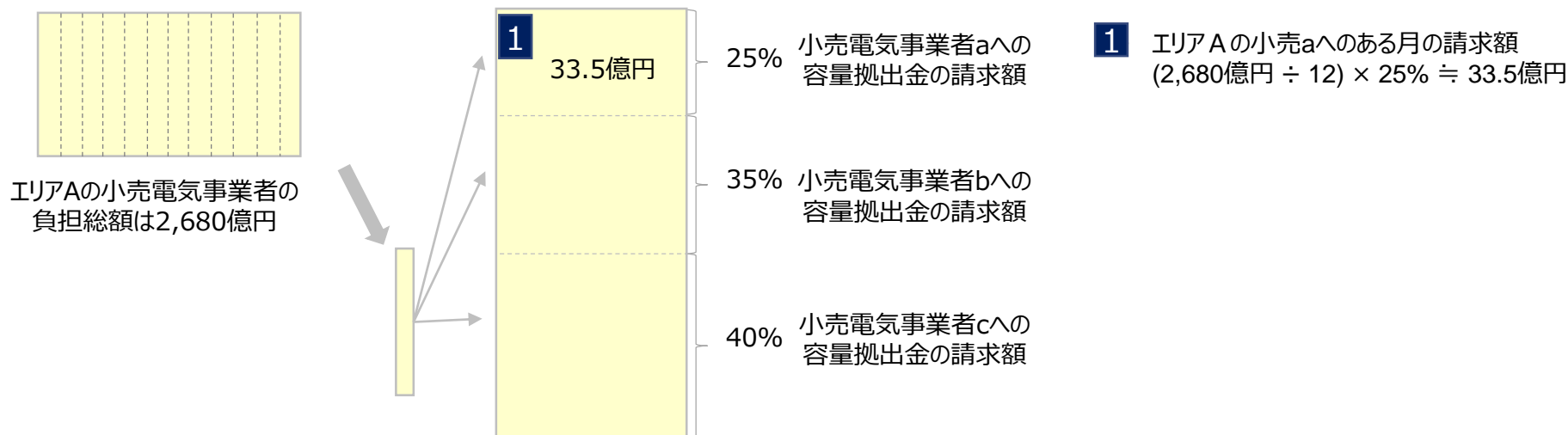
$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{シエア変動考慮後の配分比率}^*$$

$$\text{※：シエア変動考慮後の配分比率} = \frac{\text{前年度の夏季/冬季ピーク}^{\text{※2}} \times \text{電力kW実績の合計 (当該小売電気事業者)}}{\text{当該小売電気事業者の実需給年度 請求対象月の託送契約電力kW実績}} \times \frac{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピーク}^{\text{※}} \times \text{託送契約電力kW実績の合計}}{\text{当該エリアでの全小売電気事業者のシエア変動考慮後のkWの合計}}$$

※1：12か月で割った部分については小数点以下の値を切り下げします。

※2：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

計算イメージ

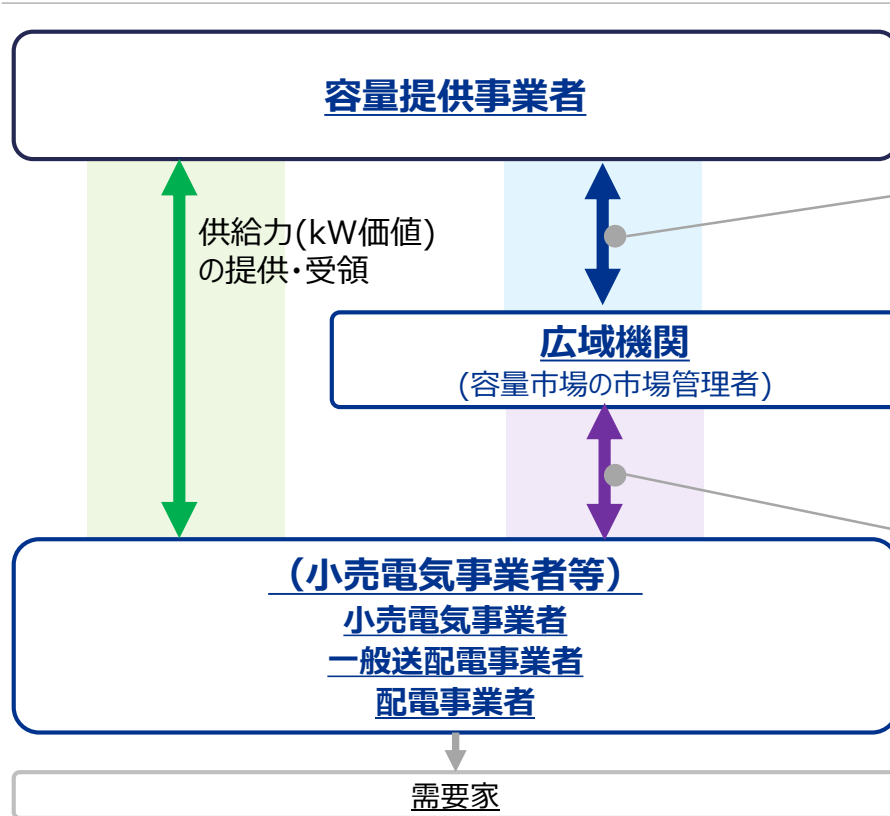


第9章 容量市場の取引や税務面について

- ・容量市場取引の流れ
- ・容量確保契約金額について
- ・容量確保契約金額とペナルティの関係性
- ・経済的ペナルティの種類およびリクワイアメント、アセスメント実施時期
- ・容量拠出金について
- ・容量拠出金の追加請求および還元について
- ・容量市場における消費税の取り扱いについて
- ・消費税のインボイス制度対応について

- 容量提供事業者については、容量確保契約金額の交付や経済的ペナルティの発生・返金が取引として発生します。
- 小売電気事業者等については、容量拠出金の請求や、未回収分が発生した場合の追加請求、経済的ペナルティの還元が取引として発生します。

容量市場取引の概要



【容量確保契約金額】
 容量提供事業者に対して、供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引

【経済的ペナルティ】
 実需給前、実需給期間中において、アセスメントの結果、容量提供事業者に科される違約金

【経済的ペナルティの返金】
 実需給前に市場退出による経済的ペナルティを科された容量提供事業者に対して、追加オークション開催有無に伴い、ペナルティの返金を行う取引

【容量拠出金】
 小売電気事業者等が支払う容量市場における供給力を確保するための取引

【容量拠出金の再算定(年次精算)】
 小売電気事業者等の取引で生じた容量拠出金の再算定分を、年次精算で小売電気事業者等へ追加請求することにより総額を一致させるための取引

【還元(年次精算)】(小売電気事業者のみ)
 受け渡し期間における容量提供事業者のリクワイアメント未達による経済的ペナルティ等を小売電気事業者等の取引の総額に反映させるための取引

- 容量確保契約金額は、容量確保契約に基づき、容量提供事業者に対して供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引です。

容量確保契約書

容量確保契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実需給年度2045年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、下記のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。
なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

容量提供事業者	株式会社 7Y23 (2020/10/02_AM) (7Y23)
容量確保契約容量	容量市場システムに記載のとおり
容量確保契約金額	容量市場システムに記載のとおり
実需給年度	2045年度
契約期間	オークション募集要綱に記載のとおり
電源の内訳	容量市場システムに記載のとおり

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

容量確保契約約款

第2章 容量確保契約金額

第7条 容量確保契約金額の算定

- 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} \text{容量確保契約金額} &= \text{契約単価}^{\text{※1}} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ}^{\text{※2}} \end{aligned}$$

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

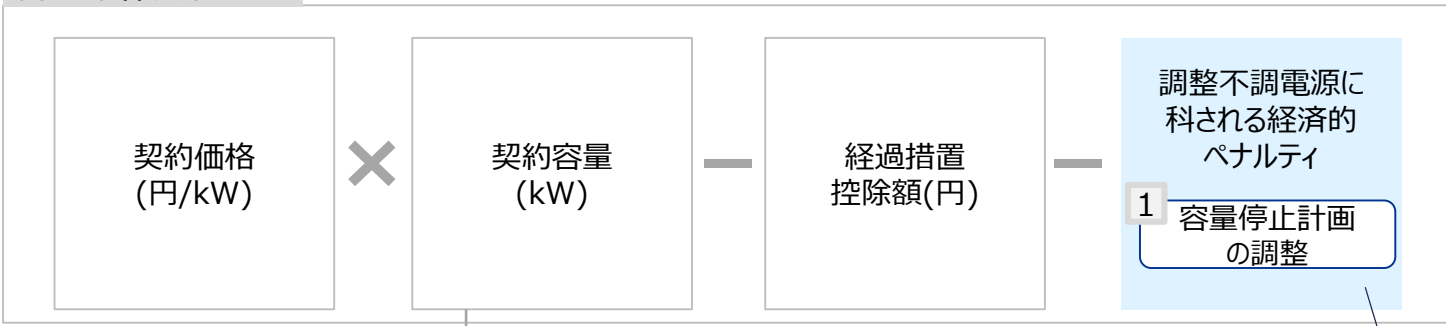
第9章 容量市場の取引や税務面について

容量確保契約金額とペナルティの関係性

容量提供事業者

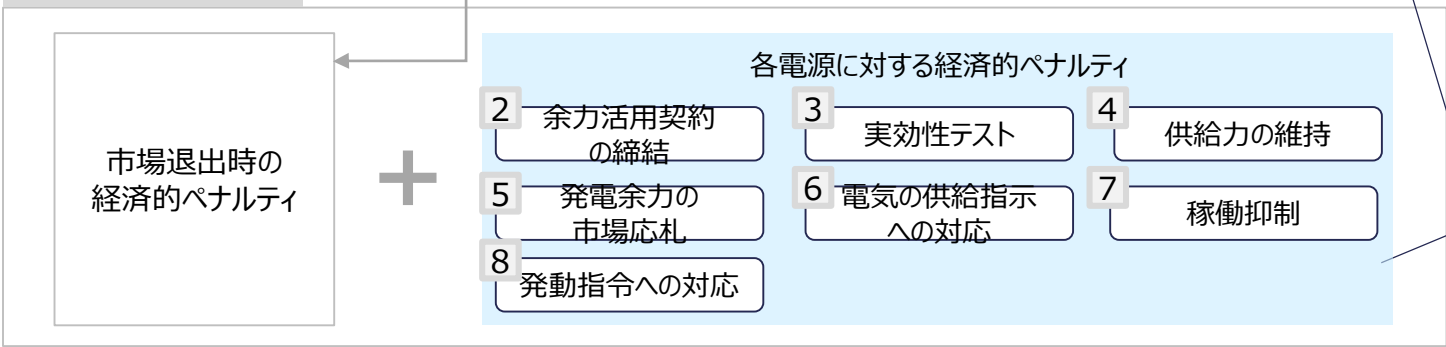
- 約款に記載されている容量確保契約金額の算定方法は以下の通りです。
- 経済的ペナルティはリクワイアメント未達成の場合に発生します。

容量確保契約金額



【容量確保契約金額の交付】
 ・容量確保契約金額は、容量提供事業者との同意のうえ、**実需給年度の9月～翌年8月の間で容量確保契約金額を12で除した額が毎月支払われる**(容量確保契約約款 第8条)
 ・容量確保契約金額と経済的ペナルティの両者が発生する場合、**相殺後の金額が容量提供事業者に支払(請求)される**

経済的ペナルティ



リクワイアメントが未達成の場合に経済的ペナルティが発生

- 実需給期間前・実需給期間中の約款記載の経済的ペナルティは、全8種類あります。
- ペナルティ別にリクワイアメント・アセスメント実施時期が異なりますので、留意してください。

【経済的ペナルティ別のリクワイアメントとアセスメント・ペナルティの時期】

←→ : リクワイアメント対象時期
● : アセスメント・ペナルティ実施時期

ペナルティ	実需給前				実需給期間 2026年度 ※					
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4月	5月	6月	1月	2月	3月
1 容量停止計画の調整			←●---●→							
2 余力活用契約の締結				●	←●---●→	●	●	←●---●→	●	●
3 実効性テスト			● ●							
4 供給力の維持					←●---●→	●	●	←●---●→	●	●
5 発電余力の市場応札					←●---●→	●	●	←●---●→	●	●
6 電気の供給指示への対応					←●---●→	●	●	←●---●→	●	●
7 稼働抑制					←---●→					●
8 発動指令への対応					←●---●→	●	●	←●---●→	●	●

■ 容量拠出金は、電気事業法および定款に基づき、小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）が支払う容量市場における供給力確保を目的とした取引です。

(参考)小売電気事業者と容量拠出金の関係

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。



- 容量確保契約金額、容量拠出金は消費税の課税対象となります。
- 実需給期間中の経済的ペナルティは、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて」を参照ください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者へ支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

(例1) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関より受け取るようになります。

容量確保契約金額：**課税対象**

(例2) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって7,000万円に減額になった場合、消費税(10%)の700万円を含めた計7,700万円を広域機関より受け取るようになります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

(例3) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって1億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に1,000万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず1,000万円を広域機関に支払うようになります。

実需給期間中の
経済的ペナルティ：**課税対象** / **不課税対象**

* 経済的ペナルティのうち、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象

(2) 容量拠出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）
小売電気事業者から広域機関へ支払われる容量拠出金は消費税の課税対象となります。
(例) 容量拠出金が1億円の小売電気事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関に支払うようになります。

容量拠出金：**課税対象**

出典：容量市場における税金の取り扱いについて

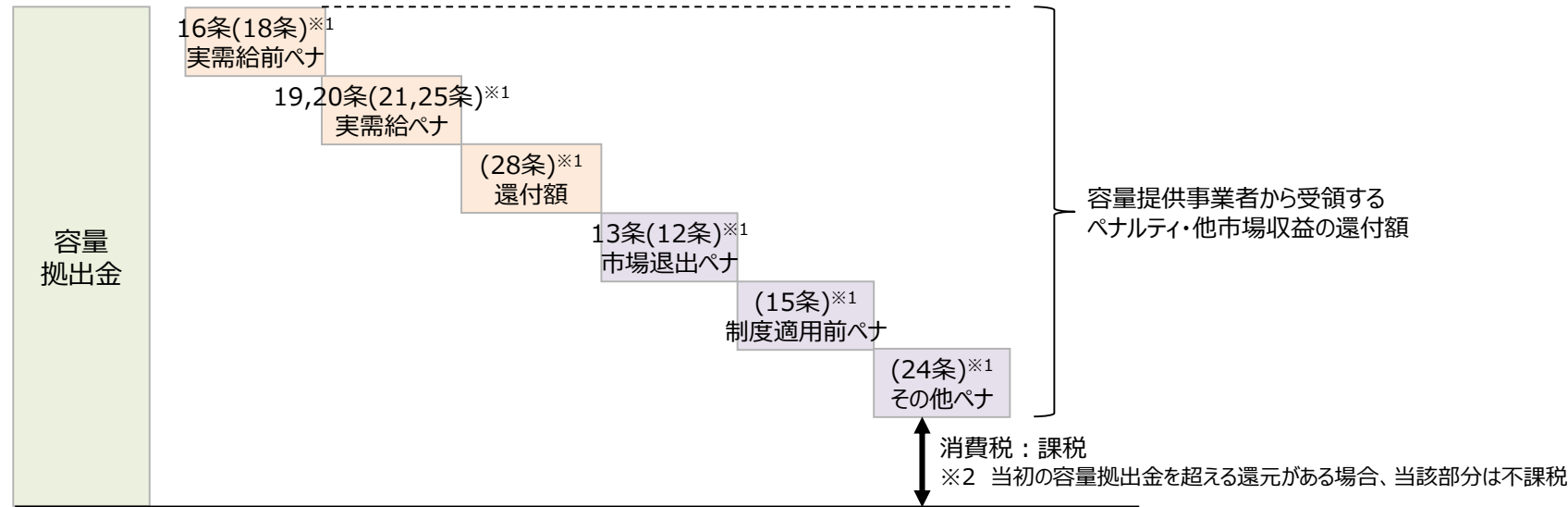
(https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210212_youroutax.pdf)

- 小売電気事業者等の事業者に関連する取引として、容量拠出金、再算定分の追加請求、還元があります。
- 既に公表済みの情報を含め、容量市場取引別の消費税の取扱いは以下の通りです。

取引の種類	取引の性質	消費税の取り扱い※
容量拠出金※ ¹	小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が、供給力を維持・確保するための手段として支払う費用と位置づけられる。制度設計上も容量確保契約金額の原資とされている	課税
再算定分の追加請求※ ¹	容量拠出金の回収に応じて年間総額を一致させる再算定（年次精算）が生じた場合の、回収先変更による追加的な請求であり、取引上の位置づけは通常の容量拠出金請求と同様である	課税
還元※ ²	経済的ペナルティなどの発生に伴い減少する容量確保契約金額の年間総額と容量拠出金の年間総額の差額調整として、一旦回収した容量拠出金の事後的な返還と位置づけられる	課税

※¹：小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が対象
 ※²：小売電気事業者のみが対象

- 小売電気事業者は、供給能力の確保義務を負っているところ、容量市場に対する容量拠出金の支払により、当該義務を果たすとされています。また、一般送配電事業者は実需給断面での周波数調整に必要な調整力を確保する責任を負っています。
 - 容量拠出金は、本機関が容量提供事業者へ支払う容量確保契約金額および、容量提供事業者から受領するペナルティ・他市場収益の還付額を勘案し、金額の算定を行い、小売電気事業者等へ請求が行われます。
 - そのため、小売電気事業者等が支払う容量拠出金は、容量提供事業者において課税処理となっている約款16条(18条)・19,20条(21,25条)・(28条)※¹だけでなく、不課税処理となっている約款13条(12条)・(15条)・(24条)※¹を考慮した全体が、「供給能力の確保義務の履行」という対価性が認められることから、課税として処理されます※²。
- ※¹ カッコ内の条番号は、長期脱炭素電源オークションの容量確保契約約款の条となります。なお、長期脱炭素電源オークションの制度適用開始は2027年度以降となります。
- ※² 容量拠出金を超えて還元される部分是对価性が認められないため、不課税として処理されます



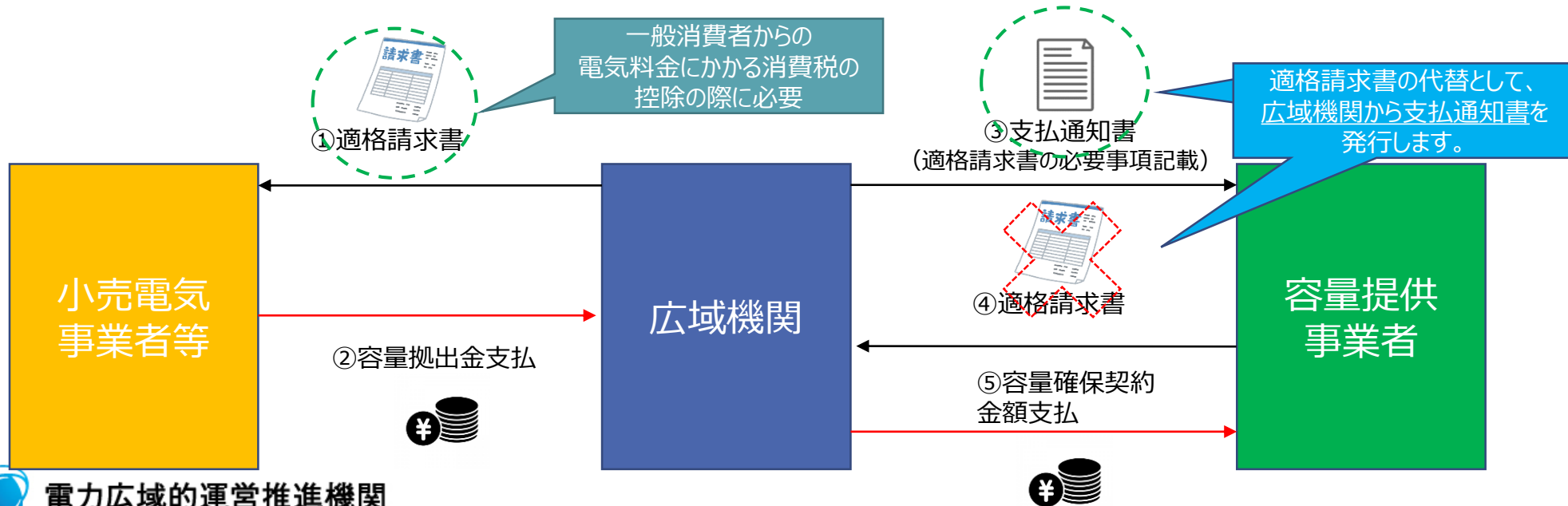
第9章 容量市場の取引や税務面について

消費税のインボイス制度対応について

- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ、本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します*。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、本機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報を記載する運用を予定しております。

※小売電気事業者等の登録番号について、本機関から発行する請求書または支払通知書に、小売電気事業者等の登録番号を記載するため、会員情報管理システムへの情報登録をお願いします（P.60参照）

※容量確保契約金額が、経済的ペナルティの額より大きいケースを想定した実運用イメージ



■ 容量市場の実需給期間が開始しておりますため、小売電気事業者と登録特定送配電事業者の方は、会員情報管理システムに以下①と②の情報を登録してください。※未登録の場合は速やかに登録をお願いいたします。

- ①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号
- ②年次精算において還元額が発生し、本機関から支払通知書が発行される場合※に、当該金額を本機関からお支払するための口座情報

①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号

②年次精算において還元額が発生し、本機関から支払通知書が発行される場合※に、当該金額を本機関からお支払する口座情報

※：年次精算において、追加請求額および対象実需給年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額および対象実需給年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。

※：会員情報管理システムにおける口座情報登録において、口座名義カナ項目に半角括弧が入力不可となる事象が発生していましたが、2024年3月11日のシステム改修によって半角括弧が入力可能となりました。

※：「口座名義カナ」「債権代表者振込名義カナ」の項目に係る入力条件は下記の通りです

半角カナ（小文字を除く）、半角濁点・半濁点、半角英大文字（A～Z）、半角数字（0～9）、半角SP[スペース]、半角記号4種類（（ ） - [ハイフン] . [ピリオド]）の入力が可能です。

また、半角カナ小文字の「ツ・ヨ・ユ・ヨ」等が利用できないことから、半角カナ大文字で入力して下さい。

第10章 その他

- ・発電設備の情報掲示板
- ・お知らせ
- ・各種資料等参照先
- ・お問い合わせ先

- 容量市場の導入に向けて、事業者の多様な電源調達・販売が可能となる環境整備が重要と考えています。
- 本機関では、2019年4月から、発電設備等の情報掲示板の提供を行っております。
(事業者の判断で、相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源などを掲載)

【情報掲示板の概要】

目的

- ①容量市場の導入による事業環境の変化に対して、事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境をつくること
 - ②相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源を持つ事業者と相対契約を希望する事業者との間で、発電設備等に関する情報提供を可能とすること
- なお、発電設備の情報掲示板への掲載判断は、事業者の判断で行うものとする。

管理者

掲載情報に関する取り扱いの中立性が求められるため、本機関が管理者となることとする。
なお、情報掲示板を契機とする交渉・契約等は事業者の責任で行うものとする。

掲載情報

情報掲示板に必須で掲載を求める情報に関しては最小限にとどめ、それ以上の情報については、問合せ時に当事者間で確認することとする。なお、小売電気事業者からの相対契約の希望等についても情報掲示板に掲載できることとする。
また、2021年4月より、情報掲示板に新規情報が掲載されれば、登録事業者にメールを通知するように運用を変更しています。
<項目> 売/買区分、事業者名、問い合わせ先、電源所在エリア、掲載期限、その他任意掲載欄

【情報掲示板】

<https://www.occto.or.jp/market-board/board/index.html>

参加者

発電事業者、小売電気事業者、その他電気供給事業者
また、掲示板利用希望者には本機関からログインID等を発行する等により、セキュリティ向上や掲示板情報の品質確保を図る。

その他 留意事項

発電設備に関する契約の締結までには、関連ルール（送電制約、環境制約等の諸条件の確認等）等、発電設備の置かれた条件について当事者間での十分な確認が必要である。

- 本機関では、説明会の開催案内や容量市場に係るお知らせのHP掲載と共に、facebookやX（旧Twitter）を通じて情報発信しております。
- 本機関からのお知らせ等の情報把握のために、ご活用いただきますようお願いいたします。

< facebook の本機関ページ >



<https://www.facebook.com/occto.jp/>

< X (旧Twitter) の本機関ページ >



https://twitter.com/occto_jp

<各種資料等参照先>

- ・容量市場の在り方等に関する検討会

<https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>

- ・容量市場に関するお知らせ等

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/index.html>

- ・発電設備等の情報掲示板

<https://www.occto.or.jp/market-board/board/index.html>

- ・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会

第二次中間とりまとめ（令和元年7月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20190724_01.pdf

第三次中間とりまとめ（令和二年7月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20200730_01.pdf

第四次中間とりまとめ（令和三年6月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20210614_1.pdf

第七次中間とりまとめ（令和四年7月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20220714_1.pdf

第十三次中間とりまとめ（令和五年8月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230810_1.pdf

第十五次中間とりまとめ（令和六年4月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20240403_1.pdf

- ・容量市場における入札ガイドライン（資源エネルギー庁：関係法令・ガイドライン等ページ）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/

<お問い合わせ先>

- 下記に関するお問い合わせは、以下のWebページよりお願いいたします。
 - 参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）
※応札に関するお問い合わせは、「その他の問合せ窓口」にお送りください。
 - 事業者コード・クライアント証明書・系統コード

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

- お問い合わせの前に、以下の「容量市場 FAQ」ページもご覧ください。

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_FAQ.html

参考資料

- ・容量確保契約の変更・解約
- ・請求額の算定方法(調達オークション_市場が分断される場合)
- ・請求額の算定方法(リリースオークション請求額が発生する場合)

容量確保契約の変更・解約

- 以下の変更事由に該当する場合には、容量確保契約は変更が必要となります。
- 容量提供事業者が、容量確保契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能と判断される場合、または次の解約事由に該当する場合において、本機関は、違反または該当した相手方に対して何らかの催告を要することなく、容量確保契約を解約することができるものとします。

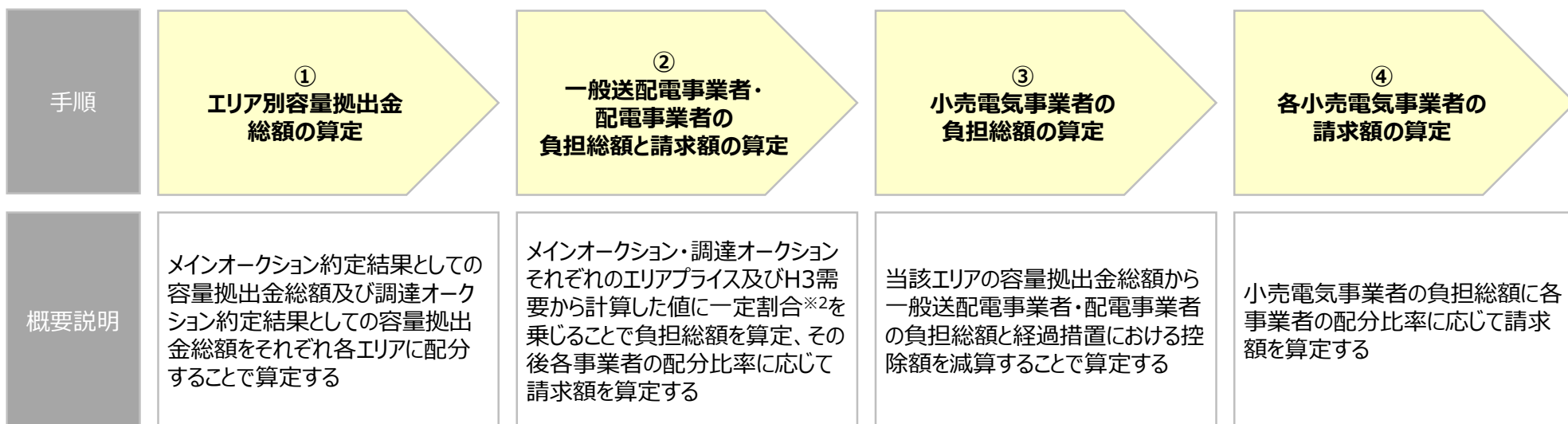
容量確保契約の変更・解約事由

変更事由
ア 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
イ リリースオークションにより、契約容量の全部または一部をリリースした場合
ウ 契約電源の一部が市場退出した場合
エ 電源等差替を実施した場合
オ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
カ 権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合
キ 容量確保契約金額が変更となった場合
ク その他、本機関が 変更を 必要と判断した場合

解約事由
ア 契約電源の全てが市場退出した場合
イ 監督官庁から業務停止等の処分を受けたとき
ウ 支払い停止若しくは支払不能の状態に陥った時、又は不渡り処分を受けたとき
エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき
オ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申立 がなされたとき
カ 市場支配力を有する事業者が、市場支配力を行使した場合

(調達オークション_市場が分断される場合)

- 全国調達オークション開催時かつ市場分断がされる場合の、各事業者への容量拠出金の請求額は、以下①～④の手順の中で算定します。※1
 - ①エリア別容量拠出金総額の算定
 - ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
 - ③小売電気事業者の負担総額の算定
 - ④各小売電気事業者の請求額の算定

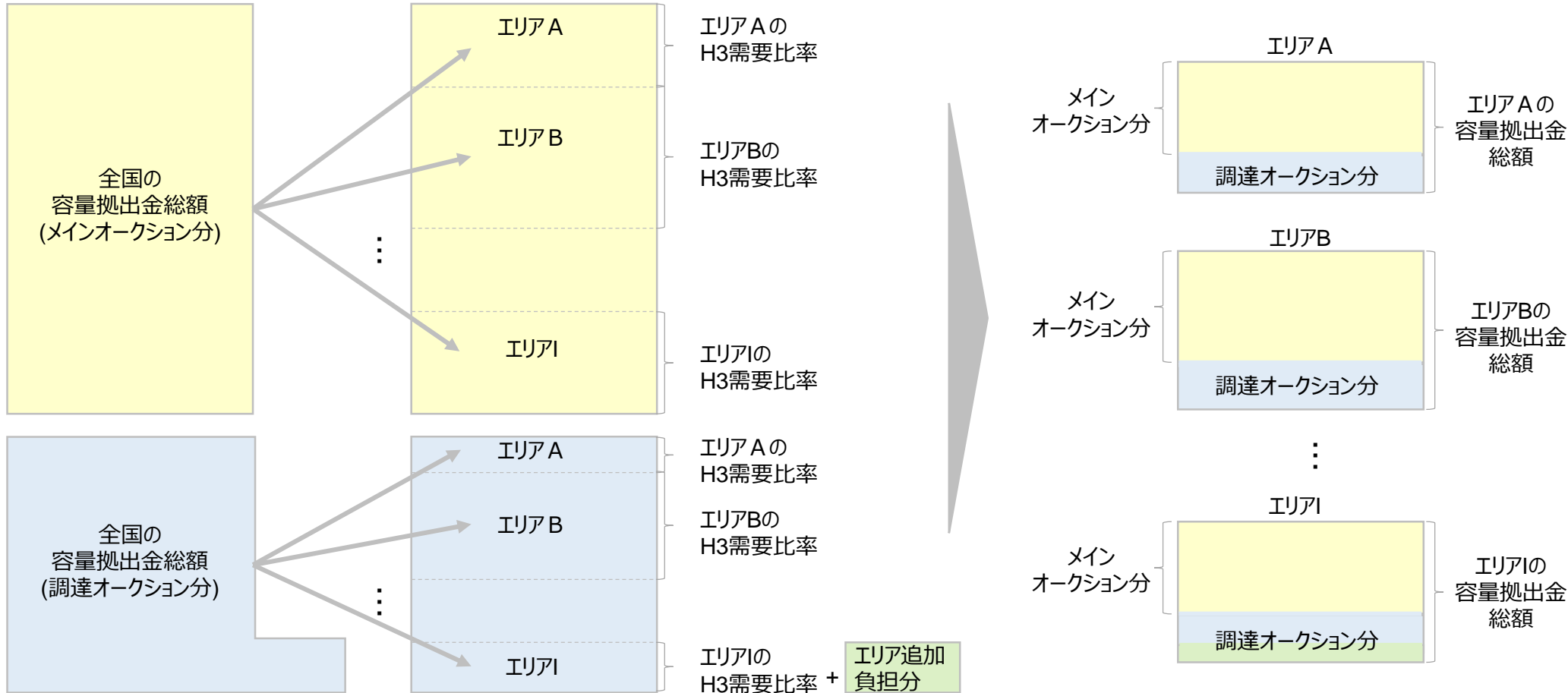


※1：メインオークションにおいても市場分断がされないケースで説明します。
※2：送配電負担（託送負担）について、本資料では一定割合を8%として試算しています。

①エリア別容量拠出金総額の算定 (調達オークション_市場が分断される場合)

■ エリア別容量拠出金総額は、メインオークション約定結果としての容量拠出金総額及び調達オークション約定結果としての容量拠出金総額をエリア別のH3需要比率※¹に応じて、各エリアに配分することで算定します。

イメージ図



※：メインオークション分は供給計画第5年度H3需要、調達オークション分は供給計画第2年度H3需要を使用します。

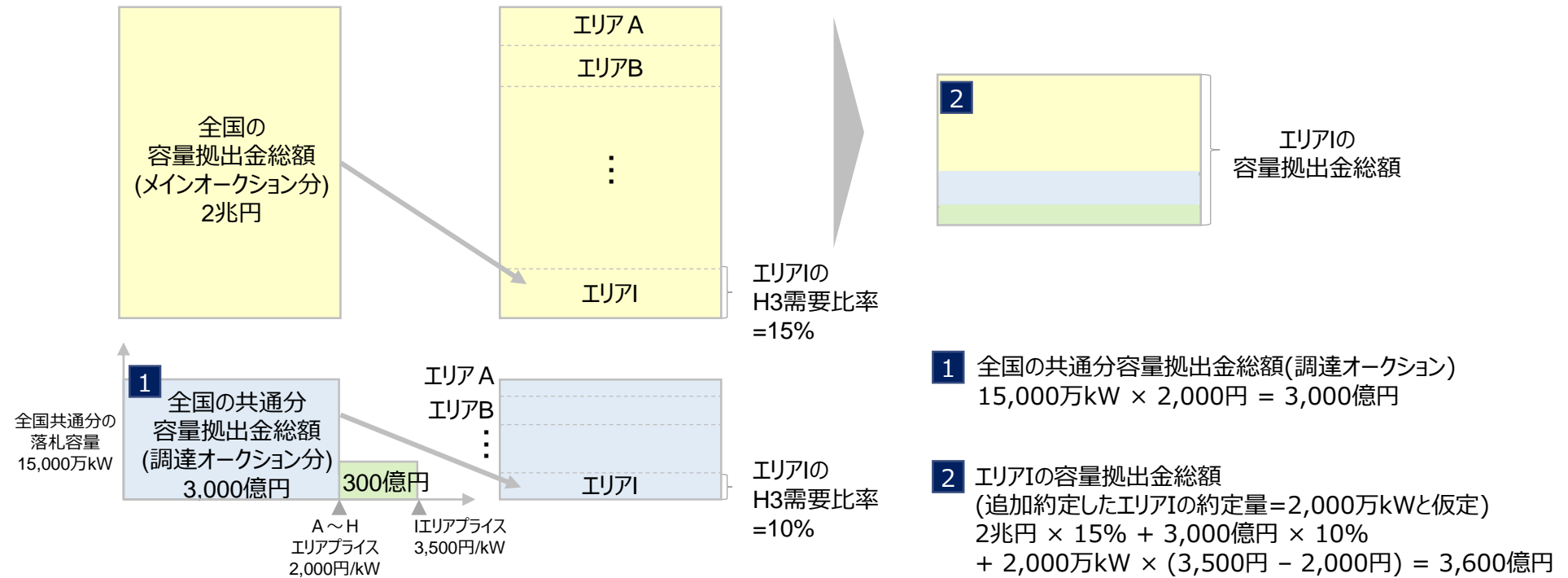
①エリア別容量拠出金総額の算定_計算例 (調達オークション_市場が分断される場合)

■ エリア別容量拠出金総額

$$= \text{全国の容量拠出金総額(メインオークション分)} \times \text{メインオークションH3需要比率} \\ + \text{全国の共通分容量拠出金総額(調達オークション分)} \times \text{調達オークションH3需要比率} + \text{エリア追加負担分}^*$$

$$^* \text{エリア追加負担分} = \text{追加約定したエリア別の約定量} \times (\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス})$$

計算イメージ

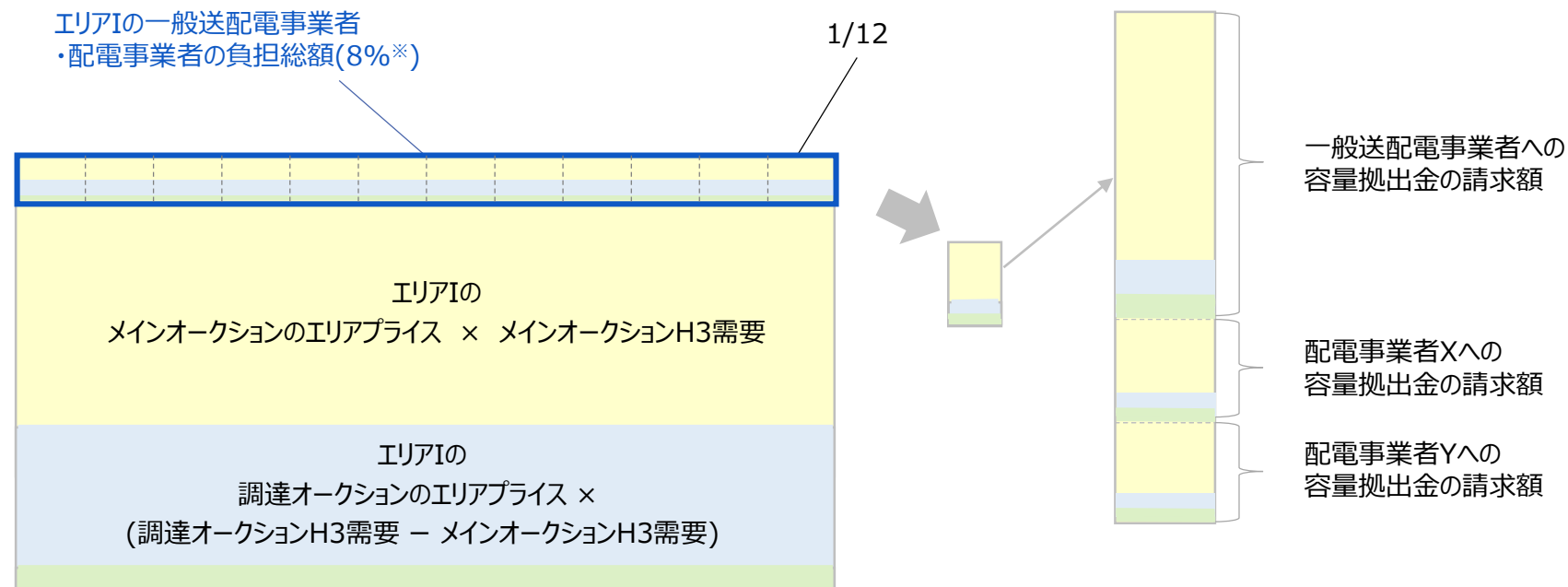


②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定 (調達オークション_市場が分断される場合)

- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、メインオークションのエリアプライスとH3需要を掛け合わせた値に、調達オークションのエリアプライスに調達オークションH3需要からメインオークションのH3需要を差し引いた値を掛け合わせた値を足した値※1に一定割合※2を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアIに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合



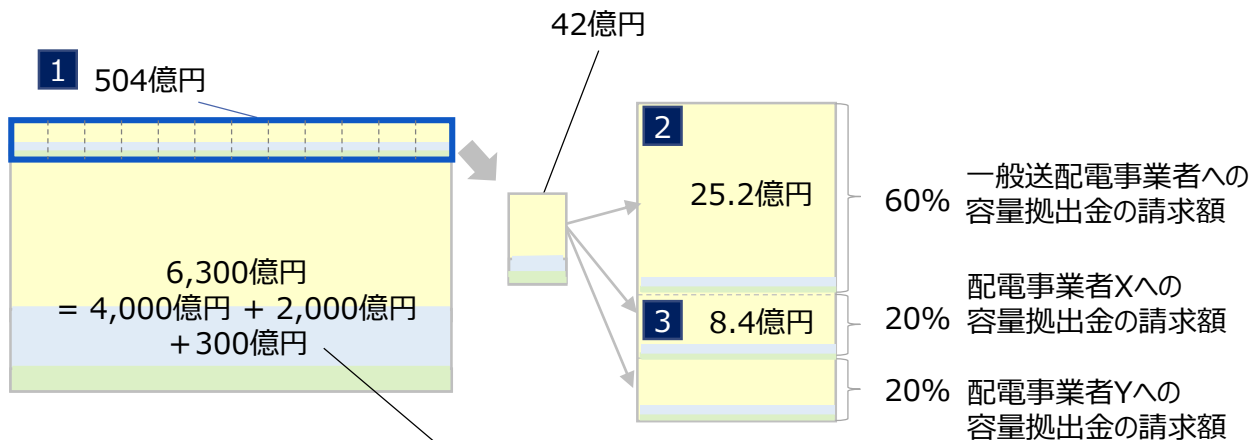
②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例 (調達オークション_市場が分断される場合)

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

$$= \{ \text{メインオークションのエリアプライス} \times \text{メインオークションH3需要} + \text{調達オークションのエリアプライス} \times (\text{調達オークションH3需要} - \text{メインオークションH3需要}) \} \times \text{一定割合}^*$$
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額

$$= \left(\frac{\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}}{\text{配電事業者の負担総額}} \div 12 \right) \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率}$$

計算イメージ



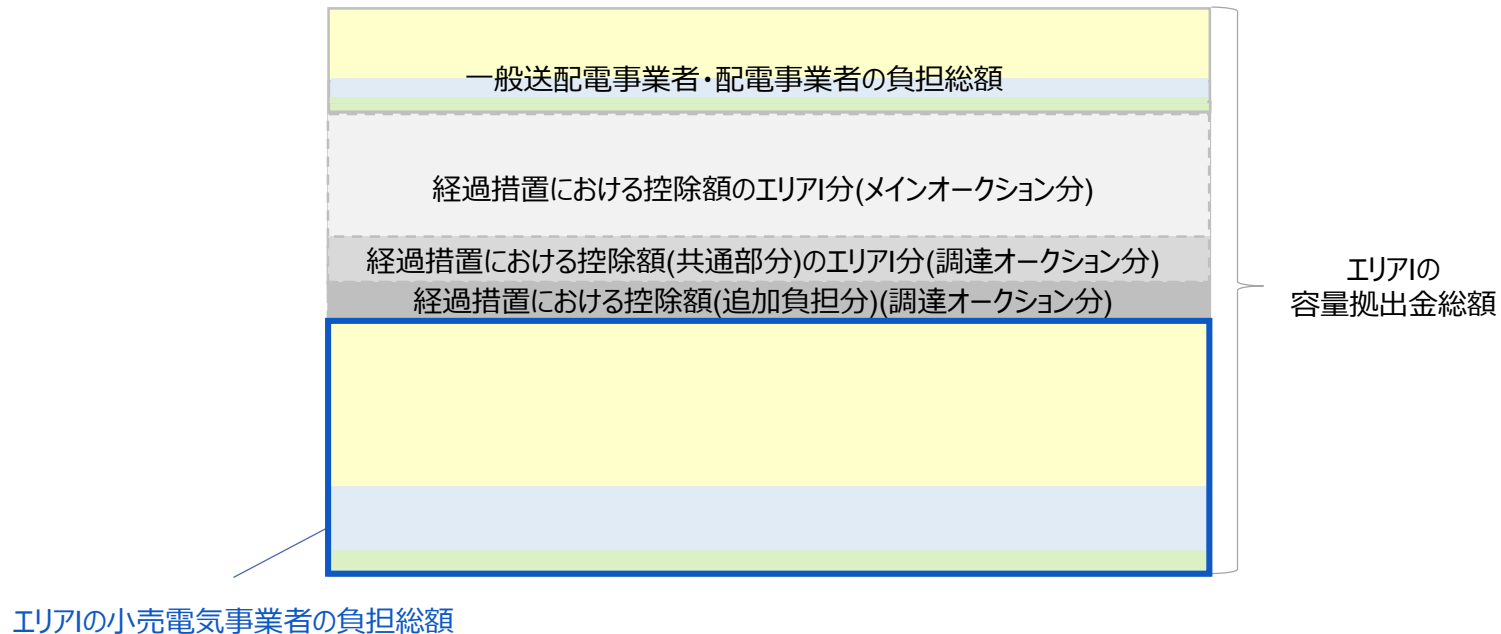
- 1 エリアの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
 $(4,000\text{億円} + 2,300\text{億円}) \times 8\%^* = 504\text{億円}$
- 2 エリアの一般送配電事業者へのある月の請求額
 $(504\text{億円} \div 12) \times 60\% = 25.2\text{億円}$
- 3 エリアの配電事業者X社へのある月の請求額
 $(504\text{億円} \div 12) \times 20\% = 8.4\text{億円}$

全国のメインオークションの容量拋出金総額 × メインオークションH3需要比率：4,000億円
 全国の調達オークションの容量拋出金総額（共通分） × 調達オークションH3需要比率：2,000億円
 エリア毎の追加負担分：300億円
 であったと仮定

③小売電気事業者の負担総額の算定 (調達オークション_市場が分断される場合)

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拠出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置における控除額を減算することで算定します。

イメージ図



③小売電気事業者の負担総額の算定_計算例 (調達オークション_市場が分断される場合)

■ エリア別の小売電気事業者の負担総額

$$= \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} - \text{エリア別の経過措置における控除額}^{\ast}$$

※1：エリア別の経過措置における控除額

$$= \Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) \times \text{メインオークション H3需要比率} + \Sigma(\text{経過措置における控除額(共通部分)}) \times \text{調達オークション H3需要比率} + \Sigma(\text{経過措置における控除額(追加分)}) \times \text{調達オークション H3需要比率}$$

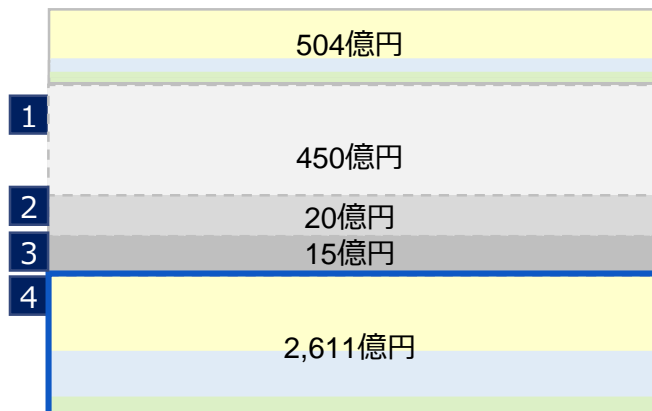
※2：経過措置における控除額(共通部分)(調達オークション分)

$$= \Sigma(\text{経過措置対象電源等の約定量}) \times \text{最安エリアプライス} \times \text{控除率}$$

※3：経過措置における控除額(追加分)(調達オークション分)

$$= \Sigma(\text{追加約定分の経過措置対象電源等の約定量}) \times \text{当該エリアプライスと最安エリアプライスの差分} \times \text{控除率}$$

計算イメージ



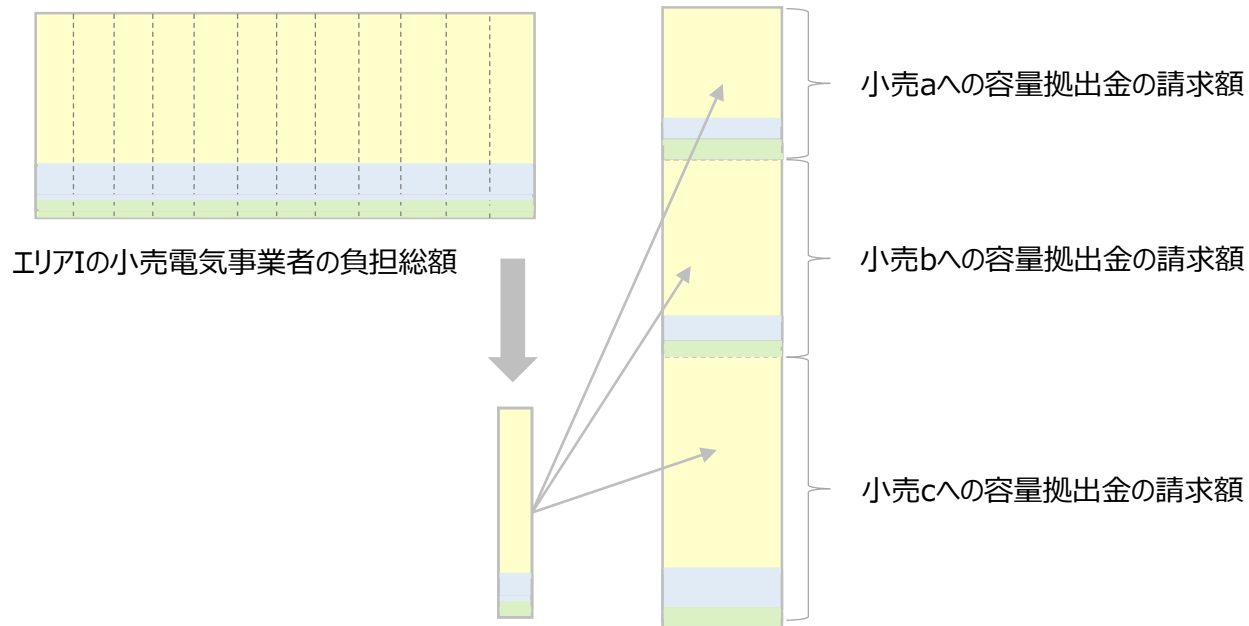
- 1 経過措置における控除額のエリア分(メインオークション分)
 $(\Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) = 3,000\text{億円と仮定})$
 $3,000\text{億円} \times 15\% = 450\text{億円}$
- 2 経過措置における控除額のエリア分(調達オークション分)
 $(\Sigma(\text{経過措置対象電源等の約定量(調達オークション分)}) = 5,000\text{万kWと仮定})$
 $5,000\text{万kW} \times 2,000\text{円/kW} \times 20\% \times 10\% = 20\text{億円}$
- 3 経過措置における控除額(追加分)(調達オークション分)
 $(\Sigma(\text{追加約定分の経過措置対象電源等の約定量})) = 500\text{万kWと仮定})$
 $500\text{万kW} \times (3,500\text{円/kW} - 2,000\text{円/kW}) \times 20\% = 15\text{億円}$
- 4 エリアの小売電気事業者の負担総額
 $3,600\text{億円} - 504\text{億円} - (450\text{億円} + 20\text{億円} + 15\text{億円}) = 2,611\text{億円}$

④各小売電気事業者への請求額の算定 (調達オークション_市場が分断される場合)

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアIに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



④各小売電気事業者への請求額の算定_計算例 (調達オークション_市場が分断される場合)

■ 各小売電気事業者への毎月の請求額

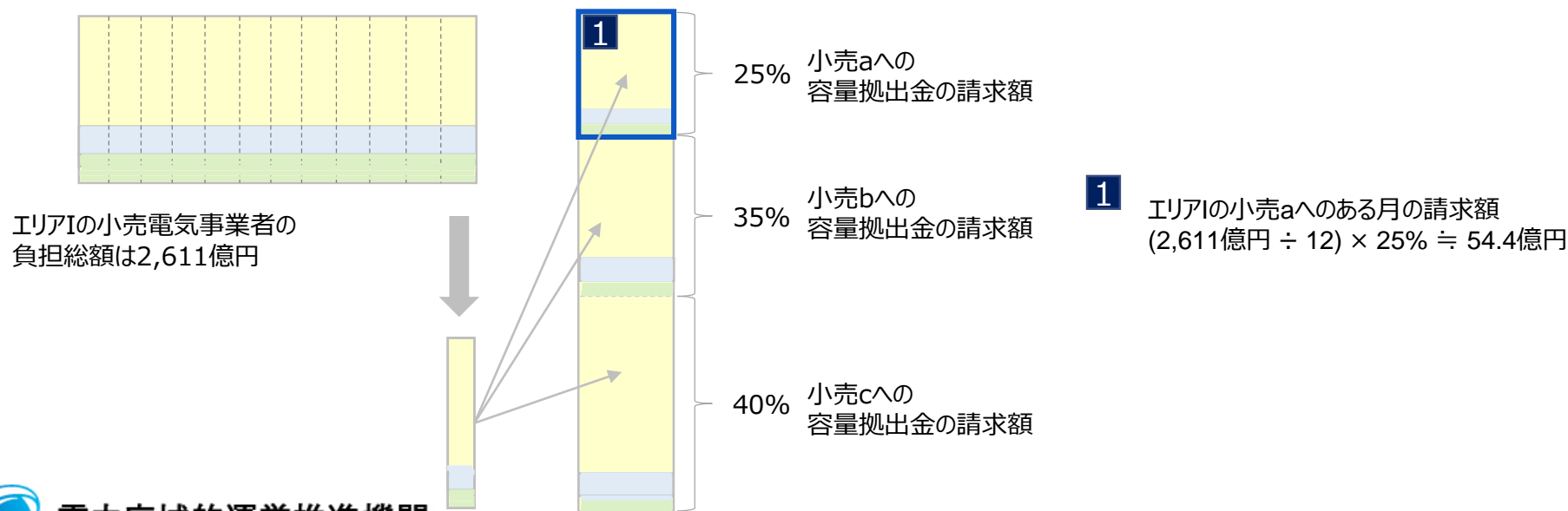
$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{シェア変動考慮後の配分比率}^*$$

$$\begin{aligned}
 \text{※：シェア変動考慮後の配分比率} &= \frac{\text{前年度の夏季/冬季ピーク}^{\text{※2}} \text{時電力kW実績の合計 (当該小売電気事業者)}}{\text{当該エリアでの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkWの合計}} \times \frac{\text{当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピーク}^{\text{※}} \text{の託送契約電力kW実績の合計}}
 \end{aligned}$$

※1：12か月で割った部分については小数点以下の値を切り下げします。

※2：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

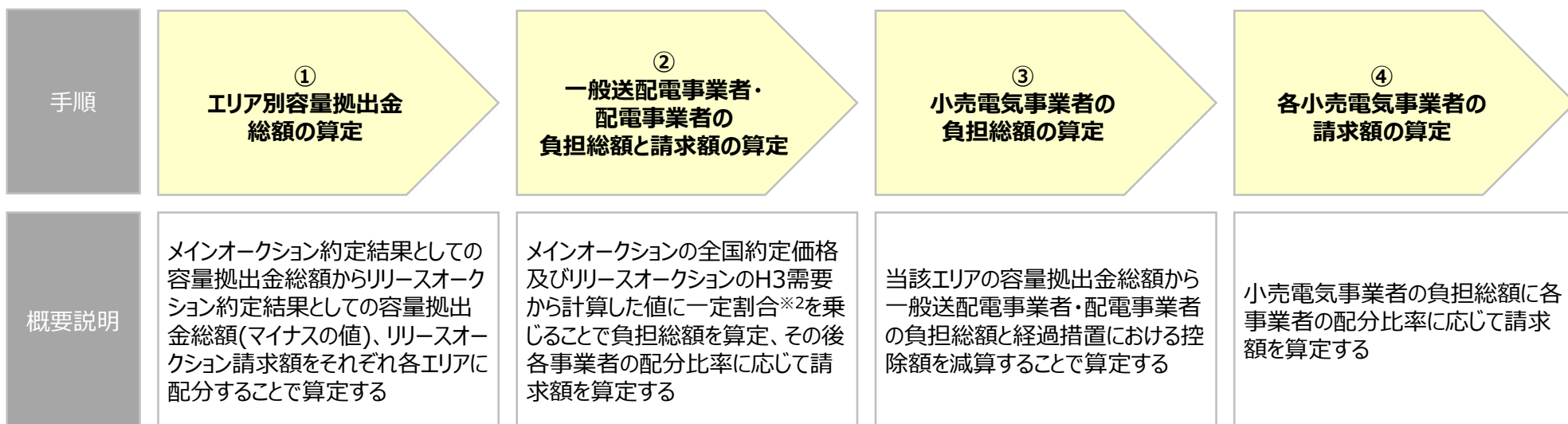
計算イメージ



(リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

- 全国リリースオークション開催時かつリリースオークション請求額が発生し、市場分断がされない場合の、各事業者への容量拠出金の請求額は、以下①～④の手順の中で算定します。※1

- ① エリア別容量拠出金総額の算定
- ② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③ 小売電気事業者の負担総額の算定
- ④ 各小売電気事業者の請求額の算定



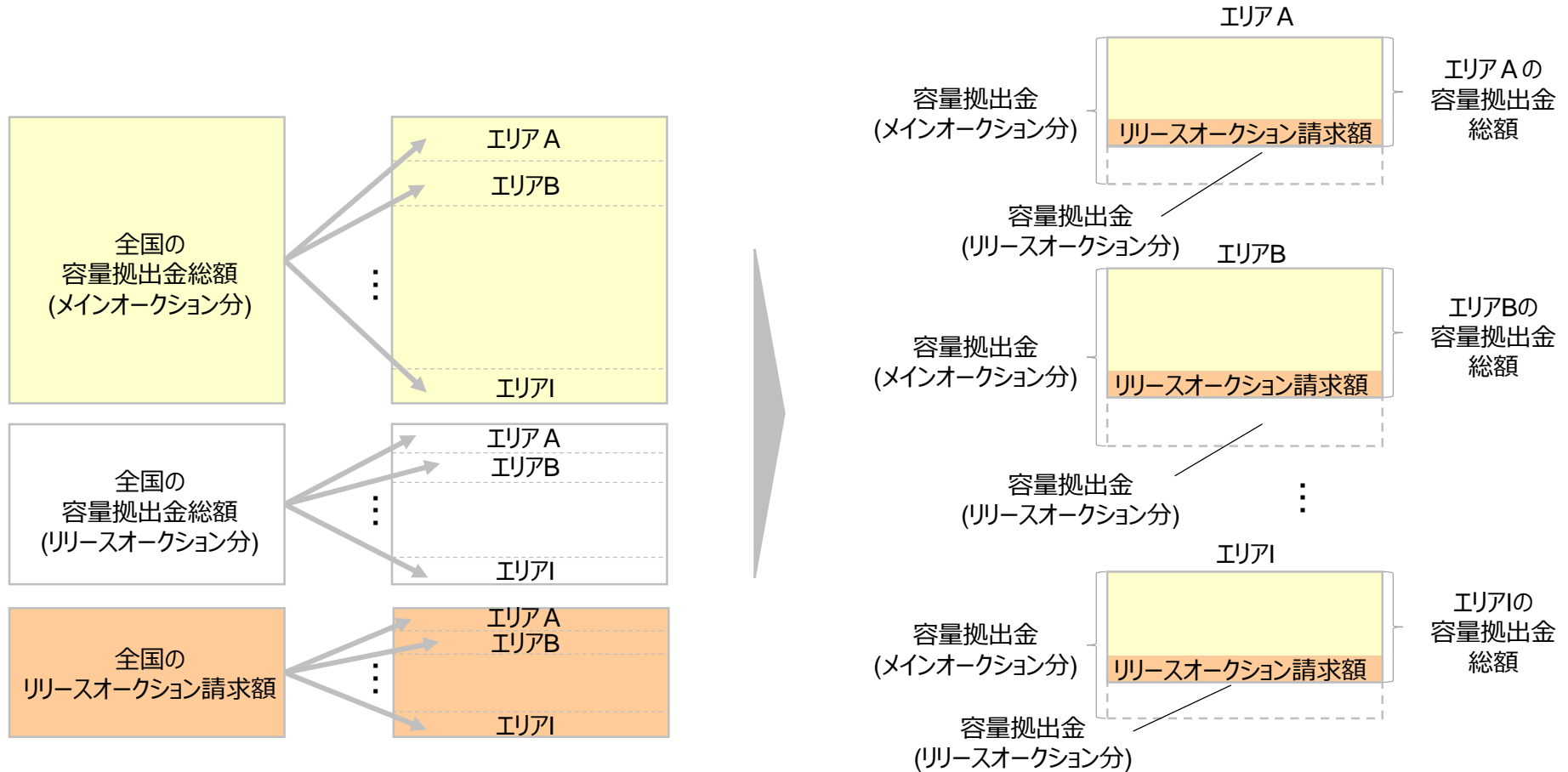
※1：メインオークションにおいても市場分断がされないケースで説明します。
※2：送配電負担（託送負担）について、本資料では一定割合を8%として試算しています。

①エリア別容量拠出金総額の算定

(リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

- エリア別容量拠出金総額は、メインオークション約定結果としての容量拠出金総額及びリリースオークション約定結果としての容量拠出金総額(マイナスの値)、リリースオークション請求額※1をエリア別のH3需要比率※2、3に応じて、各エリアに配分することで算定します。

イメージ図

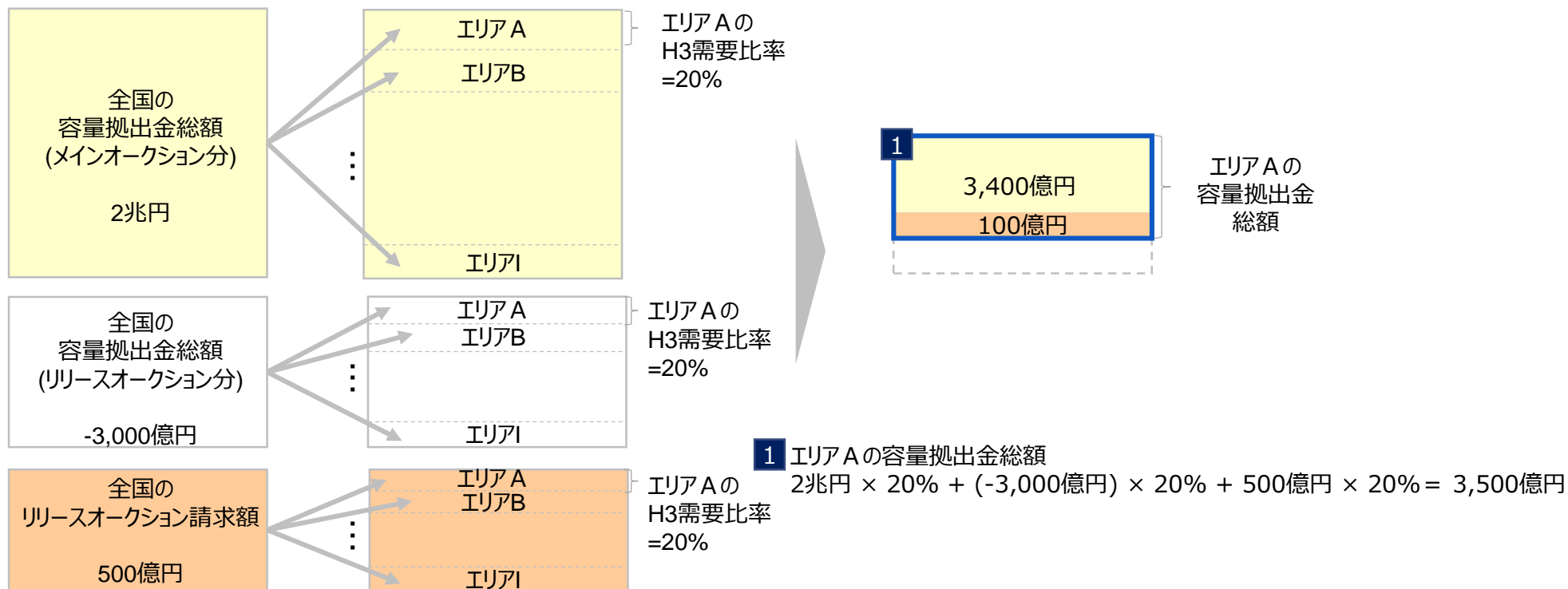


※1：リリースオークション請求額についてはP.95を参照ください。
 ※2：メインオークション分は供給計画第5年度H3需要、リリースオークション分は供給計画第2年度H3需要を使用します。
 ※3：リリースオークション(エリア)が開催されリリースオークション請求額が発生した場合も、発生したリリース請求額はエリア別のH3需要比率に応じて、各エリアに配分します。

①エリア別容量拠出金総額の算定_計算例 (リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

- エリア別容量拠出金総額
 - = 全国の容量拠出金総額(メインオークション分) × メインオークションH3需要比率
 - + 全国の容量拠出金総額(リリースオークション分) × リリースオークションH3需要比率
 - + 全国のリリースオークション請求額 × リリースオークションH3需要比率

計算イメージ

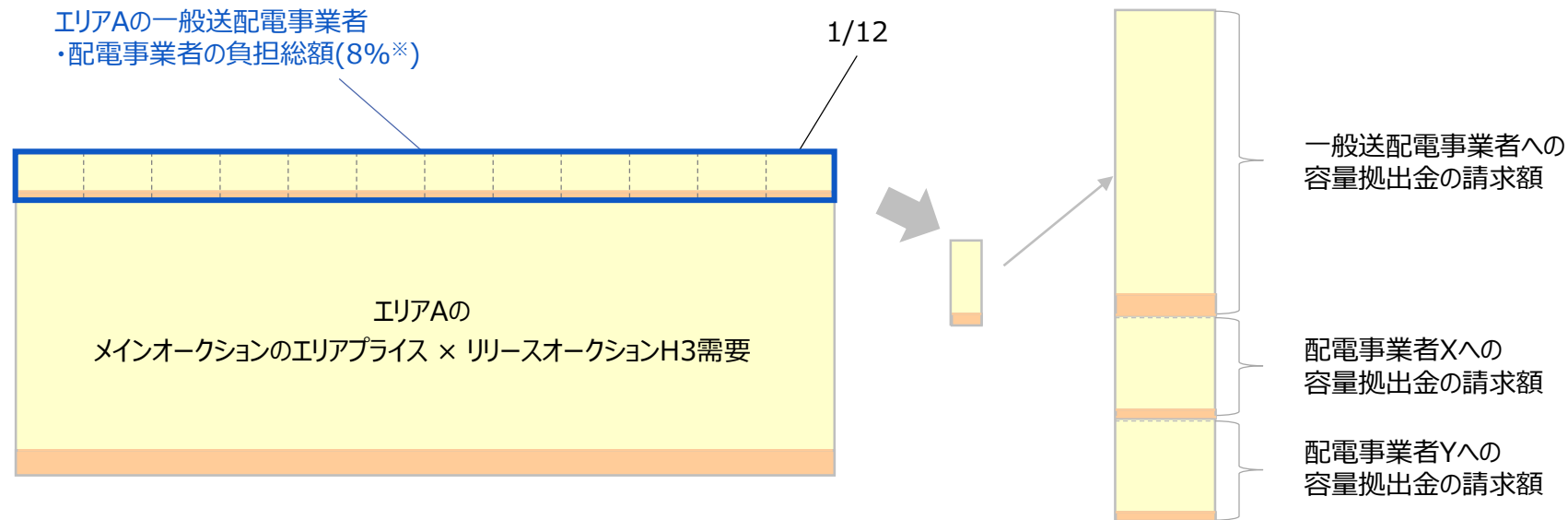


②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定 (リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、メインオークションのエリアプライスにリリースオークションH3需要を乗じた値に一定割合※を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合



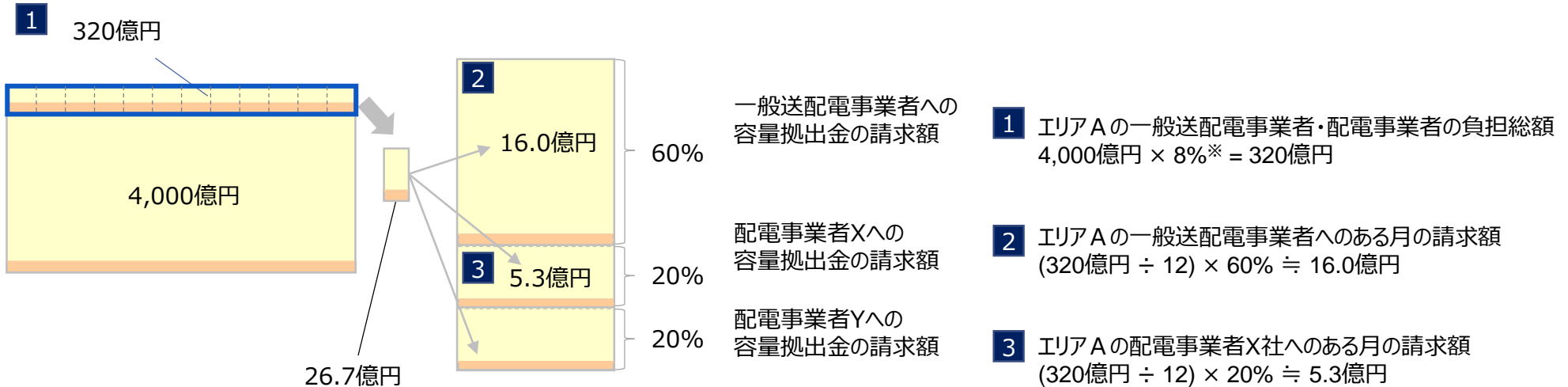
②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例 (リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

$$= \text{メインオークションのエリアプライス} \times \text{リリースオークションH3需要} \times \text{一定割合}^*$$

- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額 $= \left(\frac{\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}}{\text{12}} \right) \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率}$

計算イメージ

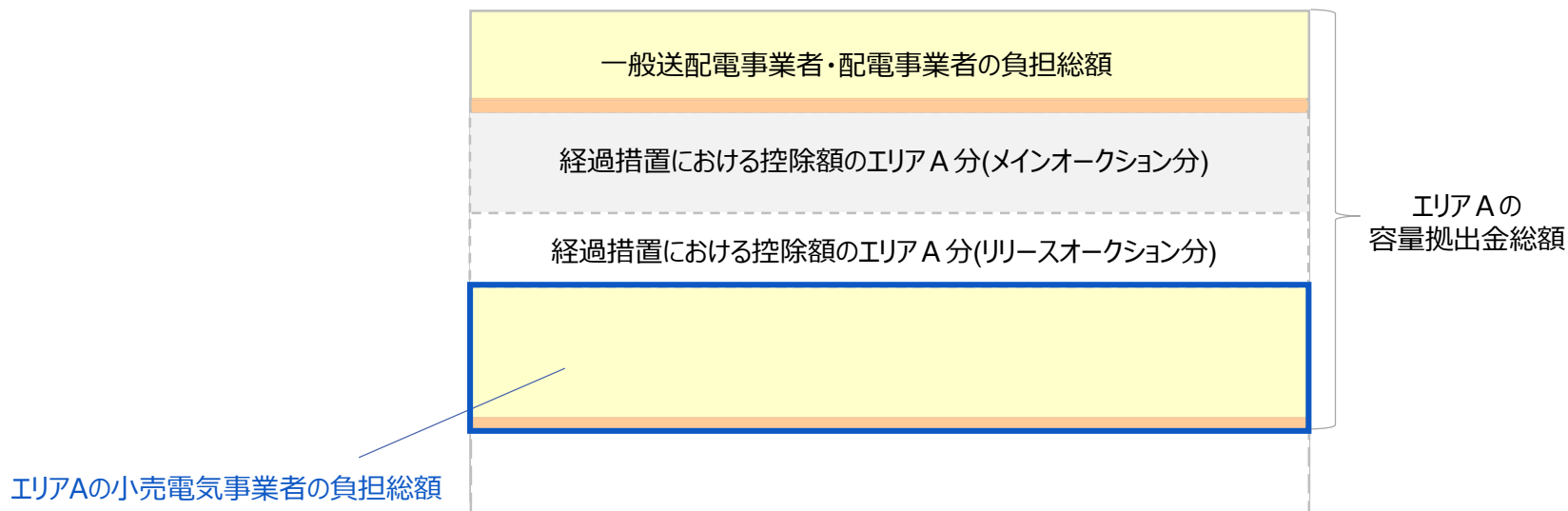


③小売電気事業者の負担総額の算定

(リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拠出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置における控除額を減算することで算定します。

イメージ図



③小売電気事業者の負担総額の算定_計算例 (リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

■ エリア別の小売電気事業者の負担総額

$$= \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} - \text{エリア別の経過措置における控除額}^{\ast}$$

※：エリア別の経過措置における控除額

$$= \Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) \times \text{メインオークション H3需要比率} + \Sigma(\text{経過措置における控除額(リリースオークション分)}) \times \text{リリースオークション H3需要比率}$$

計算イメージ

	320億円
1	600億円
2	-200億円
3	2,780億円

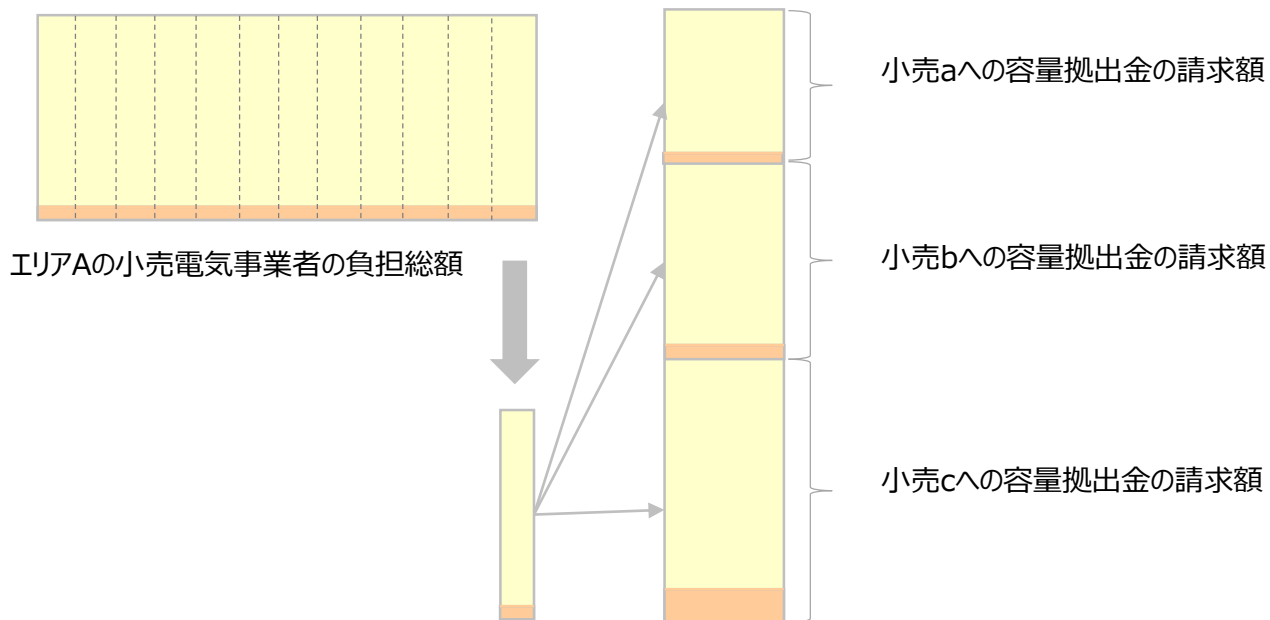
- 1 経過措置における控除額のエリアA分(メインオークション分)
 $(\Sigma(\text{経過措置における控除額(メインオークション分)}) = 3,000\text{億円と仮定})$
 $3,000\text{億円} \times 20\% = 600\text{億円}$
- 2 経過措置における控除額のエリアA分(リリースオークション分)
 $(\Sigma(\text{経過措置における控除額(リリースオークション分)}) = -1,000\text{億円と仮定})$
 $-1,000\text{億円} \times 20\% = -200\text{億円}$
- 3 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $3,500\text{億円} - 320\text{億円} - (600\text{億円} - 200\text{億円}) = 2,780\text{億円}$

④各小売電気事業者への請求額の算定 (リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



④各小売電気事業者への請求額の算定_計算例 (リリースオークション_リリースオークション請求額が発生した場合)

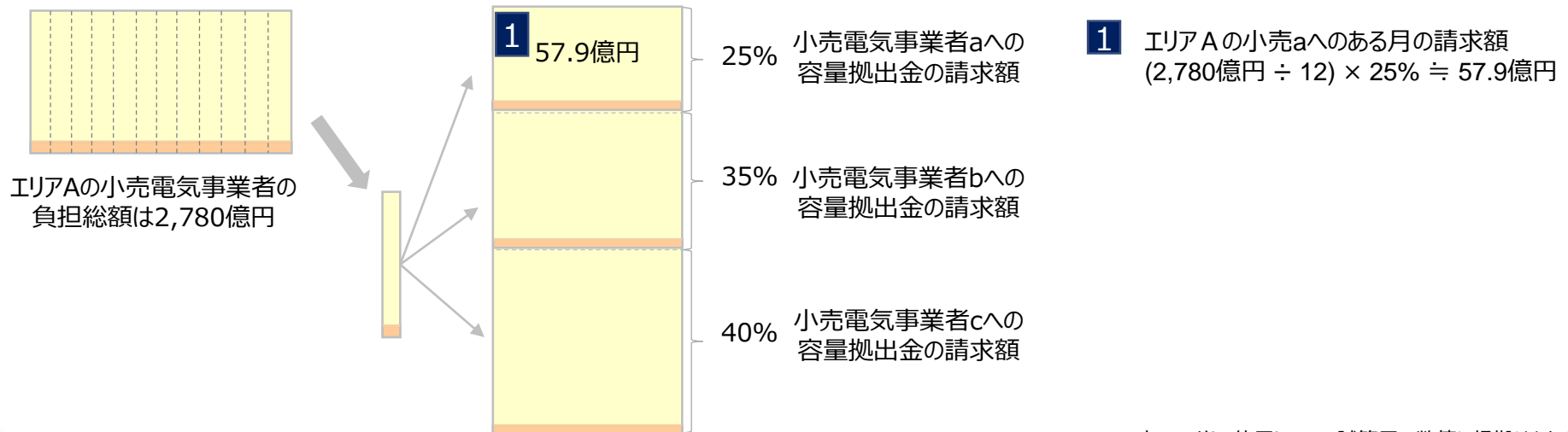
■ 各小売電気事業者への毎月の請求額

$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{シェア変動考慮後の配分比率}^*$$

$$\begin{aligned}
 \text{※：シェア変動考慮後の配分比率} &= \frac{\text{前年度の夏季/冬季ピーク}^{\ast 2} \text{時電力kW実績の合計 (当該小売電気事業者)}}{\text{当該エリアでの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkWの合計}} \times \frac{\text{当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピーク}^{\ast} \text{の託送契約電力kW実績の合計}} \\
 \end{aligned}$$

※1：12か月で割った部分については小数点以下の値を切り下げします。
 ※2：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

計算イメージ



本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。
 計算結果は適宜四捨五入しております。